



Policy Research Institute
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

行政対応特別研究
[二国間] 研究資料
第12号

平成21年度カントリーレポート

E U,
米 国,
ブラジル

平成22年 3 月

農林水産政策研究所

本刊行物は、農林水産政策研究所における研究成果をまとめたものですが、学術的な審査を経たものではありません。研究内容の今後一層の充実を図るため、読者各位から幅広くコメントをいただくことができれば幸いです。

まえがき

このカントリーレポートは、世界の主要各国等について、その農業・農産物貿易等の実情・政策の動向を分析するものである。平成19年度から新たな取組として、当研究所国際領域の研究者がとりまとめ印刷・配付することとしたものであり、今年度が3年目である。とりまとめに際しては、単に統計数値を並べて現状を示すというものではなく、対象国全体の状況に目を配り、農業や貿易を巡る論点や問題点とその背景を析出して、その国が現状に至った経緯や、農業・貿易に関連してなぜそのような行動をとるのかが、構造として理解できるような社会的背景等も含めた分析をめざしたところである。

なお不十分な点多々あると思うが、カントリーレポートは今後とも継続して充実を図るつもりであるので、お気づきの点についてはご指摘を賜れば幸いである。

(平成 19 年度カントリーレポート)

- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 1 号 中国，韓国
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 2 号 ASEAN，ベトナム
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 3 号 インド，サブサハラ・アフリカ
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 4 号 オーストラリア，アルゼンチン，EU 油糧種子政策の展開

(平成 20 年度カントリーレポート)

- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 5 号 中国，ベトナム
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 6 号 オーストラリア，アルゼンチン
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 7 号 米国，EU
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 8 号 韓国，インドネシア行政対応特別研究

(平成 21 年度カントリーレポート)

- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 9 号 中国の食糧生産貿易と農業労働力の動向
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 10 号 中国，インド
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 11 号 オーストラリア，ニュージーランド，アルゼンチン
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 12 号 EU，米国，ブラジル
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 13 号 韓国，タイ，ベトナム

行政対応特別研究

「二国間農業交渉の戦略的対応に資するための国際的な農業・農政動向の分析」

平成 21 年度カントリーレポート

EU, 米国, ブラジル

目 次

第 1 章	カントリーレポート：EU	3
第 1 節	EU 財政と共通農業政策の所得再分配の構造	3
	(勝又 健太郎)	
第 2 節	EU の農業政策の意思決定プロセス	9
	(勝又 健太郎)	
第 3 節	EU の貿易構造	18
	(玉井 哲也)	
附属資料 1	WTO における EU の貿易政策レビューの概要 (2009 年)	
	ー 農産物貿易, 農業政策に関する部分を中心にー	29
	(玉井 哲也)	
附属資料 2	我が国の発効済み EPA の影響分析	
1	輸入量への影響分析	41
	(福田 竜一・勝又 健太郎)	
2	国内産業への影響分析	43
	(勝又 健太郎)	

第2章 カントリーレポート：米国……………（大山 利男）…………	45
1. 主要穀物生産の概況……………	45
2. 農業経営の多様化と構造変化……………	48
3. 米国の砂糖産業と利益団体……………	54
4. 米豪 FTA 交渉にみる米国の政策決定プロセス……………	66
第3章 カントリーレポート：ブラジル……………（清水 純一）…………	81
1. ブラジル国概要……………	81
2. ブラジル農業概要……………	83
3. ブラジルの農産物貿易……………	88
4. 農業生産の拡大……………	95
5. ブラジルの農業政策体系……………	99
6. 農業生産の拡大とアマゾンの環境問題……………	104

はじめに

行政部局が EU の共通農業政策（CAP）を始めとする政策対応の予測し、また、EU との国際交渉の対応戦略を検討するためには、EU 及び加盟各国の行動パターンの背景となっている政治的・経済的構造を把握しておくことは必要不可欠である。

このため、本稿においては、EU の財政を通じた所得再分配（第 1 節）、政策決定プロセス（第 2 節）、貿易（第 3 節）の 3 つの観点から政治的・経済的構造を明らかにすることとする。

第1章 カントリーレポート：EU

第1節 EU 財政と共通農業政策の所得再分配の構造⁽¹⁾

勝又 健太郎

EU は、関税，農業課徴金，砂糖賦課金，付加価値税，加盟各国の国民総所得に比例する分担金からなる独自財源から歳入を確保し，予算編成に従って諸政策に支出するという加盟各国の共通財政で運営されている。

共通財政での運営は，加盟国間での所得の再分配をもたらす。その結果，拠出額が受取額よりも多くなる純拠出国（赤字国）になるのかその逆である純受取国（黒字国）になるのかという加盟国間での所得の再分配のいわゆる「損得」勘定とその程度が，不公平感を巻き起こし，加盟国間での諸政策（支出）のあり方を巡る衝突の原因となってきた（どの加盟国がどれだけ拠出しどれだけ受け取るのかという問題）。

特に所得再分配とそれをもたらす諸政策のあり方について加盟国間で熾烈な論争がなされ，所得再分配について根本的な変更をもたらした例は，1984 年，サッチャー英国首相の時に，イギリスの純拠出金の一部をイギリスに還付する制度（リベート制度）が導入されたことであろう。1973 年の加盟以来イギリスの不満は，同国の一人当たりの国民所得が EC 加盟国の平均以下であったのにもかかわらず，EC への純拠出額が余りにも大きいことにあった。その背景には，当時の EC 財政は CAP が中心であり（全予算の約 70%），その一方で，イギリスの CAP からの受取額が加盟国間で相対的に低く，また，農業生産の国民所得に占めるシェアの割合が極端に低いという状況があった。このため，イギリスには CAP の支出を減らし他の政策分野の支出を増加させる誘因が働き続けてきた。

このように EU 加盟各国の行動を予測するためには EU 財政と共通農業政策による所得再分配の構造を把握することが極めて重要となる。（ちなみにイギリスへの還付制度が導入されて以来，還付金を最も負担してきたのはフランスである。）

1. EU の所得再分配の構造

加盟各国の EU への拠出額，EU からの受取額，ネット額（受取額と拠出額の差額），CAP による受取額を示したのが第1図である（2008 年実績）。また，加盟各国の EU への拠出額，EU からの受取額，ネット額（受取額と拠出額の差額），CAP による受取額の数値については，第1表に示した。

まず，拠出額では，ドイツが最大であり，以下，フランス，イタリア，イギリス，スペイン，オランダと続いている。

次に受取額では，フランスが最大であり，以下，スペイン，ドイツ，イタリア，ギリシ

ア、ポーランド、イギリスと続いている。CAP 受取額では、フランスが最大であり、以下、スペイン、ドイツ、ギリシア、イタリア、イギリス、ポーランドと続いており、受取額への CAP の効果が依然として大きいことが分かる。

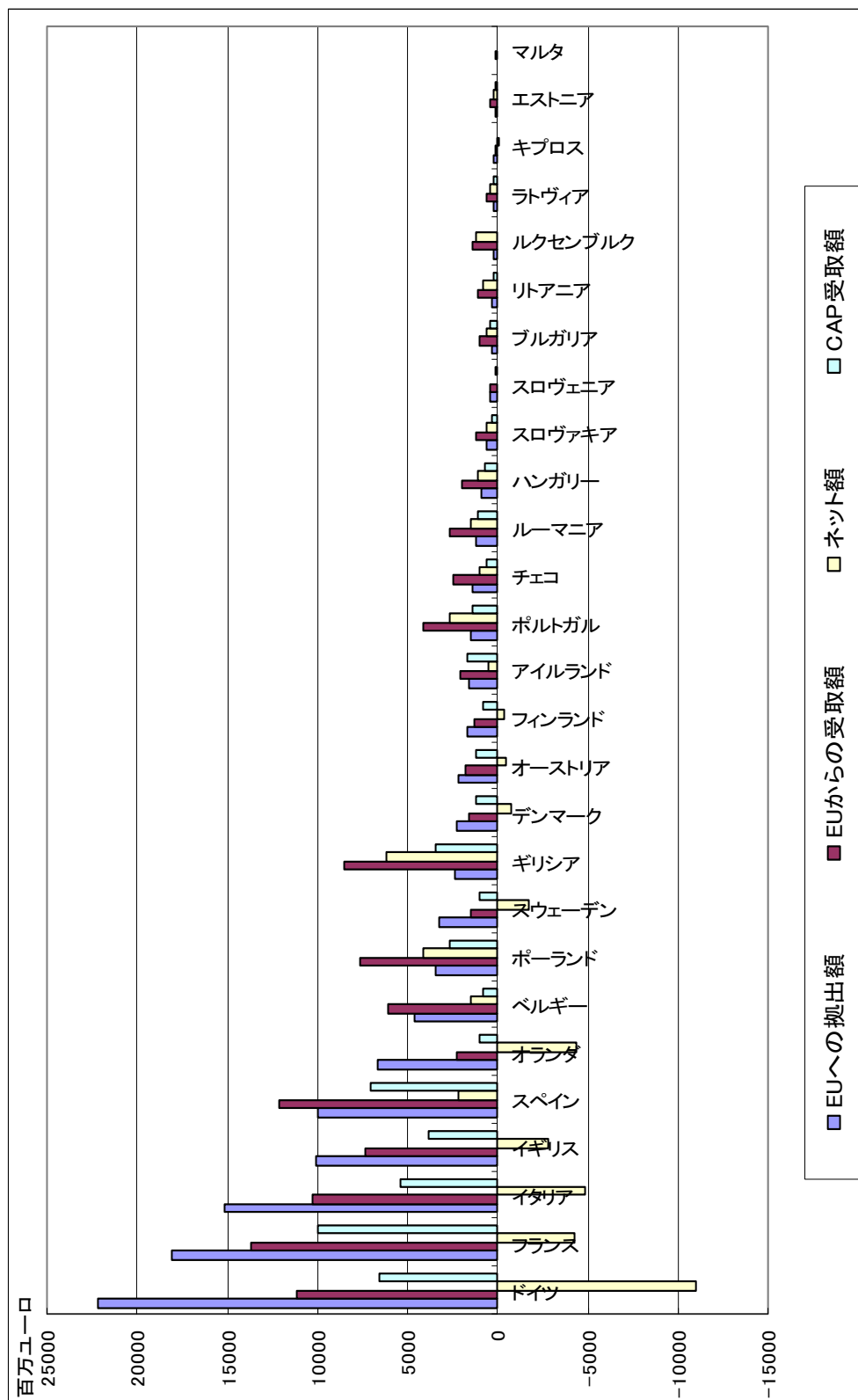
純拠出額では、ドイツが最大であり、次いで、イタリア、オランダ、フランス、イギリスと続く。純受取額では、ギリシアが最大であり、次いで、ポーランド、ポルトガル、スペイン、ベルギー、ルーマニアと続く。

以上、所得の再分配構造について絶対額の観点から確認した。

第 1 表 EU の財政構造

	EUへの拠出額	EUからの受取額	ネット額	CAP受取額
ドイツ	22215.3	11193.8	-11021.5	6606.3
フランス	18025.1	13721.8	-4303.3	10014.2
イタリア	15144.5	10306.4	-4838.1	5407.3
イギリス	10113.9	7309.9	-2804	3803.9
スペイン	9966.1	12093.8	2127.7	7083.3
オランダ	6668.7	2267	-4401.7	963.6
ベルギー	4631	6107.6	1476.6	818.6
ポーランド	3472.5	7639.5	4167	2658
スウェーデン	3223.1	1464	-1759.1	959.4
ギリシア	2317.9	8514	6196.1	3444.7
デンマーク	2301.2	1557.2	-744	1234.9
オーストリア	2194.4	1777.3	-417.1	1217.8
フィンランド	1710	1321.3	-388.7	839.8
アイルランド	1576.6	2051.6	475	1692.1
ポルトガル	1465.7	4116.6	2650.9	1373.4
チェコ	1396	2441.1	1045.1	655.1
ルーマニア	1217.6	2666.2	1448.6	1060.1
ハンガリー	947.1	2002.6	1055.5	681.1
スロヴァキア	594.9	1241.8	646.9	357
スロヴェニア	408.5	456.4	47.9	143
ブルガリア	363.7	971.6	607.9	420
リトアニア	329.2	1134.5	805.3	253
ルクセンブルク	259.4	1409.8	1150.4	53
ラトヴィア	215.6	610.4	394.8	190.2
キプロス	179.9	130.1	-49.8	54.9
エストニア	161.2	368.3	207.1	97.4
マルタ	60.1	87.4	27.3	11.9

資料：European Commission[1]より筆者作成。



第1図 EUの財政構造

資料：European Commission[1]より筆者作成。

2. CAP による所得再分配の構造と「損得」の状況

次に CAP による所得再分配の「損得」の程度（不公平の程度）の数値化を試みたのが第2表であり、主要な加盟国についてプロットしたのが第2図である。これら図表は、加盟国毎にEUへの拠出額のシェア（その国がEU財政の何%を負担しているのかというEUへの貢献度）とCAPによる受取額のシェア（その国がCAP全予算の何%を使っているのかというCAPの便益度）のペアを比較したものである。つまり、EUへの拠出額のシェアに比べてCAPによる受取額のシェアが大きい加盟国にとっては、CAPによる便益度が、EUへの貢献度以上であることを示しており、CAPによって得をしていることになり、逆の場合は貢献ほどにはCAPから受け取っておらず、CAPにより損をしていることと判断できる。

（仮にある加盟国が、全ての政策分野において受取額のシェアが、EUへの拠出額のシェアと同一であれば、その国は、EUへ拠出額と同額を受け取っていることになる。）

第2図の45度線以上にプロットされている国がCAPにより得をしている加盟国となる。同図によれば、フランス、スペイン、ギリシア、アイルランドがCAPにより得をしており、また、東欧の新規加盟国のポーランド、ルーマニア、ハンガリーも同グループに属している。一方、ドイツ、イタリア、イギリス、オランダ、ベルギーの諸国は、CAPにより損をしていると位置づけられる。（プロットしていない加盟国も含めた全27加盟国の状況は第1表に示したとおりである。）

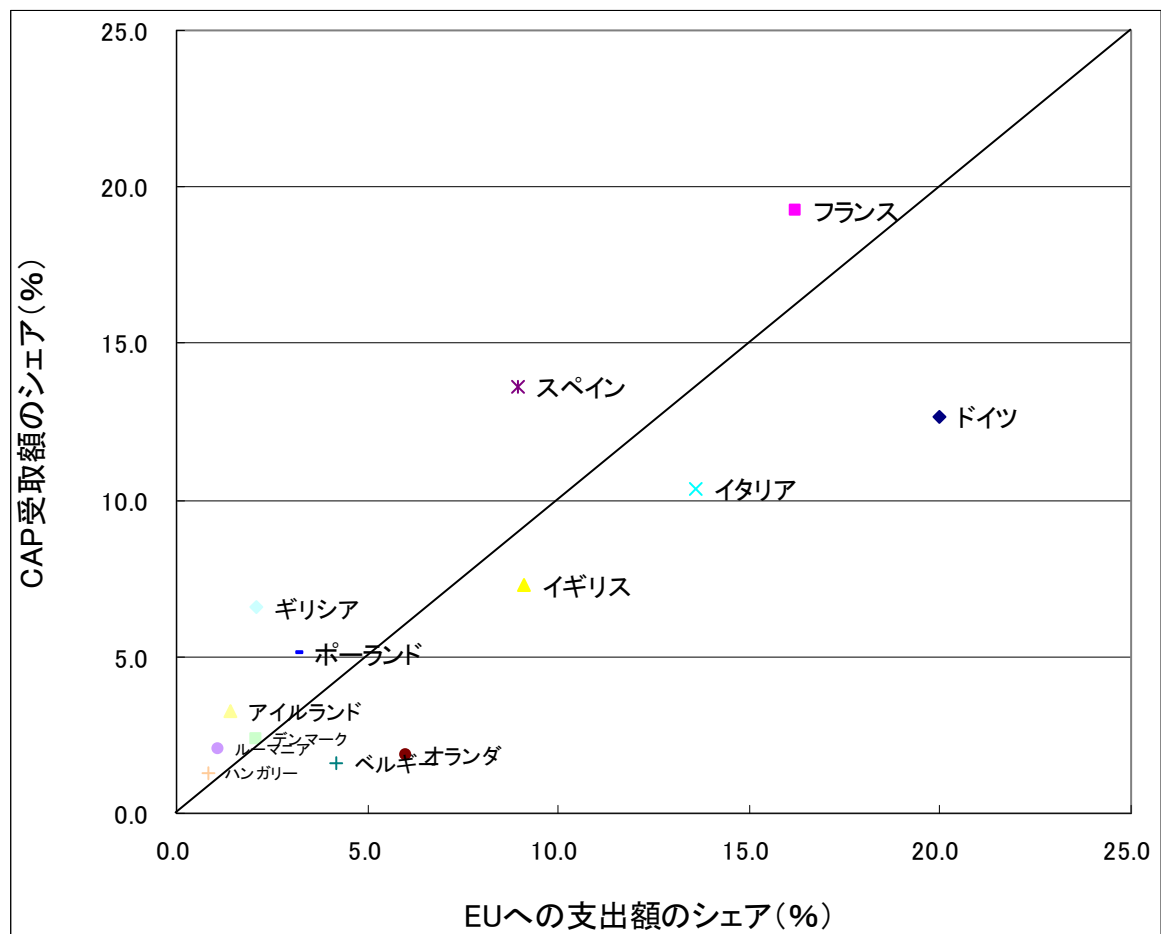
CAPにより得をしている加盟諸国は、CAPの現状維持を望む傾向があるであろうし、損をしている加盟諸国には、CAP改革への誘因が発生することにあるであろうと考えられる。

本レポートの第3章でCAP改革の政策決定プロセスを分析しているが、そこで記述しているCAP改革を巡る加盟各国の攻防の背景には、以上に見たようなCAPによる所得再分配の損得勘定が存在している。

第2表 CAPによる所得再分配の程度

	EUへの支出額の シェア(E)	CAP受取額の シェア(C)	C/E	損得
フランス	16.2	19.2	1.2	○
スペイン	9.0	13.6	1.5	○
ドイツ	20.0	12.7	0.6	×
イタリア	13.6	10.4	0.8	×
イギリス	9.1	7.3	0.8	×
ギリシア	2.1	6.6	3.2	○
ポーランド	3.1	5.1	1.6	○
アイルランド	1.4	3.2	2.3	○
ポルトガル	1.3	2.6	2.0	○
デンマーク	2.1	2.4	1.1	○
オーストリア	2.0	2.3	1.2	○
ルーマニア	1.1	2.0	1.9	○
オランダ	6.0	1.8	0.3	×
スウェーデン	2.9	1.8	0.6	×
フィンランド	1.5	1.6	1.0	○
ベルギー	4.2	1.6	0.4	×
ハンガリー	0.9	1.3	1.5	○
チェコ	1.3	1.3	1.0	○
ブルガリア	0.3	0.8	2.5	○
スロヴァキア	0.5	0.7	1.3	○
リトアニア	0.3	0.5	1.6	○
ラトヴィア	0.2	0.4	1.9	○
スロヴェニア	0.4	0.3	0.7	×
エストニア	0.1	0.2	1.3	○
キプロス	0.2	0.1	0.7	×
ルクセンブルク	0.2	0.1	0.4	×
マルタ	0.1	0.02	0.4	×

資料：European Commission[1]より筆者作成。



第2図 CAPによる所得再分配の程度

資料：European Commission[1]より筆者作成。

〔注〕

(1) EU 財政の基本的制度と過去の経緯については、田中他〔2〕を参照。

〔引用文献〕

〔1〕 European Commission(2009) *EU budget 2008 Financial Report*.

〔2〕 田中素香，渡瀬義男(1993) 『ゼミナール ECの財政と経済政策』，東洋経済新報社。

第2節 EUの農業政策の決定プロセス

勝又 健太郎

1. EUの政策決定プロセスの基本的な仕組み⁽¹⁾

EUの政策決定の基本的仕組みは、欧州委員会が提案を行い、閣僚理事会が、欧州議会や経済・社会評議会に諮問した後で審議・決定するというものである。

欧州委員会は法案の発議権を独占している。まず、担当総局（農業・農村振興総局等）が、加盟国政府や利益団体との非公式な協議を通して事情聴取を行うほか、専門家（学識経験者）と情報交換・協議をして法案を作成する。法案は、欧州委員会で採択されると閣僚理事会に正式に提案される。

閣僚理事会は、法案を欧州議会や経済社会評議会等へ諮問し、意見を求める。

その後、閣僚理事会は、法案を欧州委員会と協議しながら検討・修正を行う。この段階で利益団体による閣僚理事会への働きかけも行われる。以上の各調整を経て法案は、閣僚理事会で審議・採択される。その際、利害関係が激しく、閣僚理事会での決定が困難と判断された場合は、事前に欧州理事会における調整が要請される。

以上が、2009年12月の発効されたリスボン条約以前の通常よく見られるEUの政策決定プロセスの基本的な仕組みの一般的な理解と考えられるが、EUの政策対応を予測し、EUとの国際交渉の対応戦略を検討するためには、この制度的なレベルの理解に加えて、EUの政策決定プロセスの核心部分である欧州委員会による政策提案から閣僚理事会における政策決定までのEU内部の実態的なメカニズムについて具体的な事例により理解することが必要である。

ここではマクシャリー改革を事例として採り上げて分析することとする。（なお、以上見てみたステークホルダーのうち、諮問機関に過ぎない欧州議会や経済社会評議会、また、利益団体については、CAP改革プロセスにおいて決定権を有していないことから、これらのステークホルダーについては、焦点を当てないこととした。⁽²⁾）

2. EUの農業政策決定プロセス―マクシャリー改革を事例として―

マクシャリー改革（1992年合意）は、共通農業政策（CAP）改革の歴史上最初の根本的な改革であり、以後の諸改革の決定プロセスのモデルとなったEUにおける農業政策の意思決定プロセスの特徴が最も鮮明に現れた事例と考えられる。また、ウルグアイ・ラウンド農業交渉でEUが最も苦境に立たされた時期と重なっており、CAP改革と国際交渉との関連という観点からも非常に興味深い題材であることから分析することとした。

マクシャリー改革の意思決定は、まず、マクシャリー農業委員官房（農業総局）内での改革案の検討、次に、各欧州委員との直接的調整による欧州委員会案の決定、最後に、農業閣僚理事会での各国農相との意見調整という3段階を経てなされた。以下、各段階において意思決定をそのように促したポイントとなる要因を明らかにしながらマクシャリー改革の意思決定の実態を見ていくこととする。

（１）マクシャリー改革に至る背景等

１）マクシャリーによる CAP 改革案の作成まで【第１段階】

①マクシャリーが農業委員に就任^{（３）}

マクシャリーが農業委員に就任したことがマクシャリー改革プロセスの発端である。

第２次ドロール委員会が発足（１９８９年１月６日）した。ドロール委員長は、現行の農業安定化制度（生産限度量を超えた場合に支持価格を削減する制度）では CAP の財政負担問題は解決不可能であり、欧州統合の深化（経済通貨同盟の設立、社会・地域政策の拡大等）という長期的目的の実現のため CAP の改革が必要と認識し、マクシャリーを農業委員として選任した。マクシャリーは、大規模で効率的な上位 20% の農業者が CAP 支出の 80% を獲得していることが CAP の抱える問題の核心であり、大規模経営による過剰生産を制御し小規模で非経済的な農業者を援助するために CAP 支出を再配分するべきであり、また、CAP は米国の農業保護制度に比べて国際貿易交渉において攻撃されやすいという見解を持っていた（Kay [10] のマクシャリーに対するインタビューをもとにした記述部分による）。

②改革チームによる検討経過

ここでのポイントとなる要因はマクシャリーが通常の組織運営によらず検討を行ったということである。マクシャリーは、機密性の保持のために改革案の検討を小規模で非公式なワーキンググループで行うこととし、マクシャリー委員官房とは別立ての特別の改革チームを編成した。チームはまず農業安定化制度に関する調査・研究を行った。農業総局長が当該制度のレビュー作成を指示し、農業総局内の特別調査検討チームにより実施された。検討結果は 1990 年 7 月に改革チームに極秘扱いで報告された（農業安定化制度は過剰生産と財政負担問題の解決に効果的ではない）。その結果、改革チームは、現状維持はあり得ないという結論に達した。^{（４）}

一方で対外的なポイントとなる要因はウルグアイ・ラウンド農業交渉の状況である。1990 年 11 月 7 日、ウルグアイ・ラウンド農業交渉において、EU は 1986 年の国内農業支持総量を 1995 年までに 30% 削減するという提案を行った。（当該提案には現行 CAP では対応不可能と改革チームは認識。）1990 年 12 月にブラッセル閣僚会議において、農業交渉グループの議長であるスウェーデンのヘルストルム農業大臣の提示した妥協案を EU が拒否したため、米国とケアンズグループは、EU は余りにも非妥協的であると非難し、12 月 6 日にウルグアイ・ラウンド農業交渉は EU が責めを負う形で決裂した。改革チームは、CAP の改革が農業交渉を成功させる前提と認識した。CAP 改革を優先し、その後にウルグアイ・ラウンドの課題に取り組むこととした。^{（５）}

改革チームは、農業交渉の決裂の直後の 12 月 8 日～14 日に農業総局のガットチームと会合を行った。ガットチームは「米国は輸出補助金の廃止を望んでいる一方、自国の不足払い制度の存続を望んでいる」と分析。それを踏まえ、穀物と牛肉の支持価格削減と所得補償支払い（休耕の義務化、支払いにモジュレーション（小規模農家優遇）を設定）、牛乳の生産割当量の削減（モジュレーションを設定）という改革案を決定した。^{（６）}

２）CAP 改革案の欧州委員会採択まで【第２段階】

ここでのポイントとなる要因は、改革チームが各委員官房と農業ロビー団体から議論を隔離する戦略を採ったことである。CAP 改革案について通常の各委員官房経由ではなく、欧州委員と直接非公式の個別協議を行い、さらに週末に各委員を招聘して CAP 改革案についての非公式の特別セミナーを行った。また、COPA（Committee of Professional Agricultural Organisation：農

業団体連合会)は1990年を通じてCAP改革が検討されていることを知らなかった。(AgraEuropeの編集委員への聞き取り調査においても、初めて改革案を知った時にはこんな抜本的な大改革を本気でやるつもりなのかと吃驚したと当時を述懐していた。)

その結果、早くも1991年1月20日、週末セミナーにおいてCAP改革の原則が合意され、マクシャリーに農業閣僚理事会で改革案を発表するマンデートを与えた。1月21日、理事会で改革案を説明した。理事会での議論を踏まえ、1月31日、欧州委員会において改革案が採択された。マクシャリーの上記の戦略によりウルグアイ・ラウンド農業交渉決裂から僅か2ヵ月以内に改革案の欧州委員会での採決が可能となった。(特に重要な決定の場合は、農業以外の委員の同意をいかに取り付けるかが重要である。)⁽⁷⁾

【マクシャリー改革案の概要】⁽⁸⁾

穀物：支持価格 35%削減，所得補償（当初案のモジュレーションは却下）

休耕義務化，所得補償（モジュレーション（上限設定））

牛肉：支持価格 15%削減，所得補償（モジュレーション（頭数制限設定））

牛乳：生産割当量 3%削減，（モジュレーション（小規模生産者は削減を免除））

（2）農業閣僚理事会での各国の利害調整（最終決定へ至るプロセス）

欧州委員会の提案の理事会での決定は、加重特定多数決でなされるが、非常に重要な国益に関する案件については全会一致で決定することが慣行化されていた。⁽⁹⁾

ここではまず、意思決定プロセスの第3段階である農業閣僚理事会での各国農相との意見調整の実態を見て行くにあたって各国の基本的なマクシャリー改革案に関する利害内容の枠組みを整理する。

1）各国の基本的なマクシャリー改革案に関する利害内容

加盟各国のCAP改革に対するスタンスは、各国の財政負担構造（EU財政への貢献度とCAPによる便益度）、農業構造（規模）、貿易構造（輸出国か輸入国か）の状況を主な要因として分類・構図化することができると考えられる（以下のとおり5グループに構図化した）。⁽¹⁰⁾

①フランス

CAP最大の受益国である（現状維持が望ましい）。一方でEU最大の穀物輸出国であるため、大規模化・効率化することにも利益がある（CAP改革の必要性を認識）。そのため、CAP改革については態度が両義的（矛盾を孕んだもの）になる。

(a) 価格の大幅削減に反対（最終的には穀物の輸出競争力を保つために価格削減に賛成。）

(b) モジュレーションに反対。

②アイルランド

最大の関心は牛肉部門。穀物価格の大幅な削減は、飼料穀物価格の低下をもたらすが、同国の畜産は放牧経営であるため競争力が低下する。小農が多く存在する。

(a) 価格削減に反対。

(b) モジュレーションに賛成。

③南欧グループ（イタリア・スペイン・ポルトガル・ギリシア）

主要産品（果樹等）は今回のCAP改革の対象外。小規模な経営構造であるので、

(a) モジュレーションに賛成

(b) 牛乳の生産割当の削減に反対。(特にイタリア。)ギリシア関心はたばこの扱い。

④小規模経営グループ(ドイツ、ベルギー、ルクセンブルグ)

ドイツは、小規模な経営構造で、農業の国際的な競争力よりも小農の所得維持を重視。また、熱心な供給管理支持者。

(a) 価格削減には反対。(小農保護のため価格削減に対する包括的な所得補償が必要。)

(b) モジュレーションに賛成(最終的には旧東ドイツの大規模経営の存在により反対。)

(c) 牛乳の生産割当の削減に賛成。(十分な所得補償が必要。)

ベルギー、ルクセンブルグの利害もほぼ同様であり、基本的にはドイツと同調。

⑤大規模経営グループ(イギリス、デンマーク、オランダ)

イギリスは、大規模な経営構造で農産物輸入国のため、

(a) 価格の大幅削減に賛成。

(b) モジュレーションには反対。特に牛肉の所得補償に係る頭数制限に反対。また、休耕に係る所得補償について上限を設定することに反対。

デンマーク、オランダの利害もほぼ同様であり、基本的にはイギリスと同調。

2) マクシャリーの理事会での交渉戦略(1992年上半期の農業閣僚理事会)【第3段階】

①理事会(各国農相)への揺さぶり⁽¹¹⁾

ここでのポイントとなる要因は各国農相にCAP改革の必要性を認識・納得させた手法である。1991年7月にCAP改革案は理事会に送付されていたが、1992年3月に入っても理事会における議論が停滞していたことから、マクシャリーは来年度の支持価格を大幅に削減すると主張した。改革チームは、穀物、牛肉、乳製品に関する在庫急増の予想量を公開した(客観的な事実関係を突きつけた)。

1992年3月30～31日の理事会においてマクシャリーは、現状を維持することの政治的損失がCAP改革がもたらす損失より大きいと各国に認識させるために、来年度の支持価格を今年度の価格に維持した場合、現状の農業安定化制度のもとでは穀物価格を結果的には、11%削減しなければならないと説明。その結果、フランスとドイツが、所得補償なしでの価格削減は受け入れたいと認識しCAP改革について合意することを要求した。その結果、12ヶ国のうちベルギー、オランダ、デンマーク以外の9ヶ国が可能な限り早期にCAP改革について交渉することを求めた。つまり、農業委員が加盟国を説得する手段は、財政事情、制度メカニズムの予測(シミュレーション)等の事実関係である。この時の手法が、後に見るように政策の事前評価(インパクト・アセスメント)制度として定着するようになった。

②各国の利害調整と議長役割⁽¹²⁾

ここでのポイントとなる要因は理事会での議長がいかに機能したのかということである。各国の様々な利害調整を行い、CAP改革の内容について理事会で全会一致に誘導するためには、理事会の議長の役割が交渉の最終段階において極めて重要である。(欧州委員会への聞き取り調査において、委員会の事務局は通常から議長国に対して説明を行い、個別の加盟国に対して折衝することはないと述べている。)

ポルトガル農相のクンハ議長(1992年上半期)は、各国が受け入れられる改革内容(妥協点)を確認するために各国の農相を訪問した。また、クンハ議長は、公式の理事会の場ではなく、殆どの時間をマクシャリーと各国農相との個別交渉(マクシャリー農業委員、クンハ議長、各

農業大臣との三者会談)に使った。さらに理事会の合間に各国農業省の代表者とのハイレベルの臨時会議を開催した。(他の政策分野の閣僚理事会と比較しての典型的な運営の特徴。)クンハ議長は、結果的に理事会に妥協案を5回(92年1月28日,2月11日,3月2日,4月28日,5月20日)提出した。(1991年下半期の前オランダ議長の時には議論は進展しなかった。)

また、理事会での議論は、まず全てのまたは大部分の加盟国が利害を有する中心部分を議題とし、その部分での合意後に、各加盟国の特有の要求課題を処理するという進め方をした。最終的な合意決定がなされた第5回妥協案に関する理事会(1992年5月20日~22日)での議論の中心は、穀物価格の削減と牛乳生産割当量の水準となった。(モジュレーションについては第4回目の妥協案時に決着済み。)

妥協案は、

(a)穀物価格削減については、マクシャリー提案(35%)と前回妥協案(24%)の中間値である29%削減すること

(b)牛乳の国別生産割当量については、過去の割当量を理事会にとって納得のいく水準で実行していれば、イタリア、スペイン、ギリシアを特別扱いにするという内容。

理事会での議論は以下のとおりとなった。

(a)穀物の価格削減については、29%削減で決着。(それに伴う所得補償、休耕義務化に伴う所得補償のモジュレーションはなし。)

(b)牛乳割当については、ベルギー、イギリス、ルクセンブルグ、オランダ、デンマークのは、割当システムを尊重してこなかった国を特別扱いすることに反対した。特にイタリアは主な罪人として糾弾された。(イタリアは1984年制定の牛乳生産割当システムを実行してこなかったのにも関わらず割当量の増加を要求。)イタリアも妥協せず、割当問題を切り離してこれについては今後数ヶ月で処理するということにした。

(なお、牛肉価格削減については、穀物価格の削減により飼料穀物価格が低下するため、理事会では利害調整に手間取ることなくマクシャリー案のとおり15%削減、それに伴う所得補償についてもモジュレーション(頭数制限)が設定された。)

(3) まとめ

1) 今回の意思決定のメカニズム

今回のように根本的に政策を変更する意思決定プロセスにおいては、農業委員による検討段階から通常の組織運営に依らず、農業委員官房、農業総局内部においても別立ての少人数の特別の改革チームを編成し徹底的な秘密主義を貫いた。また、欧州委員会の各委員との意見調整においても各委員官房を通じた日常的なルートではなく、非公式に各委員と直接の個別折衝、さらに週末に各委員を招聘してCAP改革案についての非公式の特別セミナーを行い、各委員官房をCAP改革の議論から隔離する戦略を採った。(重要な提案は農業以外の他の委員の同意をいかに取り付けるか、その手法が重要である。)その結果、農業ロビー団体の妨害も回避できた。

(圧力団体と直接折衝はせず、むしろ圧力を回避すべく秘密裏に原案を作成。)

閣僚理事会における各国の利害調整においては、マクシャリーが各国農相に様々な揺さぶりをかけた。(閣僚理事会における各国の説得手段は、客観的データを示すこと、政策の事前評価を行うことである。)最終的にマルチの合意を得る前に各国の妥協点を探るためにクンハ議長は各国の農相を訪問し、さらに公式の理事会の場ではなく、マクシャリー農業委員、クンハ議長、

各農業大臣との三者会談を繰り返した。(理事会議長の役割が重要である。従って欧州委員会の事務局は通常から議長国に対して説明を行い、個別の加盟国に対して折衝することは殆どない。)

以上、示してきたとおり意思決定の各段階においてその決定を促すポイントなる要因により、CAP 史上初の最も根本的な改革が合意され、マクシャリー改革は、以後の諸改革の意思決定プロセスのモデルとなった。

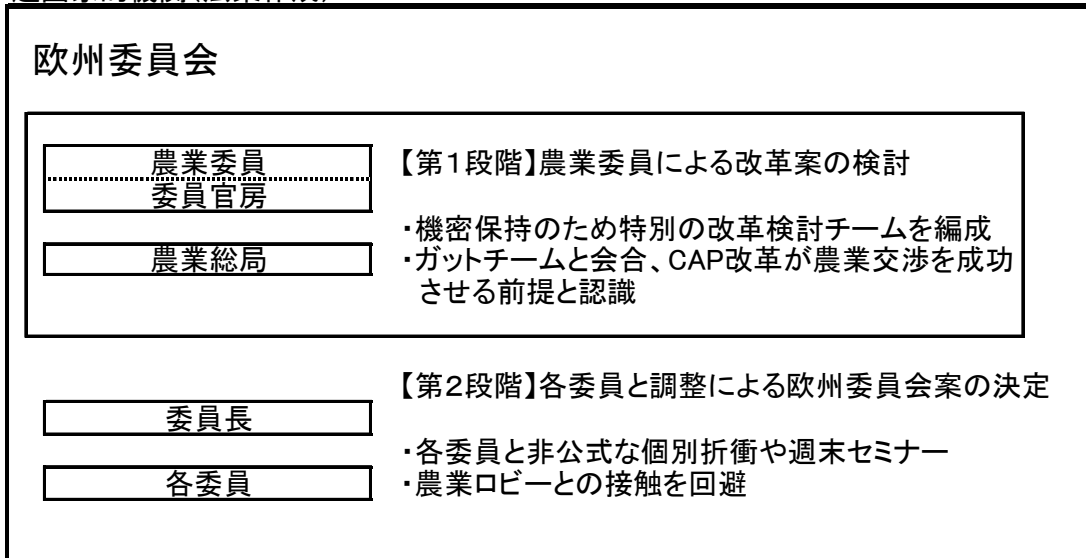
2) その後の意思決定における変化・留意点

2003 年から欧州委員会が法案を作成する時にインパクト・アセスメントを行うことが義務化され、法案の作成と決定が数量分析に基づき行われることにより、法案作成の質の向上と各国の利害調整の効率化が図られたことが新たに注目される点である。⁽¹³⁾

また、リスボン条約の発効により EU 立法は欧州議会と閣僚理事会の共同決定となる。欧州議会は、国別ではなく政党別にグループを結成しているため利害の調整プロセスはより複雑化するのではないか。今後、欧州議会の農業・農村開発委員会の動向を中心に注視する必要がある。⁽¹⁴⁾

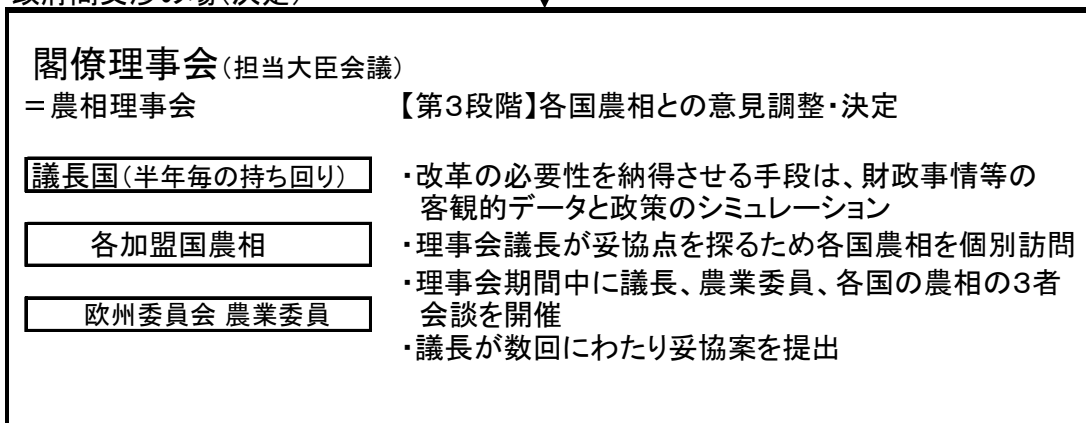
EUの政策決定プロセスの核心部分とマクシャリー改革におけるポイント

超国家的機関(法案作成)



提案

政府間交渉の場(決定)



〔注〕

- (1) EU の政策決定の基本パターンについては、田中〔18〕、島野〔16〕を参照。
- (2) マクシャリー改革以降、農業利益団体の CAP 改革の決定プロセスにおいて重要な役割を果たしていないことについては、Ardersen, J., et al.〔3〕、Cunha, A., Swinbank, A.〔4〕、Kay〔11〕を参照。
- (3) マクシャリー農業委員の就任の経緯等については Kay〔10〕、Moyer, W., Josling, T.〔13〕、Ross〔14〕を参照。
- (4) 改革チームの編成等については Kay〔10〕、Moyer, W., Josling, T.〔13〕、Ross〔14〕を参照。
- (5) ガット・ウルグアイラウンド経緯とマクシャリー改革との関係については、Moyer, W., Josling, T.〔12〕、Ross〔14〕、ジョスリン他〔17〕を参照。
- (6) 改革チームとガットチームの会合については、Kay〔10〕を、改革内容については AgraEuripe〔1〕を参照。
- (7) 欧州委員会での合意形成については、Kay〔10〕、Moyer, W., Josling, T.〔13〕、Ross〔14〕を参照。
- (8) マクシャリー改革案の概要については、European Commission〔5〕を参照。
- (9) 理事会での決定方法については、Kay〔10〕、田中〔18〕、島野〔16〕を参照。
- (10) 加盟各国の CAP 改革に対するスタンスの構図化の視点については、Moyer, W., Josling, T.〔13〕を、加盟各国のマクシャリー改革に対するスタンスの具体的な内容等については、AgraEuripe〔2〕、Grant〔8〕、Greer〔9〕、Kay〔10〕、篠原〔15〕、渡辺〔20〕を参照。
- (11) Kay〔10〕を参照。
- (12) Kay〔10〕、Moyer, W., Josling, T.〔13〕、Ross〔14〕、篠原〔15〕、渡辺〔20〕を参照。
- (13) インパクト・アセスメントの内容については、European Commission〔6〕を参照。
- (14) 今後の欧州議会の役割については、鷲江〔21〕を参照。

なお、European Commission DG Agri L1 Officer の Mark Cropper 氏及び AgraEuripe, Editorial Director の Chris Horseman 氏からの聞き取り調査の内容も参考としてとりまとめた。

〔引用文献〕

- 〔1〕 AgraEuripe, January 18, 1991
- 〔2〕 AgraEuripe, October 18, 1991.
- 〔3〕 Ardersen, J., et al. (2007), "Lobbying the MacSharry Reform", <http://diggy.ruc.dk/bitstream/1800/2888/1/Lobbying%20the%20MacSharry%20Reform.pdf>・2009年12月22日アクセス。
- 〔4〕 Cunha, A., Swinbank, A. (2009) "Exploring the Determinants of CAP Reform: A Delphi Survey of Key Decision-Makers" *Journal of Common Market Studies*, Vol.47, N2.
- 〔5〕 European Commission(1991) *Communication of the Commission to the Council and to the European Parliament*.
- 〔6〕 European Commission(2009) *Impact Assessment Guidelines*.
- 〔7〕 European Commission(2009) *EU budget 2008 Financial Report*
- 〔8〕 Grant, W. (1997) *The Common Agricultural Policy*, MACMILLAN PRESS LTD
- 〔9〕 Greer, A. (2005) *Agricultural policy in Europe*, Manchester University Press
- 〔10〕 Kay, A. (1998) *The Reform of the Common Agricultural Policy*, CABI Publishing.
- 〔11〕 Kay, A. (2000) "Towards a Theory of the Reform of the Common Agricultural Policy", *European Integration online Papers (EIoP)* Vol.4, N.9 . <http://eiop.or.at/eiop/texte/2000-009a.htm>・2009年9月25日アクセス。
- 〔12〕 Moyer, W., Josling, T. (1990) *Agricultural Policy Reform*, Harvester Wheatsheaf.

- [13] Moyer, W., Josling, T. (2002) *Agricultural Policy Reform*, ASHGATE.
- [14] Ross, G. (1995) *Jacques Delors and European Integration*, Oxford University Press.
- [15] 篠原孝 (2000) 『EU の農業交渉力』, 農山漁村文化協会。
- [16] 島野卓爾他 (2002) 『EU 入門』, 有斐閣。
- [17] ジョスリン, T.E. 他 (1998) 『ガット農業交渉 50 年史』, 農山漁村文化協会。
- [18] 田中友義 (2009) 『EU 経済論』, 中央経済社。
- [19] ヨース, K. 他 (2005) 『EU におけるロビー活動』, 日本経済評論社。
- [20] 渡辺寛 (1994) 『迷走する EC の農業政策』, 批評社。
- [21] 鷺江義勝 (2009) 「リスボン条約による理事会および政策決定過程の改定についての一考察」, ワールド・ワイド・ビジネス・レビュー第 10 巻, 同志社大学。

第3節 EUの貿易構造

玉井 哲也

1. EUの貿易：FTAへの取り組み

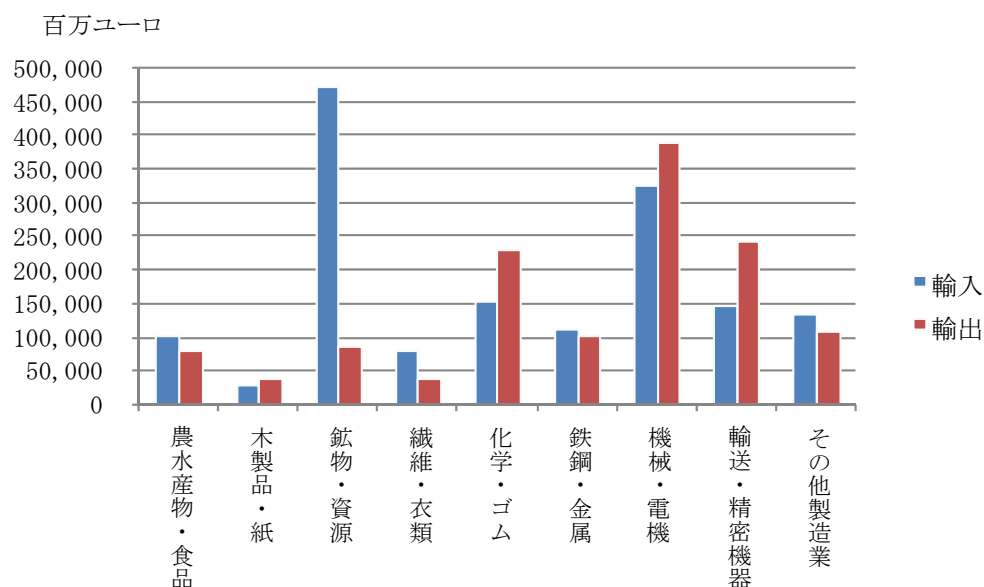
EU27 カ国は地域内の貿易自由化，サービス部門等も含めた制度・規制の共通化を進め，いまや共通市場を形成するに到っている。共通市場はある意味では究極的な FTA とも言えるであろう。更に，域外各国と多数の FTA を締結，交渉している実績がある，FTA 先進国である。その FTA の進め方の特色を概観するとともに，最近の FTA の動きについて幾つかの相手国を取り上げて考察することとする。

(1) EUの貿易概要

第1図は，EUの物品貿易額を部門別に表したものである。EUの統計から，農水産物・食品，木製品・紙，鉱物・資源，繊維・衣類，化学・ゴム，鉄鋼・金属，機械・電機，輸送・精密機器，その他製造業の9部門にまとめている。

EUからの輸出では，機械・電機，輸送・精密機器，化学・ゴム部門の割合が高い。輸入に関しては，鉱物・資源が最も多く，次いで機械・電機，輸送・精密機器となっている。鉱物・資源は原油，天然ガスなどエネルギー資源が中心である。

相手国としては，米国が従来から最も重要な貿易パートナーであり，中国，ロシアがそれに次ぐ。ちなみに日本はノルウェーに次ぎ第6位である。



第1図 EUの貿易概要（2008年。対世界）

(2) EU貿易とFTAとの関係

EUは，2009年11月時点で，24カ国とFTAを締結し，113もの国とFTAを交渉中である。それにもかかわらず，これを貿易額でみると，FTAを締結ないし交渉中の国との貿易のシェア

は5割弱にすぎない（第1表）。このような相手国の選択の仕方は、原則として貿易額の大きい国とのFTAを進めているオーストラリアなどとは明らかに異なる。

第1表 FTA締結状況別のEUの各国との物品貿易額（輸出＋輸入）

(百万ユーロ) (%)			(百万ユーロ) (%)			(百万ユーロ) (%)		
FTA締結	貿易額	世界シェア	FTA交渉中	貿易額	世界シェア	FTA無し	貿易額	世界シェア
スイス	178,082	6.2	アセアン	135,282	4.7	米国	436,159	15.2
ノルウェー	139,270	4.9	メルコスール	92,115	3.2	中国	326,128	11.4
トルコ	100,144	3.5	GCC	105,483	3.7	ロシア	280,069	9.8
アルジェリア	43,675	1.5	アンデス共同体	18,285	0.6	日本	117,566	4.1
南アフリカ	42,612	1.5	ACP(除南ア)	101,160	3.5	ウクライナ	39,551	1.4
メキシコ	35,835	1.2	中米統合機構	10,427	0.4	オーストラリア	36,395	1.3
イスラエル	25,289	0.9	韓国	65,070	2.3	台湾	35,620	1.2
モロッコ	22,815	0.8	インド	60,979	2.1	香港	32,601	1.1
エジプト	20,834	0.7	カナダ	49,935	1.7	イラン	25,732	0.9
クロアチア	19,485	0.7	リビア	39,974	1.4	カザフスタン	23,089	0.8
チュニジア	19,437	0.7	113カ国計	678,711	23.7	その他65カ国	99,161	3.5
チリ	16,466	0.6				75カ国計	1,452,072	50.6
シリア	7,077	0.2						
ボスニア	5,676	0.2						
アイスランド	4,948	0.2						
マケドニア	4,309	0.2						
レバノン	4,269	0.1						
ヨルダン	3,248	0.1						
アルバニア	2,691	0.1						
リヒテンシュタイン	2,403	0.1						
アンドラ	1,207	0.0						
モンテネグロ	1,135	0.0						
フェロー諸島	848	0.0						
サンマリノ	418	0.0						
24カ国計	702,173	24.5						

(百万ユーロ) (%)		
全世界	貿易額	世界シェア
212カ国	2,867,590	100.0

出典: Eurostat (Statistical regime 4).

EUのFTAはEUの結成、拡大を優先し、次に欧州内の非EU国（EFTAなど）、近隣国、そして旧植民地の小国（ACP）といった進め方をしている。EUの強化を最も重視しつつ、地域的・歴史的な結びつきの深いところとのFTAを優先してきたと考えられる（Cheong, Inkyo (2005)）。それからするとメキシコやチリの協定締結はこれらの国が第三国とFTAを結ぶことによりEUが被る不利益を避けるため、と言われており、新局面が徐々に始まっているようである。いよいよ近隣・歴史的な特別な関係国との足場が固まり、それ以外の国、地域へと展開してきた、ということになる。2006年10月の新通商戦略「グローバル・ヨーロッパ」において、WTOを全面的に支持しながらも、成長市場であるアジア等とのFTAを進めていくこととしたのも、この新局面を受けてのものであろう。また、同政策文書では、市場潜在力とEUの輸出利益に対する保護水準をFTA推進相手国の基準とし、それに照らして、具体的には、アセアン、韓国、メルコスールを優先、インド、ロシア、GCCも重要であるとする。これを受ける形で、現にアセアン、インドなどとFTA交渉を開始し韓国とは仮署名にまで至っている。アジアとの結びつきを強めることには政治的な理由などもあるだろうが、アジアの経済的発展が重要な考慮事項になっているのは明らかであろう。新通商戦略でも方向が示されたように従来よりも経済面が重視される比重が大きくなると推測して間違いはないであろう。

ただし、新通商政策においても、圧倒的に上位に位置する貿易相手、米国、中国について、

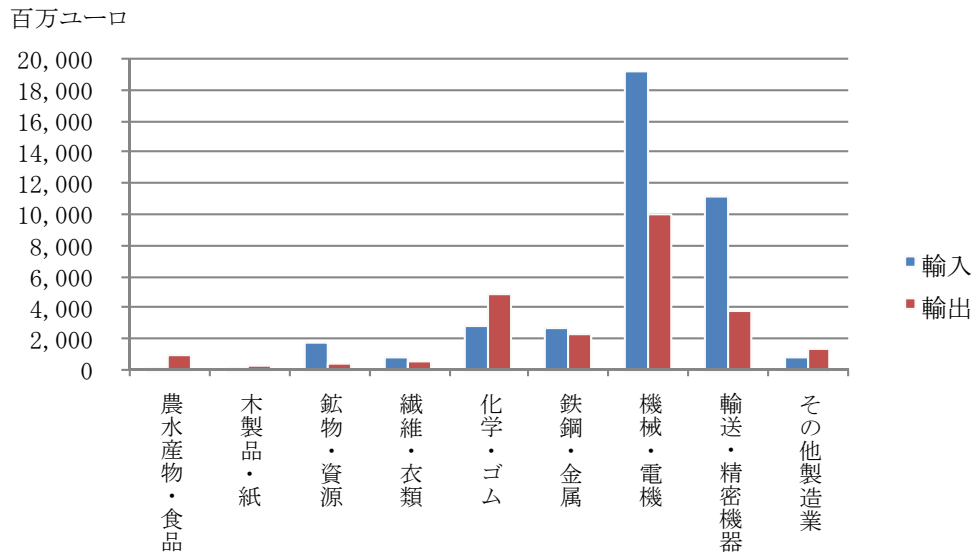
経済関係の強化などには言及しながらも、FTA 交渉に向けての明確な動きはなく、中国については、FTA 推進相手国の基準を満たすとしつつ慎重な対応を要するという扱いである。ロシアとの間でも FTA の具体的な動きは進んでいないようである。EU には、貿易シェアの大きな相手と FTA を進めることは、WTO を軽視することになるとの配慮があり、これを控えるべきという考えによるものと思われる。この点は同じく WTO を最重要としながらも FTA を貿易シェアの大きい相手から進めるオーストラリアと異なるが、EU の経済規模からしてその動きが世界経済に与える影響が大きいことを自覚して、このような行動の違いが生じるのであろう。従って、米国等との FTA に進むのは、更に進んだ局面が展開するまで待たなければならないであろう。

こうした状況から、ここでは、新局面の FTA のうち、韓国とカナダを取りあげ、二国との貿易状況や FTA について考察する。この 2 カ国を取り上げる理由は、それぞれ最近交渉妥結、交渉開始に到ったというだけでなく、EU にとっては欧州とその周辺以外の先進国と FTA を進めるのは珍しいことであり（カナダはもちろん、韓国も IMF により 33 の先進経済のひとつとされている。）、その点でも新規の動きと言えるからである。しかも、EU の両国との貿易額も小さくはない（2008 年の物品往復貿易額で、韓国が第 8 位、カナダが第 11 位）。このようなことから、新局面での EU の FTA 展開の中から韓国、カナダを取り上げる。（更に付言すれば、交渉中の他の相手のうち、ACP 諸国、リビアは歴史的関係や近隣国という旧来の FTA への取り組みの延長であり、アセアン、GCC、インド、とは交渉が停滞しているもようであり、アンデス共同体、中米統合機構は複数の国にまたがりながらも貿易シェアがわずかである）

（３）韓国との貿易状況と FTA

１）EU 韓国の貿易の状況

EU にとって韓国は 8 番目の域外貿易相手国であり、韓国にとって EU は中国に次ぐ 2 番目の貿易相手である（2008 年。物品貿易、往復）。また、韓国側の輸出が近年拡大してきており、EU に対する大幅な輸出超過となっている。輸出額は 25,657 百万ユーロ、輸入額は 39,407 百万ユーロであり、両国とも、機械・電機、輸送・精密機器の輸出が多いが、特に韓国はこの 2 部門に集中している（第 2 図）。韓国からの EU への主要輸出品は、自動車、半導体、コンピュータ、船、無線通信機器等であり、EU から韓国への主要輸出品は、機械、半導体、宝飾、化学品等である。農水産物・食品に関しては、EU からは、豚肉など食肉、酒類（ウイスキーが大部分、次いでワイン）、各種加工食品、乳製品、コーヒー・茶・香辛料、飼料等を輸出する一方、韓国から EU への輸出は主として水産物だが少額である。



第2図 EUの貿易概要（2008年。対韓国）

関税構造は、全体として韓国の方が高く、両国とも、農産物・食品、特に韓国では穀物・園芸作物、乳製品が、EUでは穀物の関税が高い関税構造となっている。韓国には、野菜等で極端な高関税が存在し（ゴマ 630%、ニンニク 360%、コショウ 270%など）、またコメについては輸入割当を維持している。

2）EU 韓国 FTA

（i）事前研究

両国が交渉に入る前の 2007 年に、2 件の民間研究が行われ政府に報告されている。

そのうちの一つでは、韓国と EU25 との FTA での市場アクセス改善は、関税は農産物・食品で 40%、工業製品で 100%削減、サービス障壁は 25%削減、とのシナリオを想定するのが最も現実的であるとし、経済効果を一般均衡モデルを使って分析している。分析結果は、障壁の高かった国内の産業部門が縮小することを示した。すなわち、EU では製造業、特に自動車と電機が減り、サービスが拡大、韓国では、特に自動車が拡大し、食品加工は縮小する。また、EU 韓国 FTA を行うと韓国の輸入に占める EU のシェアが拡大する。EU の対韓輸出では、事業サービス、その他機械、加工食品、輸送、その他サービスが特に増加し、対韓輸入では、自動車、電機、繊維、運輸、その他機械が特に増加する。FTA による利得の過半はサービスの自由化によりもたらされ、農産物自由化による貢献は小さい。

もう一つの民間共同研究は定性的な分析を行ったものであり、経済利益を大きくするために、関税撤廃だけでなくサービス・投資の自由化を含む広範な FTA とすることを提言し、また、米国が FTA 相手国から強力なサービス等の自由化を勝ち取るので、米韓 FTA のあとから交渉するのは EU にとって都合が良いことを示唆している。

更に、2008 年に行われた EU の貿易影響評価は、いくつかの部門に焦点を絞り、経済的影響等を分析した。自動車部門は、CGE モデルを使った分析で、韓国、EU とも生産が拡大する（上記民間研究と違い、EU においても拡大する。）としている。農産物部門では、EU から酒類、豚肉、園芸作物、乳製品などで韓国に対する大きくはないが価値のある輸出増大がもたら

されるが、韓国農業への影響は米韓 FTA の場合ほど大きくはなく、韓国の消費者は食品価格が安くなる恩恵を受ける、と予想している。そして、チリ韓 FTA や米韓 FTA などが締結されている状況のもとでは、EU 韓 FTA は、EU のみとの FTA を行う場合に比べ韓国への影響は小さい一方、EU が韓国市場で競争力を維持するのに貢献するとしている。

(ii) 締結された EU 韓 FTA

両国間の FTA は、2007 年 5 月に交渉開始し、2009 年 3 月第 8 回交渉の段階でほぼ合意に至り、同年 7 月 13 日、交渉妥結が発表、同年 10 月 15 日に仮署名が行われた。

一般に韓国のセンシティブ部門は、国内生産者の抵抗から、農産物、チーズ等乳製品、パルプ・紙、精密機器、であり、他方、EU に対して優位にあるのは、繊維製品、履物・帽子、半導体、通信機器、家電、コンピュータ、自動車、輸送機器、などとされ、特に韓国は自動車でのメリットを期待していたと言われる。

双方がそれぞれセンシティブな部門をかかえるなかで、一部の物品については関税撤廃からの除外となり、長いものでは撤廃まで 20 年の経過期間が設けられた。しかしながら、全体としては以下のように相当に徹底した関税の撤廃・削減が行われた。焦点の一つであった自動車関税についても 3～5 年で撤廃される。

まず、韓国は、工業品の関税を全て撤廃する。農水産物については、セーフガードの対象となる品目を設けたが、関税については HS10 桁ベースで 57 ラインを除いて撤廃する。57 ラインのうち、13 ラインは関税割当 (TRQ) であり、枠外関税が存続するが、枠は拡大され枠内関税は撤廃される。対象は粉乳、練乳、バターミルク、蜂蜜、オレンジである。コメや一部野菜などの 44 ラインについては関税削減が行われない。

EU は、工業品については全て関税撤廃し、農水産物については、HS8 桁ベースで 41 ラインを除いて関税撤廃する。野菜・果実とその加工品の 3 ラインには特定関税 (entry price scheme) が存続するが、この 3 ラインについても従価税部分は撤廃される。また、コメとその調製品については関税削減を行わない (HS10 類のコメの項の全てのライン 34 ライン、HS11 類のうちのコメ関連調製品 4 ライン)。EU の穀物は概して関税率が高く、コメだけがセンシティブとは言えないが、韓国側の譲許の状況や韓国のコメ生産を考慮してのことと考えられる (第 2 表)。

第 2 表 EU 韓 FTA で関税撤廃から除外された品目

EU側:41ライン

HS8桁	品目の記述	関税率
07020000	トマト(生鮮, 冷蔵)	特定関税
08051020	生鮮オレンジ	特定関税
08052030	サツマイモ(生鮮, 乾燥)	特定関税
10061010	モミ米(播種用)	7.7%
10061021	モミ米(バーボイルド, 短粒種)	211Euro/ton
10061023	モミ米(バーボイルド, 中粒種)	211Euro/ton
10061025	モミ米(バーボイルド, 長粒種(短め))	211Euro/ton
10061027	モミ米(バーボイルド, 長粒種(長め))	211Euro/ton
10061092	モミ米(その他, 短粒種)	211Euro/ton
10061094	モミ米(その他, 中粒種)	211Euro/ton
10061096	モミ米(その他, 長粒種(短め))	211Euro/ton
10061098	モミ米(その他, 長粒種(長め))	211Euro/ton
10062011	玄米(バーボイルド, 短粒種)	264Euro/ton
10062013	玄米(バーボイルド, 中粒種)	264Euro/ton
10062015	玄米(バーボイルド, 長粒種(短め))	264Euro/ton
10062017	玄米(バーボイルド, 長粒種(長め))	264Euro/ton
10062092	玄米(その他, 短粒種)	264Euro/ton
10062094	玄米(その他, 中粒種)	264Euro/ton
10062096	玄米(その他, 長粒種(短め))	264Euro/ton
10062098	玄米(その他, 長粒種(長め))	264Euro/ton
10063021	半精米(バーボイルド, 短粒種)	416Euro/ton
10063023	半精米(バーボイルド, 中粒種)	416Euro/ton
10063025	半精米(バーボイルド, 長粒種(短め))	416Euro/ton
10063027	半精米(バーボイルド, 長粒種(長め))	416Euro/ton
10033042	半精米(その他, 短粒種)	416Euro/ton
10063044	半精米(その他, 中粒種)	416Euro/ton
10063046	半精米(その他, 長粒種(短め))	416Euro/ton
10063048	半精米(その他, 長粒種(長め))	416Euro/ton
10063061	精米(バーボイルド, 短粒種)	416Euro/ton
10063063	精米(バーボイルド, 中粒種)	416Euro/ton
10063065	精米(バーボイルド, 長粒種(短め))	416Euro/ton
10063067	精米(バーボイルド, 長粒種(長め))	416Euro/ton
10063092	精米(その他, 短粒種)	416Euro/ton
10063094	精米(その他, 中粒種)	416Euro/ton
10063096	精米(その他, 長粒種(短め))	416Euro/ton
10063098	精米(その他, 長粒種(長め))	416Euro/ton
10064000	砕米	128Euro/ton
11029050	米粉	138Euro/ton
11031950	コメのひき割り, ミール	138Euro/ton
11032050	コメのベレット	138Euro/ton
11041991	コメのフレーク	234Euro/ton

韓国側:57ライン

TRQで枠外関税が残るもの(枠内関税は撤廃):13ライン

HS10桁	品目の記述	枠外関税率
0402101010	脱脂粉乳(無加糖)	176%
0402101090	その他の低脂肪粉乳(無加糖)	176%
0402109000	低脂肪粉乳(加糖)	176%
0402211000	全粉乳	176%
0402219000	その他の高脂肪粉乳(無加糖)	176%
0402290000	高脂肪粉乳(加糖)	176%
0402911000	無糖練乳	89%
0402919000	その他の濃縮乳・クリーム(無加糖)	89%
0402991000	加糖練乳	89%
0402999000	その他の濃縮乳・クリーム(加糖)	89%
0403901000	バターミルク	89%
0409000000	蜂蜜	243%or1,864won/kg
0805100000	オレンジ	50%

関税削減しないもの:44ライン

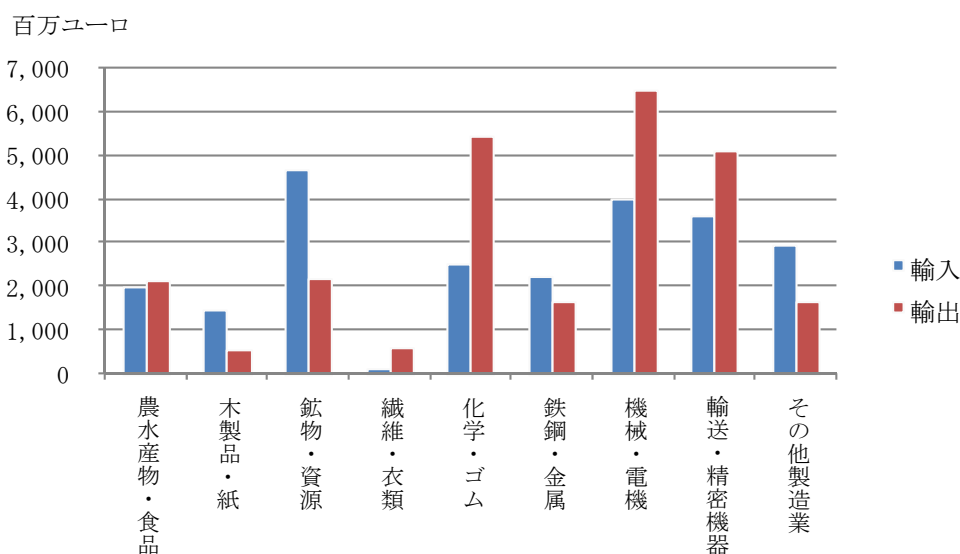
HS10桁	品目の記述	関税率
0303791000	アラスカ・タラ	30%
0303799095	ニベ	50%
0307492000	イカ	22%
0701900000	ばれいしょ(種ばれいしょ以外)	304%
0703101000	たまねぎ	135%or180won/kg
0703201000	ニンニク(皮を除いたもの)	360%or1,800won/kg
0703209000	ニンニク(その他のもの)	360%or1,800won/kg
0709601000	ピーマン	270%or6,210won/kg
0709609000	とうがらし属の果実(ピーマン以外)	270%or6,210won/kg
0711901000	ニンニク(保存処理したもの)	360%or1,800won/kg
0711905091	とうがらし属の果実(保存処理したもの)	270%or6,210won/kg
0712200000	たまねぎ(乾燥)	135%or180won/kg
0712901000	ニンニク(乾燥)	360%or1,800won/kg
0805201000	韓国柑橘	144%
0805900000	柑橘(その他)	144%
0904201000	乾燥トウガラシ(破碎・粉砕でないもの)	270%or6,210won/kg
0904202000	乾燥トウガラシ(破碎・粉砕したもの)	270%or6,210won/kg
1003009010	大麦(モルト用を除く。殻付き)	324%or326won/kg
1003009020	大麦(モルト用を除く。殻なし)	299.7%or361won/kg
1006100000	モミ米	—
1006201000	玄米(うるち)	—
1006202000	玄米(もち)	—
1006301000	精米(うるち)	—
1006302000	精米(もち)	—
1006400000	砕米	—
1102902000	米粉	—
1103193000	コメのミール	—
1103202000	コメのベレット	—
1104191000	コメのフレーク	—
1201009010	大豆(もやし用)	487%or956won/kg
1201009090	大豆(その他)	487%or956won/kg
1211201100	おたねにんじん(生)	222.8%
1211201210	おたねにんじん(根)	222.8%
1211201220	おたねにんじん(テイル)	222.8%
1211201240	おたねにんじん(小根)	222.8%
1211201310	おたねにんじん(根)	754.3%
1211201320	おたねにんじん(テイル)	754.3%
1211201330	おたねにんじん(小根)	754.3%
1701910000	精製糖(香味料・着色料を加えたもの)	40%
1806902290	その他のココア調製品	—
1901201000	ベーカリー製品用混合物(米粉のもの)	—
1901209000	ベーカリー製品用混合物(その他)	—
1901909091	その他の穀物調製品(コメのもの)	—
1901909099	その他の穀物調製品(その他)	—

EU 韓 FTA により, EU の自動車産業が悪影響を受けると言われており, 仮署名直後も, 欧州自動車工業界が FTA に反対を表明するなど, 発効までにはなお曲折の可能性もある。他方, 今後韓国の経済発展により欧州車輸入が増え EU の自動車生産も拡大するとの予測もある(上記貿易影響評価)。日系企業は, EU への輸出に関して韓国企業に対し競争上不利になることが心配されるが, 貿易影響評価では, EU 市場での日本車販売は市場内で FTA 前の 2,921 千台から, 30 千台減少するのがもっともありそうなシナリオとしている。

（４）カナダとの貿易状況と FTA

１）EU カナダの貿易の状況

EU にとりカナダは 11 番目の域外貿易相手国（2008 年。物品、往復）であり、カナダにとって EU は 2 番目の貿易相手国である。カナダにとっては 1 位の貿易相手国米国の地位が圧倒的に高い（66%のシェア）ことから、対米以外の貿易のうち EU との貿易が 3 割を占める。輸出額は 26,107 百万ユーロ、輸入額は 23,794 百万ユーロであり、対世界の貿易パターンと比較すると、輸送・精密機器の割合が大きいが、輸入に占める木製品・紙の割合が高く、繊維・衣類が少ないことなどが見受けられるが、韓国との貿易の場合のような極端に大きな違いはない（第 3 図）。



第 3 図 EU の貿易概要（2008 年。対カナダ）

EU からカナダへの輸出は、域内最大の製造業部門である機械・装置、化学の部門で最大、次いで自動車、輸送機器、石油、飲料・タバコ、加工食品、金属製品であり、これら部門で 78% を占める。カナダから EU への輸出は、化学部門が最大部門（天然ウランが大きい。）で近年の伸びが大きく、次いで輸送機器、非鉄金属、鉱物、機械・装置、電機、紙製品、加工食品であり、これら部門で 80%を占める。

2007 年の実際の貿易額で加重平均した平均関税率は、加工食品でかなり高く、対カナダで EU が 15.6%、対 EU でカナダが 32.5%である。衣類も高くそれぞれ 9.9%、16.2%である。しかし、全体としては、カナダからの輸入に対する EU の関税が 2.2%、EU からの輸入に対するカナダの関税が 3.5%と低い。ただし、以上は実際の貿易額での加重平均であって、禁止的な高関税によって貿易が抑制されている品目もあることに注意が必要である。カナダの農産物関税は平均で 21.9%、TRQ の枠外関税率の平均は 159.1%、乳製品の TRQ 枠外平均は 251.3%であり、穀物製品にも、最高で 95.2%という関税率がある。EU は食肉、穀物に高い枠外関税をかけており、豚肉の枠外平均が 37.5%、牛肉は最大 407.8%となっている。また、野菜・果実は平均 31.8%、水産物は平均 12.5%であり TRQ も設けられている。

2) EU カナダ FTA の共同研究等

EU カナダ FTA については、2008 年 10 月、双方政府による共同研究の報告が発出され、2009 年 2 月に EU カナダ経済連携協定の対象範囲に関する共同報告が公表された。

同共同研究のなかで、EU カナダ間で関税撤廃した場合の効果を一般均衡モデルを使って分析している。サービス部門についても、国境保護の程度を推測により数値化した上で自由化する試算となっている。その結果は、2007-2014 年の間に、実質所得(GDP)は EU で 116 億ユーロ、カナダで 82 億ユーロ増加するというものである。サービス貿易自由化がその約半分に貢献する。貿易は 22.9%増加し、なかでも特に加工食品の伸びが大きい。生産に関しては極端な変化はなく、EU では加工食品がやや増加、金属、輸送機器がやや減少する。カナダでは加工食品、皮革製品が減少し、金属、輸送機器、電機、自動車・部品が増加する。経済規模の違いを反映して、カナダの方が増減の程度が大きい。このような試算を含めた分析から、同共同研究は、自由化は両国にとり利得になることを示唆した。これに続く協定の対象範囲に関する共同報告では、物品で高い水準の関税撤廃を行い、衛生植物検疫措置、TBT、貿易促進、通関手続き、サービス貿易、投資、政府調達、知的財産権、人の移動、競争政策、紛争解決等の分野にわたる協定を進めるべきことを提言した。

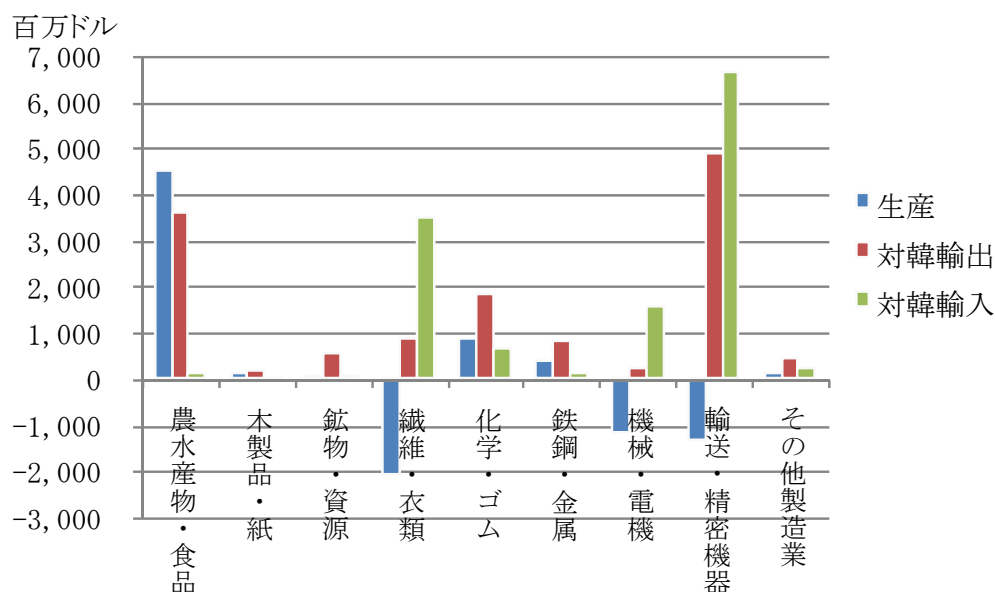
そして、2009 年 6 月交渉開始が決定され、同年 10 月第 1 回交渉が行われるに到った。EU 韓国の場合と異なり、高関税品目がありセンシティブな農水産物・食品分野での貿易が現状でもかなりの比率にのぼることから、その取扱いなどが注目される場所である。

(5) 韓国、カナダとの FTA の GTAP 分析

次に、一般均衡モデルにより、EU と韓国、カナダそれぞれとの FTA が行われる場合の経済効果の計測を行う。使用するのは、貿易政策の検討等に世界各国で広く利用されている GTAP モデルの最新版 version7 である。モデルの設定として、地域は「EU、相手国、その他世界」の 3 地域とし、産業部門は、第三次産業は 1 部門に集計、他の部門は Eurostat に掲載されている貿易分類 (TDC) に合わせて集計し、全体で 10 部門とした。FTA のシナリオとしては、EU 韓国 FTA で関税ラインの 99%以上が撤廃となっていることに鑑み、EU と相手国とが相互に関税を全部撤廃することになっている。

1) EU 韓国 FTA

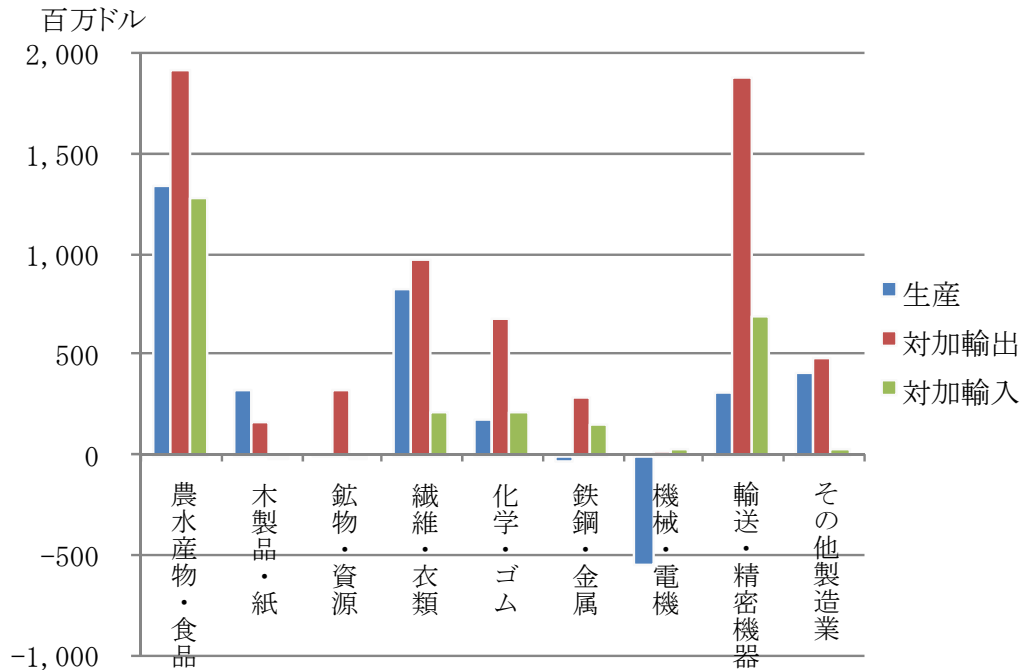
FTA により、両国の経済厚生 (等価変分) は増加し、その他世界の等価変分は減少する。二国間貿易は、全ての部門で増加し、EU から韓国への輸出額は 45%、韓国から EU への輸出額は 28%増加するが、増加の程度は部門により異なる。EU から韓国への輸出増加は農水産物・食品で特に大きく約 4 倍になり、この部門での輸出超過の幅が拡大する。繊維・衣類でも輸出増大率は大きい。この部門では韓国から EU への輸出増加の方が大きく、EU の輸入超過幅が拡大する。韓国から EU への輸出が集中している、機械・電機、輸送・精密機器の部門で、韓国から EU への輸出額の伸びが EU から韓国へのそれを上回り、同部門での EU の対韓赤字幅が増大する。こうしたことに対応して、国内生産は、EU では、農水産物・食品の生産額が増加し、繊維・衣類、機械・電機、輸送・精密機器が減少する (第 4 図)。韓国の国内生産は逆に、農水産物・食品で減少し、繊維・衣類、機械・電機、輸送・精密機器で増加し、特に繊維・衣類の増加幅が大きい。両国の経済規模の違いを反映して、生産額の変化率は韓国の方が大きい。



第4図 EU 韓 FTA による EU の生産額、貿易額の変化

2) EU カナダ FTA

FTA により、両国の経済厚生（等価変分）は増加し、その他世界の等価変分は減少する。二国間貿易は、EU では全ての部門で増加し、EU からカナダへの輸出額は 19% 増加するのに対して、カナダから EU への輸出は、総額では 8% 増加するものの、木製品・紙、鉱物・資源では減少する。EU からカナダへの輸出増加率が高いのは農水産物・食品の 89%、繊維・衣類の 115% で、これら部門での輸出超過の幅が拡大する。カナダから EU への輸出では、繊維・衣類で 83%、農水産物・食品で 56% の輸出額伸び率を示すほか、輸出金額では輸送・精密機器の伸びも大きい（第 5 図）。国内生産は、EU では、鉄鋼・金属、機械・電機を除きいずれの部門でも増加し、カナダでは農水産物・食品、繊維・衣類、輸送・精密機器など 5 部門で増加するが、木製品・紙、鉱物・資源などが減少する。両国の経済規模の違いを反映して、生産額の変化率はカナダの方が大きい。



第5図 EU カナダ FTA による EU の生産額、貿易額の変化

3) 二つの FTA の比較等

EU 韓 FTA と EU カナダ FTA を比べると、いずれも締結国ではそれぞれ経済厚生が増加するが、その他世界では減少する。EU の受ける生産への影響は比率としては相手国にくらべてかなり小さい。もともとの関税率の高かった部門において、貿易、生産への影響が大きい、といった共通点がある。他方、韓国とカナダの産業構造、貿易構造の違いを反映して、部門への影響が異なる。例えば、EU 韓 FTA では、農水産物・食品部門の生産額は、EU で増加し韓国で減少するが、繊維・衣類、機械・電機、輸送・精密機器ではその逆に韓国で増加し EU で減少する。EU カナダ FTA では、農水産物・食品、繊維・衣類、輸送・精密機器は、EU、カナダとも増加し、機械・電機はともに減少する。また、関税水準が韓国よりもカナダの方が低いことを反映して、貿易や国内生産への影響もカナダの場合の方が小さい。

2. まとめ

EU 韓、EU カナダの産業や貿易構造を分析し、どのような部門に高関税のセンシティブ分野があるかなどを概観した。また、EU 韓 FTA、EU カナダ FTA を GTAP モデルを用いて分析した結果は、それぞれの国の産業構造、貿易構造から予想されるところや、先行研究での一般均衡モデルを使った分析と合致する。

EU は、2006 年 10 月の新通商戦略で FTA 推進方針を転換し、域内や近隣諸国、歴史的な経緯のある国との関係緊密化を中心としたものから、経済発展顕著なアジア等との結びつきを強める方向に向かっている。それに伴って、経済面が重視される比重が大きくなると考えられ、韓国との FTA に見られた相当に徹底した関税撤廃もその一環と言えるかもしれない。近隣諸国等との経済連携強化をなお並行して進めつつ、こうした新たな FTA も順次推進していく段階に入っている。米国を始めとする大貿易相手国・大規模経済国との FTA は未だ視野に入っていないようだが、韓国、カナダなど中規模の相手国との FTA を重ねていけば、やがて残る米国等

との関係が課題になるであろう。その時がいつになるか、また、どのような考え方の転換がなされるのか、注目される。

〔参考文献等〕

Cheong, Inkyo (2005) "EU's Strategy towards East Asian Integration and Regionalism," Chapter 10 in C.Y. Ahn, R.E. Baldwin and I. Cheong (eds.), *East Asian Economic Regionalism Feasibilities and Challenges*, Springer.

JETROブリュッセル・センター，海外調査部欧州課(2009)「EUのFTA戦略および主要FTAの交渉動向」

Copenhagen Economics and Prof. J. F. Francois (2007) "Economic Impact of a Potential Free Trade Agreement (FTA) Between the European Union and South Korea"

Centre of European Policy Studies (CEPS) & Korean Institute for International and Economic Policy (KIEP) (2007)"A Qualitative Analysis of a Potential Free Trade Agreement between the European Union and South Korea"

IBM Belgium with DMI, TAC & TICON (2008)"Trade Sustainability Impact Assessment of the EU-Korea FTA: Final Report – (Phase 3)"

韓国カナダ政府共同研究 (2008) "Assessing the costs and benefits of a closer EU – Canada economic partnership"

田中信世「EUの対韓国経済関係とFTA交渉」(2008)季刊，国際貿易と投資Summer 2008/No.7

附属資料 1 WTO における EU の貿易政策レビューの概要 (2009 年)

－農産物貿易，農業政策に関する部分を中心に－

1. WTO 貿易政策レビュー

(1) WTO 貿易政策レビューとは

貿易政策レビューとは，WTO が加盟各国の貿易政策について検分するものである。1994 年のマラケシュ合意の付属書 3 に規定するように，加盟国の貿易政策及び慣行についての透明性と理解を高め，加盟国が多国間協定等の下でのルールや約束をより良く遵守することに貢献することを目的として，貿易政策レビューメカニズムに従って行われる。

加盟国は全てレビューの対象となる。その頻度は対象国の世界貿易に占めるシェアに従って決まり，EC，米国，日本及び中国は 2 年ごと，それに続く貿易シェアのある 16 カ国は 4 年ごと，その他の国は 6 年ごとに行われる。

レビューを行う貿易政策レビュー団には，全ての加盟国が参加することができる。WTO 事務局は，対象加盟国の協力により，貿易政策・慣行，貿易政策策定の仕組み，マクロ経済状況等を含むレビュー報告書を取りまとめ，これはレビュー会合の後に公開される。

(2) EU の貿易政策レビュー

EU についての最近の貿易政策レビューとしては 2009 年 3 月付けの報告書が公表されている。平成 20 年度のカントリーレポートにおいて，2007 年 5 月付けの貿易政策レビュー報告書を紹介したので，以下では，その主要なポイントについて，2 年前の報告書以後の新たな展開に重点を置きつつ，特に農産物貿易を中心に概観することとする。（なお，貿易政策レビューには，WTO 事務局が作成するもののほか，当該国政府による政策声明もあるが，事務局作成のものに比べごく簡略なものである。ここでは事務局作成の報告書に基づいてとりまとめる）。

2. 農産物貿易に関する EU の WTO 貿易政策レビューのポイント

EU の WTO 貿易政策レビューの概要は次項（3.）に示すとおりである。

EU は，前回（2007 年）のレビュー後，2 カ国が新たに加盟し，27 カ国となった。数十年にわたる改革を経て，加盟国の間でほぼ自由な市場を構築している。大規模な農産物の生産国であると同時に消費国であり，その農産物貿易額は世界最大である。その一方で，域内の農業生産は共通農業政策によって手厚く保護されてきており，対外的にも一部の農産物の輸入に相対的に高い関税率を課することによって世界の市場から隔てられている状況にある。更に，一部農産物について，輸出補助金を使って輸出を行っている。

農産物に加えて，繊維・衣類が相対的に高い関税率を有している。これらの品目は，関税の他に，輸入数量制限などの措置によっても世界市場から保護されていることがあり，アンチダンピング措置など緊急貿易救済措置が発動されることも見られる。外国との貿易紛争の原因となることも少なくないようであり，EU は WTO 紛争解決手続きの活発なメンバーである。

EU は，二国間協定や多国間協定での FTA や，自らの一方的措置を通じて，外国に特惠関税を供与している。ここでもまた，農産物についてはセンシティブ品目に位置づけて関税撤廃の対象から外すなど，完全な貿易自由化から除外の扱いとされる例がしばしば見られるようである。

3. EU の WTO 貿易政策レビューの概要

貿易政策レビューの構成は、全般的な経済環境、貿易の制度、貿易政策手段別の貿易政策と慣行、そして部門別の貿易政策、から成る。以下で、これを概観するが、手段別や部門別の政策等を説明した部分に関しては、特に農業及び農産物貿易についての記述を中心とした。

(1) 経済環境

EU27 カ国は、は、424 万平方kmの国土と 4 億 9,510 万人の人口を有し 2006 年の GDP は 11 兆 5,830 億ユーロであった。経済に占める割合はサービス部門が最も大きく、EU の総付加価値額の 71.7%を占める。製造業は 26.4%である。これに対して、農林水産業は 1.8%に過ぎないが、雇用に占める割合は 5.3%である。

共通通貨ユーロが 16 カ国で採用されており（2009 年 1 月時点）、残る国も、デンマークと英国を除き今後ユーロに参加する方針である。

GDP 成長率は、2006 年が 3.1%、2007 年が 2.9%である。2006 年 6.1%、2007 年に 5.4%の伸びを示した民間投資による寄与が大きい。輸出も、2006 年に 9.1%、2007 年に 5.1%成長した（サービス貿易を含む）。

EU の物品貿易は、輸出は、2006 年 13.2%、2007 年 4.5%、輸入は、2006 年 17.8%、2007 年 4.9%の伸びを示した。貿易勘定は、赤字が継続しているが、持続可能な水準と考えられる（2007 年で 1,534 億ユーロ）。アジア諸国に対して赤字が大きく、北米に対しては輸出超過を示す。EU は世界の物品貿易の 17%を占め世界最大の輸出者、第 2 の輸入者である。

米国が従来から最も重要な貿易相手であるが、その地位は低下してきている。物品貿易で米国の占めるシェアは輸出は 2003 年の 26.2%から、2007 年の 21.1%に、輸入は 2003 年の 16.9%から、2007 年の 12.7%と減少した。輸出先の第 2 位はスイスであり、輸入先は 2006 年から中国が第 1 位となった。

物品輸出で多いものは、機械及び輸送機器で、37.9%を占め、次いで化学品（14.8%）である。輸入では、機械及び輸送機器で、28.9%、鉱物（燃料を含む）が 27.8%である。

EU は世界最大のサービス貿易を行っており、2006 年において、世界のサービス輸出の 27.3%、サービス輸入の 24.0%を占めた。また、世界最大の海外直接投資（FDI）の受け手であり供給者である。2006 年において、FDI 受入の 40.7%、FDI 供給の 51.5%を占めた。

世界金融危機を受け、2009 年 1 月の欧州委員会の予測では、GDP の伸びは 2008 年で 1%、2009 年はマイナス 1.8%としており、輸出入も大幅に減少すると見られている。労働市場も悪化し、失業率は 2008 年の 7%から、2009 年 8.7%、2010 年 9.5%と増加を予測する。こうした状況に対応し、欧州委員会は 2008 年 11 月下旬に 2,000 億ユーロに上る経済対策を打ち出し、欧州投資銀行も融資水準を拡大するなどの対応を行っている。

(2) 貿易・投資の制度

前回のレビュー以後、制度の枠組みに基本的に変更はない。EU の主たる意思決定機関は、閣僚理事会、欧州議会、及び欧州委員会であり、欧州委員会は執行機関でもある。EU は、域内での経済だけでなく、外交・安全保障政策、司法等の統合を基本とする。欧州委員会は、国際協定の交渉を始める前に、理事会からの事前了解を得る必要があり、共通商業政策の範囲を超える協定の締結には議会の同意等が必要となる。

EC 条約では、貿易政策の全般的目的として「世界貿易の調和的発展、国際貿易の制限の漸

進的な廃止、及び関税障壁の低減に貢献すること」を目指しており、多国間である WTO の枠組みでの自由化を優先事項としつつ、二国間協定や地域間での協定を通じた自由化を進めようとしている。域内では、単一市場政策により、物、サービス、労働、資本の自由な移動を推進しているが、金融サービス、政府調達、輸送、知的財産権などの分野でなお市場は単一化されていない。

EU は WTO における主要なプレイヤーの一つであり、ドーハ開発ラウンド交渉においてもその提案は重視されている。農業に関しては、2013 年までの輸出補助金撤廃を提案し、貿易歪曲的国内補助を 80% まで削減し、譲許税率を一部の品目を除き 50~70% 削減することを受入れている。非農産物については途上国の関税削減幅を小さくするなどの交渉テキストを容認している。また、EU は WTO の紛争解決制度における最も活動的なメンバーの一つであり、レビュー期間中、6 件の新たな紛争を開始し、6 件で被申立国となった。

特惠貿易協定に関しては、EU はその拡大過程を継続しており、2007 年 1 月には、ブルガリアとルーマニアが加盟した。EFTA 諸国やバルカン西部諸国など欧州各国と経済連携の協定を結んでいる。非欧州では、チリ、メキシコ、南アフリカと自由貿易協定を結び、メルコスール（ブラジル、アルゼンチン等 4 カ国）、地中海諸国、GCC（湾岸協力理事会。サウジアラビア、クウェート等 6 カ国）と交渉を行っている。EU の旧植民地等であるアフリカ、カリブ、太平洋（ACP）諸国には、コトヌ協定により、工業製品、一部の農業・水産製品の無関税の市場アクセスを供与しており、改訂コトヌ協定が 2008 年 7 月に発効した。前回のレビュー以後では、2007 年 5 月に、インド、韓国、アセアンとの、同年 7 月にアンデス共同体との、同年 10 月に中米諸国との、2008 年 2 月にウクライナとの特惠貿易協定の交渉を開始した。

一方的な特惠の供与としては、一般特惠制度(GSP)のもとで途上国全般にゼロ関税などの関税優遇を行っているが、農産物はセンシティブとされる品目が多い。LDC 諸国に対してはセーフガード条項等があるものの武器以外は全て（EBA）の無税無枠のアクセスを供与することとしている。コメと砂糖に関する 41 タリフラインについては、関税割当（枠内無税）が適用されるが、2009 年秋に完全自由化される。

こうした自由貿易協定や一方的特惠供与の結果、EU が MFN 関税だけを適用している国は 9 つの WTO メンバー国（オーストラリア、カナダ、台湾、香港、日本、韓国、ニュージーランド、シンガポール、米国）のみとなっており、これらの国と貿易は輸入額の 27.5% に当たる。

2007 年 10 月に貿易支援 (AfT) 戦略が採択された。ODA の一環として貿易関連の支援を 2010 年までに年間 20 億ユーロに拡大するとの約束などに対応するものである。

（３）貿易政策手段別の貿易政策と慣行

１）概要

前回のレビュー以後、貿易制度に基本的に変更はない。EU の関税の約 9 割が従価税であり、1 割が様々な非従価税である。非従価税は農産物を中心として適用され、その多くは関税割当になっている。実行 MFN 関税率の平均は 6.7% であり、関税率は最大で 604.3% に達する。農産物に、なお高関税のものがある。

EU は、監視、輸入割当管理、及びセーフガードの目的で、輸入免許を維持している。EU は緊急貿易救済をしばしば発動しているが、2005 年以来、WTO に通報される件数は減少してきている。

技術的規制，基準，衛生植物検疫措置は，なお加盟国間で調和を図っている途上にある。

WTO に通報される補助金では，農業及び構造対策がそれぞれ 44%，33%と多くを占める（2003-04 年）。

2）輸入に直接影響する措置

（i）関税

EU の関税率表には 8 桁ベースで 9,699 のタリフラインがある（2008 年）。全てのタリフラインが WTO で譲許されており，98.6%で譲許税率と実行税率が一致する。

非従価税を従価税相当に換算して 9,557 タリフラインについて分析をした（換算に必要なデータがないため除外した 142 の非従価税タリフラインは，農産物）。実行 MFN 関税率の平均は，2008 年で 6.7%（2006 年の 6.9%からやや減少），最大で 604.3%であった。81.8%のタリフラインは 10%以下の関税率であり，全タリフラインの 25.3%が関税率 0%である。

WTO の定義による農産物の，実行 MFN 関税率の平均は 17.9%であり，対して非農産物は 4.1%である。関税率が 100%を超えるものはいずれも WTO の定義による農産物であり，品目グループとしては食肉，乳製品，穀物，砂糖の関税率が高い。

タリフエスカレーションは複合的であり，第一次加工段階では平均関税率 8.1%，半加工品で 5.0%となり，完成品で 7.3%である。

関税率表には，貿易協定等に基づく特惠関税も規定されている。

（ii）付加価値税

前回のレビュー以後，付加価値税の法制に何点かの変更があった。消費地で課税されることを確実にする趣旨の改正である。付加価値税の仕組みは EU 域内でほぼ調和し，輸入品と域内産品に同率で課されるが，税率は国により異なる。

（iii）輸入の禁止，制限及び免許

EU は国連安保理の決議に基づく貿易・経済制裁を実施し，コートジボアール，イラク，イラン，北朝鮮からの輸入制限を維持している。リベリアからの輸入制限は，材木について 2006 年に，ダイヤモンドについて 2007 年に解除された。また，他の国際条約等に基づく貿易制限も実施している。

EU は，中国原産の一定の繊維製品について，2007 年末まで数量制限が取り決められており，2008 年 1 月 1 日から監視制度が導入されたが，2009 年 1 月 1 日で期限切れとなる。ロシア及びカザフスタン産の一定の鉄鋼製品が数量制限に服する。繊維に関し，WTO に未加盟のベラルーシ，ロシア，セルビア，ウズベキスタンとの間の繊維製品に関する二国間協定を維持しており，うち，ベラルーシ原産品が数量制限に服する。

量的規制やセーフガードなどに服する特定の製品の輸入を管理するために，輸入免許制度が設けられている。輸入監視が，一部の繊維製品，鉄鋼製品並びに，穀物，コメ，砂糖，オリーブオイル，オリーブ，乳製品，牛肉，生鮮果実・野菜，加工果実・野菜，バナナ，農産物由来のエチルアルコール等に適用される。

EU は，タリフラインの 4.8%について関税割当を維持しており，その大部分は農産物である。

（iv）緊急措置

レビュー期間中，EU の貿易救済措置に大きな変更はなかった。

2007 年において，EU の輸入の 0.73%が緊急貿易救済措置の対象となった。2006 年 12 月に貿易防衛手段の改革について一般への協議を立ち上げ，出てきた論点を加盟国，欧州議会等が

議論したが、何らの合意に至らなかった。EU から WTO に通報された緊急措置の件数は、2005 年以後減少傾向にある。

アンチダンピングが最も多用されており、2006 年 7 月から 2008 年 6 月の間、EU は 36 件の新規案件と 60 件の見直し開始を通報した。2008 年 6 月 30 日現在で、131 件のアンチダンピング措置が実施中であり、うち中国からの輸入に対するものが 45 件。化学、自転車、皮革、履物、電灯、ライター、レバー綴じ装置、イチゴ、魚、鉄鋼製品、トウモロコシ等を対象とする。レビュー期間中、17 件の措置が 5 年間の期限切れとなり、17 件が見直しの結果廃止された。2008 年 1 月 1 日から 10 月 10 日の間に 14 件の新規のアンチダンピング調査が開始された。

対抗措置に関しては、2006 年 7 月から 2008 年 6 月の間、2 件の新規措置と 11 件の見直しとが開始された。2008 年 6 月 30 日現在で、8 件の対抗措置が実施中であり、うち 6 件はインドからの輸入に対するものである。2008 年 1 月 1 日から 10 月 30 日の間に 2 件の新規の対抗措置調査が開始された。

セーフガードについては、レビュー期間中、新規の措置は行われなかった。

(v) 技術的な規制等

技術的貿易障壁 (TBT) に関し、EU 域内での規格及び技術的規制の完全な統一化は達成されていない。欧州全域にわたる任意基準は現在 15,000 件以上設定されている。認証機関の承認は加盟国が実施するが、2008 年 7 月に承認のための共通ルールが設定され、2010 年 7 月 1 日から適用の予定である。統一された技術的規制がない物品については EU 域内での相互認証の原則をとっており、その枠組みは強化されて 2009 年 5 月 13 日から施行される。

TBT 協定に従い、EU とその加盟国は 2007 年に 140 件、2008 年 (9 月 30 日まで) に 139 件の通報を行った。EU やその加盟国の採っている化学、ワイン等に関する技術的規制に対し、一部の加盟国も懸念を表明している。化学関係の REACH 規制は 2007 年 6 月 1 日に発効したもので、化学物質の登録、評価、制限等の制度であるが、手続きが煩雑であることなどを問題視する国がある。

衛生植物検疫措置 (SPS) では、EU の独立のリスク評価機関として欧州食品安全庁 (EFSA) が設立されている。また、各加盟国は食品販売の規制や回収措置について欧州委員会に通報する。欧州委員会は人や動物の健康や環境への重大な危険を封じるため緊急措置を実施する権限を有し、EU は、1995～2005 年の間に口蹄疫等への緊急措置として 10 億ユーロを支出した。前回のレビュー以後、複数の加盟国で鳥インフルエンザが発生している。

2007 年欧州委員会は、2007～13 年の共通動物保健政策を提案した。

成長ホルモンを使用した動物由来の肉の輸入や、特定危険部位の使用は禁止されている。動物由来の食品への抗微生物処理も禁止である。

2008 年 9 月 1 日、食品中の殺虫剤最大残留水準 (MRLs) の新制度が発効した。国ごとの MRL を統合したもので、500 種の殺虫剤について MRL が規定され、その他の殺虫剤については 0.01mg/kg の MRL が適用される。

遺伝子組換え作物 (GMO) の栽培、輸入、加工には、許可等が必要である。また、GM 食品や GM 飼料はトレーサビリティと表示の義務がある。ただし、偶発的ないし技術的に不可避な 0.9% までの GMO 混入はこの義務から除外される。2008 年 4 月、欧州委員会は、承認されていない GM 米「BT63」の侵入を防ぐため、中国からのコメ輸入に際し、中国当局による証明を義務づけた。

EU は 2007 年に 25 件、2008 年（10 月 10 日まで）に 13 件の新規の措置等についての通報を行った。

（vi）政府調達

EU25 カ国の政府調達は、GDP の 16%にのぼる（2006 年）。

レビュー期間中に、公的調達に関する救済措置の指令が改定された。契約採択の手続きは前回のレビュー以降変わっていない。

3）輸出に直接影響する措置

（i）登録及び書類

原則として輸出の前に税関への事前通知等が義務づけられる。共通農業政策（CAP）の対象である物品免許の情報も求められる。

（ii）輸出税

EU は、輸出に関する税、賦課金等を実施していない。

（iii）輸出の禁止、制限及び免許

欧州委員会及び加盟国は、公序良俗、人・動植物の健康や文化財を保護するため、並びに重要な物品の不足による危機を防止するために、輸出禁止・制限・免許を課することが可能である。

共通外交安全保障政策及び国連安保理決議を実施するための輸出禁止が行われ、また、ビルマ、コートジボアールなどへの武器輸出の禁止も行われる。

共通販売組織及び貿易相手国との関税割当に係る輸出免許が存在する。

（iv）輸出補助金

輸出補助金の対象となり得るのは、小麦・小麦粉、粗粒穀物、コメ、なたね、オリーブオイル、砂糖、バター・バター油、脱脂粉乳、チーズ、他の乳製品、牛肉、豚肉、鶏肉、卵、原料タバコ、アルコール等である。輸出補助は、輸出業者への払い戻し、在庫の販売、生産者への融資により行われる。レビュー期間中、砂糖、穀物、牛肉、野菜・果実、卵、豚肉、コメ、ワイン、鶏肉について輸出業者への払い戻しが行われた。乳製品に対する輸出業者への払い戻しは、2006 年、2007 年はゼロに設定された。

（v）輸出信用・保険・保証

レビュー期間中、制度に変更はなかった。

（vi）輸出促進及び販売支援

農産物の販売促進のため、宣伝、キャンペーン、催しなどを支援している。年間予算は 5 千万ユーロで、対象事業費の 50%以下を補助する。

4）生産及び貿易に影響する措置

（i）補助その他

通報によれば、2003 年に 1,020 億ユーロ、2004 年に 1,110 億ユーロの補助金を供与した。大きく、構造対策、共通農業政策（CAP）、工業施策、他のプログラムの 4 つに分かれる。特に農業と構造対策が大きく、それぞれ 44%、33%を占めた。

共通農業政策（CAP）は 2003～05 年に単一農場支払いの導入により改革され、補助と生産とのリンクが遮断された。以来、単一支払い制度が、農家への直接支払いの大部分を占めるようになったが、なお、価格支持や貯蔵・加工への補助による市場への介入や輸出業者への払い戻しなども残っている。農産物市場安定化のため、CAP はなお産品特定の介入・補助を行うが、

全体として、補助手段は CAP 改革により所得支持措置を使うものに切り替えられている。

デカップルされた直接支払いには、農家への所得補助である単一支払制度 (SPS) (2003 年)、及び新規加盟国の農家への簡素化された補助である単一地域支払制度 (SAPS) とがある。依然としてデカップルされない補助の制度が、耕種作物、蛋白質作物、コメ、でん粉用じゃがいも、オリーブオイル、種子、レギウム、綿花、砂糖、タバコ、ホップ、オリーブ樹木で利用可能である。

農産物の市場介入には様々な形態がある。多くの穀物、乳製品、一部の肉、粉、ジャガイモ、砂糖、綿花の価格介入、生産払い戻し (ジャガイモでん粉)、生産割当 (ジャガイモでん粉、砂糖、牛乳)、貯蔵への補助 (乳製品、一部の肉、ワイン、ブドウ搾汁)、農産物加工への補助 (乳製品、一部の果実・野菜)、市場からの隔離への補助 (一部の果実・野菜)、厳しい市場環境にある地域への補償的補助 (バナナ)、生産補助 (亜麻、麻)、生産者組織形成を促す支援 (果実・野菜)。

(ii) 国家貿易及び国有企業

WTO で規定する国家貿易企業は通報されていない。しかし、EU には独占権を持つ国有企業がなお存在する。国有企業は、一般の事業と同じ法制に服して活動する。

(iii) 競争政策及び規制

レビュー期間中、反トラスト、合併、独占、国家支援などの競争制度に大きな変更はなかった。加盟国は、自由競争が行われる市場経済の原則に則した経済政策をとるべきこととされている。EU の競争政策は、反競争的な慣行を規制し、EU 全体で競争性を高め、自由化された部門で反競争的問題に対処することを目指す。

(iv) 知的財産権

レビュー期間中、知的財産に関する法制に大きな変更はなかった。共同体全体の法制及び加盟国の法制により規定されており、商標、産業デザイン、特許、植物品種、著作権及び隣接権、地理的表示について制度が整備され、取り締まり体制を整えている。

2008 年 7 月 16 日、欧州委員会は欧州知的財産権戦略に関するコミュニケを採択した。これは、異なる知的財産権にわたって調和した統合的な戦略を提供するものであり、2007 年の特許に関するコミュニケを補足するものである。

2007 年、7,900 万点の偽造品・海賊版が押収された。主にタバコ、CD・DVD が減ったことにより前年より 38% 減少。著作権侵害は対前年 17% 増加した。税関と業界の協力が強化されている。2004 年及び 2007 年に新規に加盟した 12 カ国で取り締まり強化の実績が上がっている。また、米国や中国などと取り締まりの協力を進めている。2008 年 9 月、競争協議会は包括的な反偽造品・反海賊版計画に関する決議を採択した。

(4) 部門別の貿易政策

1) 概要

サービス部門は GDP や雇用に占める割合が最大である。EU 域内貿易に占めるサービスのシェアは 20% にとどまるが、加盟国間に残存する規制等を排除して真正な域内市場を 2009 年末までに創出することを目指している。2007 年に、通信改革及び 2010 ないし 12 年までの域内郵便サービス市場の完成を目指す郵便指令を採択した。また、金融サービス戦略 2006～10 及び運輸行動計画 2002～10 を実施中。ただし、なお多くのサービスが包括的域内市場政策に服してい

ない。

共通農業政策（CAP）の 2003 年改革の結果、単一支払制度による支持が、2004 年には生産者支持相当（PSE）全体の 1%（14 億ユーロ）だったものから、2007 年には 33%（324 億ユーロ）に増加する一方、生産や価格にリンクした品目特定の支持が減少した。前回のレビュー以後、CAP 改革により、引き続き砂糖、果実・野菜、ワインの市場志向と競争が高まった。輸出補助金は、果実、野菜、ワインについて廃止され、砂糖について停止されたが、2009 年 1 月に乳製品について復活した。バナナ及び綿花についての国内支持も更に改革された。2006 年で、CAP 予算は、共同体の支出全体の 46%である。農業・狩猟・林業・漁業の MFN 関税は平均で 9.3%（2006 年の 10.9%から低下）だが、WTO の定義による農産物に 100%を超える関税率が残存する。加えて、農産物は複雑な関税構造、関税割当、SPS 措置、輸出補助金により守られている。

製造業部門は、GDP の 5 分の 1、物品輸出の 4 分の 3 を占め、国の補助の主要な受益者である。生産性向上の鈍化に鑑み、2005 年以来、同部門の競争力向上のための新たな産業政策が実施されている。製造業部門の MFN 関税率の平均は 6.7%（2006 年は 6.8%）である。

EU は世界第 2 のエネルギー消費者であり、世界最大のエネルギー輸入経済である。2020 年までに、消費者行動の変更とエネルギー効率技術とによりエネルギー消費を 20%削減すること、更新可能なエネルギーの使用割合を 20%とし、温室効果ガス排出を 20%削減するとの目標を設定している。

2) 農業及び関連活動

(i) 概要

農業の GDP に占める割合は EU 全体では比較的低い。17.9 百万人を雇用する（2005 年）。農用地面積はフランスが最大で、スペイン、ドイツがそれに続き、経営当たりの平均面積は約 21ha である（2005 年）。

農産物生産額は 3,438 億ユーロ（2007 年）で、主要産物は牛乳（14%）、豚（8.6%）、牛（8.4%）、生鮮野菜（8.4%）。主要な耕種作物（穀物、菜種、テンサイ）の間で作付面積がシフトし、2002～06 年平均に比べ、2007 年には、菜種が 31.5%増加、テンサイは 13%減少した。

(ii) 共通農業政策

CAP の 2003 年改革の結果、生産が求められず貿易歪曲性の少ない単一支払制度による支持の割合が高まり、単一支払制度及び単一地域支払制度が、欧州農業保証基金（EAGF）に占める割合は 80%以上となっている（2007 年）。多くの品目について、生産や価格にリンクした支持が、減額したものの、継続している。少数の品目で、生産や価格にリンクした支持に替わって、新たな生産制限的直接支払いが行われている。

特定品目の生産に結びついた支持は、OECD の単一品目移転（SCTs）で計測すると、小麦、大麦、オート麦、油糧種子、卵についてゼロだが、砂糖、食肉（豚肉を除く）について 40～50%であった（2007 年）。価格支持は、PSE 全体の 86%（1986～88 年）から、36%（2007 年）へと減少したが、メイズ、砂糖、食肉においては、SCTs の 8～10 割を占める。PSE は、生産額全体の 26%である（2007 年）。消費者支持相当（CSE）は、マイナス 37%（1986～88 年）からマイナス 10%（2007 年）と減少した。

CAP の農業及び地域開発の支出は、2007 年で 520 億ユーロ、2008 年で 540 億ユーロであり、主に欧州委員会と加盟国により運営される欧州農業保証基金（EAGF）及び地域開発のための

欧州農業基金（EAFRD）から支出される。

2005/06 年及び 2006/07 年についての通報によれば、20 の品目群に供与された輸出補助金は、いずれも約束水準以下で、2005/06 年が 19.2 億ユーロ、2006/07 年が 14.6 億ユーロで、2006/07 年の総額のうち 3 分の 1 が砂糖に、3 分の 1 が乳製品に供与された。

加盟国は、ガイドラインの枠内で、その必要に応じて地域開発措置を柔軟に採用することができる。EAGF のもとでの地域開発の支出額は、2005 年の 68 億ユーロから、2006 年の 77 億ユーロに増加し、2007 年には地域開発の資金提供を行う、地域開発のための欧州農業基金（EAFRD）が設立された。

EU は WTO 農業協定での約束に従い CAP のもとで関税割当を維持している。農業・狩猟・林業・漁業の MFN 関税は平均で 9.3% で、最大で 139.6% である。概して、EU 内に競合する生産のないコーヒー・茶、香辛料などの関税率は低く、一部の一次産品及び加工農産物では高い。2008/09 年以後、輸入免許を要する品目カテゴリーが従来の 500 から 65 へ（HS8 桁ベース）、輸出については 43 に減少したことで、割当枠外及び非特惠の輸出入の手続きが簡素化され、行政コスト・取引コストが減少した。

CAP の法的枠組みを合理化するため、包括的な共通市場組織規則（単一 CMO 規則）を採択し、従来 21 の CMO ごとに分かれていたものを統合した。規則は 2008 年 1 月 1 日に発効し、複数の CMO 管理委員会は単一の管理委員会に置き換わった。

2008 年 11 月、閣僚理事会で、更なる農業改革（CAP のヘルスチェック）に合意。農業の市場志向を増し、気候変動等の新たな課題に対応することを目的とする。主たる関心分野は、CAP の市場手段（義務的休耕、穀物・豚肉・乳製品の介入制度、牛乳割当）、地域開発政策、単一支払い、の 3 つである。残存する生産や価格にリンクした支持は、授乳牛、山羊、羊プレミアムを除きデカップルされて単一支払制度に移行し、これにより、デカップルされた支持は、直接支払い全体の 91.4% に増加する。現行の共通遵守事項（クロスコンプライアンス）規則では、農家は環境・動物福祉・食品品質基準を遵守しない場合、支持を削減されるが、ヘルスチェックの結果、この規則が簡素化され、農家の責任と無関係な基準が除外される一方、新たに水管理の要件が導入される。現在、単一支払制度を行う加盟国は、それぞれの直接支払いの限度額の 10% までを同一部門の環境措置や農産物品質・販売向上に使用できるが、ヘルスチェックの結果、より柔軟な運用が可能になり、同一部門に限らず、また、災害保険制度や動物疾病互助基金といったリスク管理措置にも使用できることになる。現行では、年間 5,000 ユーロを超える直接補助を受ける農家は、その 5% が減額されて地域開発予算に移管されるが、ヘルスチェックのもとでは、2012 年までにこの率が 10% に引き上げられ、年間 30 万ユーロを超える支払いは更に 4% が削減される。これにより得られる資金は、加盟国が、気候変動・更新可能エネルギー・水管理・生物多様性の施策、牛乳供給管理制度の廃止の影響の緩和措置、を強化するために使うことが出来る。

（穀物）：穀物は可耕地の過半（2007/08 年で 55.3 百万 ha）で栽培され、農業総生産額の 13%、約 457 億ユーロを産する。生産量ではフランスを筆頭に、ドイツ、ポーランド、スペインが続く。生産された穀物の 60% は家畜飼料として使われる。

主要な政策手段（義務的休耕及び輸出補助金）は、国際市場価格の高値により停止されている。介入価格を下回った場合に過剰生産分を市場から隔離する市場介入制度は、小麦、デュラム小麦、大麦、ソルガム、メイズ、コメを対象とする。公的な介入在庫は 2005/06 年末の 14 百

万トンから、1年後に2.4百万トンに減少した。2009/10年以後、メイズの介入買入れは停止され、2008～14年で617.8百万ユーロの節約になるとされる。ヘルスチェックのもとで、大麦とソルガムの介入買入れが停止される。3.8百万haに影響する義務的休耕が停止されたことで、2007/08年は穀物の面積が1.6～2.9百万ha、生産量が少なくとも10百万トン増加すると期待される。既に停止された休耕要件は、ヘルスチェックのもとで廃止される。小麦については、1トン101.31ユーロで3百万トンまでの介入買入れが可能である。

穀物のMFN関税率は、平均49.4%、最大138.2%である。小麦、デュラム小麦、ライ麦、メイズ、ソルガム、ミレット、ソバの関税は2009年6月30日まで停止された。

穀物生産者は単一支払制度によりデカップルされた所得支持を受けているが、幾つかの加盟国（フランス及びスペイン）では歴史的な耕種作物支払いの25%を2010年まで維持する。イタリア、ギリシャ、スペイン、フランス、ポルトガル及びオーストリアのデュラム小麦生産者は、1ha当たり40ユーロの作物特定の補助を受ける。コメ生産者に対する生産や価格にリンクした支払いは、部分的にデカップルされて単一支払制度に統合されたが、イタリア、スペイン、フランス、ギリシャ、ポルトガルではコメ生産者は作物特定の補助によっても支持される。

（油糧種子）：2007/08年の生産量は24百万トン、消費量は48.7百万トンで、EUは純輸入国である。油糧種子のMFN関税率は、平均1.6%、最大9.1%。主要な用途は、飼料、食料、バイオ燃料であり、バイオ燃料作物としては菜種が中心。バイオ燃料用油糧種子は、3.6百万ha（可耕地の3～4%）で栽培され、2007/08年で9.2百万トンが燃料向けにされた。1992年以後、休耕地を非食料用の作物栽培に使うことが認められており、また、休耕地以外で生産されるバイオ燃料作物は「エネルギー・プレミア」（1ha当り45ユーロ。EU全体で2百万haが上限）で支持される。このプレミアは、ヘルスチェックのもとで、2010年で廃止される。

（砂糖及びエチルアルコール）：EUは、ブラジル、インドに次ぐ砂糖生産を行い、世界シェアの12%を占めるが、砂糖CMO改革後、2006/07年からは輸入超過となった。砂糖CMOの貿易政策手段は、関税、関税割当、特惠取決め、セーフガード、供給管理（生産割当）、制度的価格、介入制度、輸出補助金である。構造的に、持続不可能な砂糖余剰が生じているため、2006年7月1日、新たな砂糖制度が導入され、2014/15年まで実施される。この改革を導入する2006/07～2009/10年の期間中に、制度価格と生産割当が削減される。欧州委員会によれば、2008年10月以後、砂糖や調製品に含まれる砂糖について輸出払戻しは行われていない。2006/07～2009/10年の4年間に、参照価格（reference price）は36%引下げられる。

A割当とB割当は統合され、供給管理制度は2014/15年まで延長される。2010/11年までの間、自主的構造改革制度が設定され、競争力のない加工業者の廃業等を促す。4年間の構造改革の終了時点で、砂糖割当は12.5百万トンに減少（約6百万トンの減）。改革により、ブルガリア、アイルランド、ラトビア、スロベニアが砂糖生産をやめ、多くの工場閉鎖や失業が生じた。全体として、改革は加盟国の競争力に見合う構造調整に貢献した。

砂糖部門は引き続き手厚く保護されており、域内砂糖価格は世界市場価格の3倍で、輸入砂糖に関税割当が適用される。MFN関税率は、平均35.7%、最大604.3%である。他方、後発開発途上国、ACP諸国、インドからの輸入には、保証された価格を享受するなどの特惠的アクセスがある。

（家畜及び食肉）：家畜、牛肉、羊肉、鶏肉の市場は、農業のなかでも最も手厚く保護されている。EUは、2003年以降、牛肉を純輸入し、2007年からは鶏肉を純輸入している。家畜・

食肉の貿易措置は、関税、市場介入、民間在庫及び輸出補助金。MFN 関税率は、平均で 25.4%，最大で 204.2%である。家畜の支持は、デカップルされ、単一支払制度に統合されたが、一部の加盟国では、生産にリンクした支払い、特に、授乳牛、雌羊、山羊及び牛と畜プレミアムの直接支払が、なお重要な役割を持つ。ヘルスチェックのもとで、豚肉の介入措置は廃止された。家畜及び牛肉・豚肉・鶏肉の輸出補助金が供与される。動物及び動物由来製品には、厳格な SPS 措置が適用される。

（乳製品）：牛乳は、EU の農業生産額の 14%（481 億ユーロ）を占める主要産品。世界輸出市場に占めるシェアは、バターで 27%，チーズで 33%である一方、バター、チーズの輸入も多い。栄養・保健表示についての新たな EU 規則が、機能性乳製品の販売に影響する可能性がある。2007 年、飲用乳市場が自由化され、無脂肪乳、低脂肪乳、全乳のほか、種々の脂肪含有率の牛乳の小売りが認められた。

世界価格が高かったため、2006 年 6 月に脱脂粉乳、2007 年 2 月に全粉乳、2007 年 6 月にチーズ、バターへの輸出補助金が停止されたが、これらは 2009 年 1 月に再導入された。2008 年 4 月、牛乳生産割当が 2%増えて 142 百万トンとなった。

ヘルスチェックのもとで、牛乳割当は、2009/10～2013/14 年の間、毎年 1%ずつ増加し、2015 年 3 月 31 日に割当制度は廃止される。域内市場での乳製品使用への補助制度のうち、バターの加工向けへの補助金は 2007 年 4 月に停止され、欧州委員会は制度廃止を提案した。加工向け無脂肪乳と飼料向け脱脂粉乳の補助は 2006 年 10 月にゼロとされた。2006～08 年は脱脂粉乳について、2007～08 年はバターについて、介入措置は行われなかった。2007 年に脱脂粉乳の民間在庫は廃止されたが、バターの強制民間在庫は継続。ヘルスチェックのもとで、介入買入れは、バターで年間 30,000 トン、脱脂粉乳で 109,000 トンに制限された。2007 年以後、牛乳生産者への直接支払いは、単一支払制度に完全に統合された。MFN 関税率は、平均で 32.4%，最大で 189.7%であり、概して枠外輸入が抑制される水準にある。

（果実・野菜）：果実・野菜について、EU は世界最大の輸入、第 2 位の輸出を行っており、過去 3 年平均で果実が 80 億ユーロ、野菜が 3 億ユーロの貿易赤字である。果実・野菜の共通市場組織が、同部門を 2003 年 CAP 改革に統合するべく 2008 年 1 月 1 日に形成された。野菜・果実の作付地は、単一支払制度のもとでの直接支払いの適格を有する。生産者価格を支持する市場介入の仕組みとして、市場からの引上げと青刈り・放置があり、その実施は、生産者団体に委ねられ EU が資金の一部を供与する。市場に出されない果実・野菜は、学校、病院、チャリティに無料で提供されるか、廃棄されたり、非食用に向けられる。競争力強化のための、生産者団体への金融支援もある。果実・野菜への輸出補助金は廃止されている。輸入は関税割当に服し、輸入価格に応じて関税が変化する。MFN 関税率は、果実について平均 10.0%，最大 30.5%，野菜について平均 13.5%，最大 168.4%である。果実・野菜には、厳格な SPS 措置が適用される。

バナナについては、2008 年 1 月 1 日から、ACP 諸国への枠内税率ゼロの特恵関税割当を廃止し、関税のみの制度になった。2006 年 1 月 1 日以来、適用される MFN 関税率は、1 トン当り 176 ユーロで、従価税換算 30.5%に相当し、需要の 9 割を輸入に頼ることからすれば高い水準であるにもかかわらず、EU のバナナ消費は 2006 年 9.7%，2007 年 4%増加した。レビュー期間中、EU のバナナ制度は WTO 紛争処理手続きの対象となっていた。

（ワイン及び酒類）：EU は世界のワインの 6 割を生産するとともに、消費、輸出、輸入も

世界最大である。従来から過剰生産であり、蒸留業者に補助金を出して、余剰ワインを蒸留酒などにしている。市場均衡を回復し、新世界ワインに対する EU ワインの競争力を増すべく、ワインの新たな CMO が 2008 年 8 月に発足した。

蒸留補助プログラムのうちの 2 つ（蒸留酒製造及び緊急蒸留）が、2012 年までに段階的に撤廃される。ワイン製造の副産物の蒸留は、義務的なものとして残り、補助される。改革の結果、ワイン部門は単一支払制度に統合された。支払いは、恒久的生産制限制度に参加するワイン製造者に分配される。更に、2007/08 年、EU はブドウ園の構造改革と転換に 510 百万ユーロを供与した。新規のブドウ植付け禁止などを含む制限的な植樹権制度は、2015 年末までに共同体段階で、加盟国段階でも 2018 年までには自由化される。MFN 関税率は、ワインについて平均 16.2%、最大 218.3%、酒類について平均 2.5%、最大 39.8%である。ブドウ搾汁、ブドウジュース、ブドウの輸入については、輸入価格に応じて関税が変化する。ワイン輸入の 3 分の 1 を占める、チリからの輸入は現在無関税である。ワインの表示制度は変更され、域内産ワイン、輸入ワインともに、原産国や地理的表示なしに、原料ブドウの種類や銘柄を表示できることとなった。2008 年のワイン CMO 改革以来、ワイン輸出補助金は廃止された。しかし、EU は引き続き域内産ワインを輸入ワインとブレンドすることや、輸入ブドウ搾汁、ブドウを域内でのワイン製造に使用することを禁じている。

附属資料2 我が国の発効済み EPA の影響分析

1 輸入量への影響分析

福田 竜一*・勝又 健太郎

(1) 日メキシコ EPA

① 2005 年 4 月に発効した日メキシコ EPA について、貿易統計等のデータをもとに、EPA 締結の影響を分析した。

② 分析方法

(i) 対象品目

メキシコからの主要輸入品目のうち、EPA により初年度から関税撤廃等が行われたもの等を対象とした。

対象品目	EPA 上の取扱い	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度
豚肉	関税割当 (枠内関税削減) 4.3%	2.2%	同左	同左	同左	同左
オレンジジュース	関税割当 (枠内関税削減) 25.5%	12.7%	同左	同左	同左	同左
カボチャ	関税撤廃 3%	0%	同左	同左	同左	同左
いわし	関税削減 10%	8%	同左	同左	同左	同左
メロン	関税撤廃 6%	5%	4%	3%	2%	1%
アボカド	関税撤廃 (従来より GSP 無税) 0%	0%	同左	同左	同左	同左

(ii) 分析手法

ダミー変数による統計的検定（対数線形モデルによる重回帰分析）

モデルの推計には EPA 発効前後の輸入データ、為替レートを使用。ダミー変数を置き、EPA の締結後において、統計的に有意に輸入を押し上げる効果（輸入の上方シフト効果）があったかを分析。

* 農林中金総合研究所 主事 研究員

① 目別の分析結果（表）

対象品目	輸入のシフト	統計的有意性	EPA の効果
豚肉	上方	×	×
オレンジジュース	上方	○	
カボチャ	上方	×	×
いわし	下方	×	×
メロン	下方	×	×
アボカド	下方	×	×

② 評価

オレンジジュースを除いて、いずれの品目についても統計的有意な輸入の上方シフトは見られなかった。オレンジジュースは統計的有意性が確認されたが、我が国の全輸入量の4%を占めるに過ぎず、米国フロリダ州における大幅な生産減もあり、EPA 効果の有無の判断には至らなかった。なお、本計測結果については、EPA 発効後の期間が短く、データが十分でないことから分析を行うには時期尚早であることに留意が必要である。

（２）日マレーシア EPA

①2006 年 7 月に発効した日マレーシア EPA について、貿易統計等のデータをもとに、EPA 締結の影響を分析した。

②分析方法

(i)対象品目

マレーシアからの主要輸入品目のうち、EPA により初年度から関税削減等が行われたもの等を対象とした。

対象品目	EPA 上の取扱い	2007 年度	2008 年度	2009 年度
木材（製材加工材、繊維板、合板用単板）	関税撤廃 0-3.6%（製材加工材） 1.56%（繊維板） 3%（合板用単板）	0%	同左	同左
えび	関税撤廃 1%	0%	同左	同左
パーム油	関税撤廃 0%（GSP 無税）	同左	同左	同左
ココア調製品	関税撤廃 5%，12.9%	3%，10%	2%，7%	2%，7%

(ii)分析手法

メキシコと同様の手法をとった。

① 品目別の分析結果（表）

対象品目	輸入のシフト	統計的有意性	EPA の効果
木材	上方	○	○
えび	上方	×	×
パーム油	下方	×	×
ココア調整品	上方	○	○

② 評価

木材及びココア調整品について統計的に有意な輸入の上方シフトが見られた。木材については、マレーシアを含め主要国からの輸入は減少しているが、下がり止め効果が合った可能性が考えられる。また、ココアは最近輸入量が急増している。えび、パーム油の関税は締結前から低率、又はゼロである。

なお、本計測結果については、EPA 発効後の期間が短く、データが十分でないことから分析を行うには時期尚早であることに留意が必要である。

2 国内産業への影響分析

勝又 健太郎

①EPA 締結の国内産業への影響について養豚とミカンを対象に計量分析を行った。

②分析方法

まず、両産業について生産関数、需要関数、生産要素の派生需要関数からなる方程式体系を設定し、そこから導出した対数線形モデルの重回帰分析を行い、豚の飼養頭数、ミカンの作付面積の輸入価格に対する弾力性を計測する。

次に EPA 締結による輸入価格変化の割合と当該弾性値を利用して国内産業への影響を評価する。

対数線形モデル：従属変数（子取り用雌豚飼養頭数，ミカンの作付面積）

独立変数（生産要素価格，輸入価格，GDP（景気），タイムトレンド）

③分析結果

	輸入価格に対する弾力性	統計的有意性	EPA の効果
子取り用雌豚飼養頭数	0.02	×	×
ミカンの栽培面積	0.01	×	×

両産業とも統計的に有意な輸入価格の変化による影響は見られなかったため EPA 締結の国内産業への影響の有無の確証には至らなかった。

なお、本計測結果については、EPA 発効後の期間が短く、データが十分でないことから分析を行うには時期尚早であることに留意が必要である。

第2章 カントリーレポート：米国

大山 利男

1. 主要穀物生産の概況

(1) 主要穀物の需給

米国の穀物生産量及び輸出量は、世界全体に占めるシェアが大きく、トウモロコシや大豆を中心として国際需給にきわめて大きな影響力をもつ。米国農務省「世界農産物需給見通し」(WASDE)によれば、世界貿易全体に占める米国の輸出量シェアは、年次によって変動はあるものの、概ねトウモロコシが60%前後、大豆は40%以上で推移している。

米国内での最近の穀物生産の目立った動向としては、2007/08年度はトウモロコシへの作付けシフトがすすみ大豆の作付面積が減少したことがある。トウモロコシは、エタノール需要の増加によって作付面積が増え、くわえて天候にも恵まれたため、その生産量は史上最高を記録した。また小麦も生産が回復したため、全体として米国の穀物生産は大豊作となった。需要は堅調であったが、供給の増加が需要の増加を上回ったことにより、全体として期末在庫は増加した。

2008/09年度についても、トウモロコシの豊作がつづき、小麦、大豆の生産量も増加した。記録的となった前年度には及ばないが、引き続いて高水準の穀物生産を維持した。需要面では、穀物価格の高騰や景気後退によって需要が減少したため、世界的な穀物供給の増加とあいまって期末在庫はさらに増加する結果となっている。

(2) トウモロコシ生産の動向

米国のトウモロコシ生産の中心は、コーンベルト地帯と呼ばれるアイオワ、イリノイ、ネブラスカ、ミネソタ、インディアナ、サウスダコタ、オハイオ等である。これらの地域は、同時に大豆の生産地域であり、トウモロコシと大豆の1年ごとのローテーションが一般的である。ただし近年は、価格的に有利なトウモロコシの作付け、連作が増加傾向にある。

トウモロコシ生産の動向であるが、2007/08年は作付面積、生産量とも史上最高を記録する大豊作であった。2008/09年は大豆の需給が逼迫して価格が高騰したこともあり、大豆への作付けシフトがすすみ、トウモロコシの作付面積、生産量は減少した。

2010年2月公表の農務省「世界農産物需給見通し」(WASDE)によれば、2009/10年の生産量は史上最高の3億3,410万トン(予測値)が見込まれている。天候に恵まれたことが大きな要因である。また単収は史上最高の10.37トン/ヘクタールが見込まれている。もともと単収水準は、2007/08年が9.46 t/ha、2008/09年が9.66 t/haであり、ほぼ一貫して向上している。米国のトウモロコシ生産について中長期的に楽観的にみる向きがあるとすれば、このためである。なお、トウモロコシの消費量については、飼料用需要の増加、エタノール原料用需要の増加等を反映して増加する見込みである。

(3)大豆生産の動向

大豆は、近年の価格高騰を反映して、2009/10 年の作付面積は史上最高を記録し、さらに天候に恵まれたため生産量は史上最高の 9,150 万トンが見込まれている。消費量も、畜産向け需要の回復などによる増加が見込まれる。

[参考資料]

世界と米国の穀物需給

	生産量		貿易 (輸出)		消費量		期末在庫						
	世界	米国 シェア	世界	米国 シェア	世界	米国 シェア	世界	米国 シェア					
	(百万トン)	(%)	(百万トン)	(%)	(百万トン)	(%)	(百万トン)	(%)					
小麦	2006/2007	593.7	49.3	8.3	110.7	24.7	22.3	616.9	31.0	5.0	124.4	12.41	10.0
	2007/2008	610.5	55.8	9.1	117.2	34.4	29.4	617.0	28.6	4.6	121.1	8.3	6.9
	2008/2009	682.7	68.0	10.0	142.9	27.6	19.3	639.8	34.3	5.4	163.9	17.9	10.9
	2009/2010	676.1	60.3	8.9	123.2	22.5	18.3	644.5	32.2	5.0	195.6	26.6	13.6
トウモロコシ													
コメ (精米)	2006/2007	703.9	267.6	38.0	91.8	54.0	58.8	720.2	230.8	32.0	107.3	33.11	30.8
	2007/2008	791.9	331.2	41.8	98.6	61.9	62.8	771.1	261.6	37.8	129.6	41.3	31.9
	2008/2009	791.6	307.1	38.8	82.0	47.2	57.6	775.3	259.1	33.4	146.0	42.5	29.1
	2009/2010	796.4	334.1	42.0	84.6	52.1	61.6	806.2	279.9	34.7	136.2	44.8	32.9
大豆	2006/2007	417.6	6.2	1.5	29.3	2.9	10.1	419.0	4.1	1.0	75.6	1.27	1.7
	2007/2008	433.9	6.3	1.5	31.1	3.4	10.9	428.5	4.1	1.0	80.5	0.9	1.1
	2008/2009	446.6	6.5	1.5	28.4	3.0	10.6	434.7	4.1	1.0	92.4	1.0	1.1
	2009/2010	434.7	7.0	1.6	30.9	3.2	10.4	436.5	4.1	1.0	90.7	1.4	1.5
	2006/2007	235.6	86.8	36.8	71.0	30.4	42.9	224.7	53.2	23.7	61.6	15.6	25.4
	2007/2008	221.1	72.9	33.0	79.5	31.5	39.6	229.7	51.6	22.5	53.0	5.6	10.6
	2008/2009	210.9	80.7	38.3	76.7	34.9	45.5	220.7	48.0	21.7	42.9	3.8	8.9
	2008/2009	253.4	91.5	36.1	80.6	37.4	46.4	234.8	51.4	21.9	59.8	6.7	11.2

資料: ERS/USDA, World Agricultural Supply And Demand Estimate (February, 2010).

注 1) 2008/2009 年度は見込み, 2009/2010 年度は予測.

2) 年度は, それぞれの穀物, 地域の市場年度.

3) 穀物計は, 小麦, 粗粒穀物, コメ(精米)の合計.

4) 粗粒穀物は, トウモロコシ, ソルガム, 大麦, オーツ麦, ライ麦の合計(世界は, 雑穀, 混合穀物を含む).

2. 農業経営の多様化と構造変化

(1) 米国の農場類型

米国の農業統計では、「農場」の定義は「年間 1,000 ドル以上の農産物を生産ないし販売するところ」である。年間販売額が 1,000 ドルに達しない場合でも、作付面積や家畜頭数等を換算して 1,000 ドル相当の販売額が見込める場合、これも「農場」（ポイント・ファームと呼ばれる）と見なされている。通常、農業統計にはこれらの農場も含まれている。

つぎに米国の農場類型であるが、まず「家族農場」と「非家族農場」という区分がある。家族農場については、さらに年間販売額によって 25 万ドル未満の「小規模農場」と、25 万ドル以上の商業的「大規模農場」に区分される。また小規模農場については、その質的な違いから、高齢者の経営による「退職者農場」や、農村地域に居住するとはいうもののその生計を農外所得に頼る生活の質（way of life）重視型の「農村居住/ライフスタイル型農場」という類型がある。後者のタイプは多く、農場数全体の 60%を超えている。なお、農務省経済調査局（ERS）によれば、米国全体の 1/4 以上の農場は販売額がなく、くわえて 30%の農場は販売額が 10,000 ドル未満であると指摘されている（<http://www.ers.usda.gov/Briefing/WellBeing/glossary.htm>）。米国の農業経営は、統計の平均的な数値からその実態を理解することは難しく、上記の自給的かつ零細規模の農場が多数含まれている点に十分留意しなければならない。

第 2-1 表 米国の農場類型

小規模家族農場 年間販売額 25 万ドル未満	農村居住家族農場（Rural-residence family farms）： ・退職者農場（Retirement farms） 主たる従事者（operators）が退職者の小規模農場 ・農村居住/ライフスタイル型農場（Residential/lifestyle farms） 農場従事者の主たる職業が農業以外という小規模農場 中規模家族農場（Intermediate family farms）： ・農業主業農場（Farming-occupation farms） 農場従事者の主たる職業が農業という小規模家族農場 ・低販売額農場（Low-sales farms） 年間販売額 10 万ドル未満の農場 ・高販売額農場（High-sales farms） 年間販売額 10 万ドル以上 24 万 9,999 ドル以下の農場
大規模家族農場 年間販売額 25 万ドル以上	商業的家族農場（Commercial family farms）： ・大規模家族農場（Large family farms） 総販売額 25 万ドル以上 49 万 9,999 ドル以下 ・超大規模家族農場（Very large family farms） 総販売額 50 万ドル以上
非家族農場 （Non-family farms）	家族農場に分類されないすべての農場。農業経営の主要部分が血縁、婚姻、養子による姻戚関係のある個人によって所有されていない。

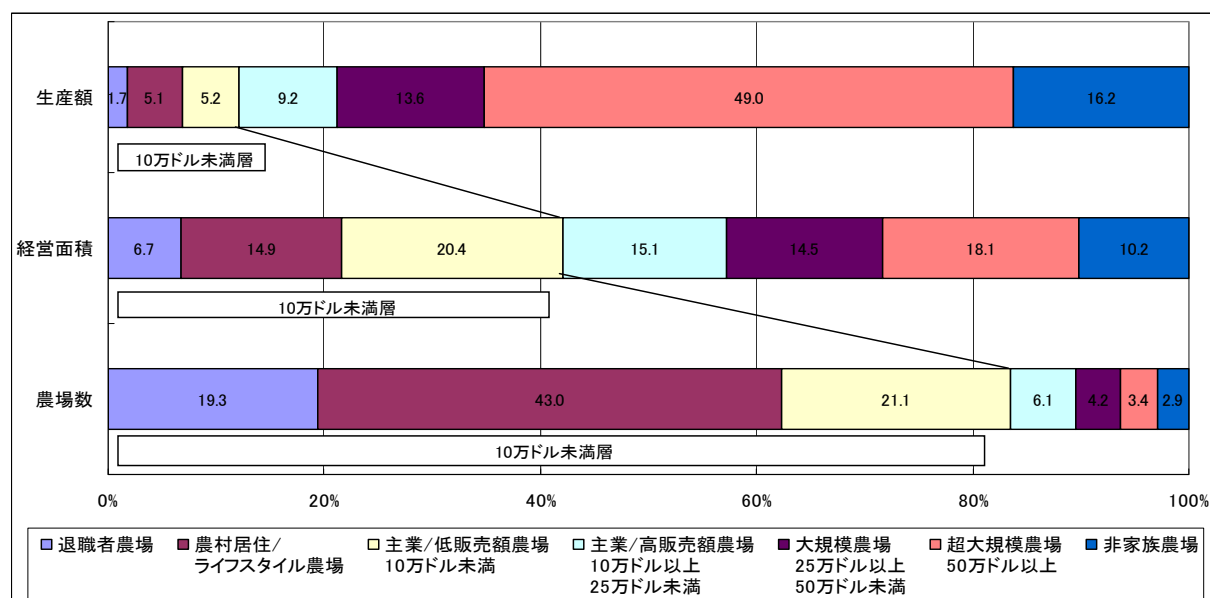
（<http://www.ers.usda.gov/Briefing/WellBeing/glossary.htm#familyfarm>）

(2)多様化がすすむ農業経営

米国の農業構造のもっとも大きな特徴は、その経営規模格差がきわめて大きいことである。第 2-1 図は、米国内の農場数、経営面積、生産額について、それぞれ販売額階層別のシェアを示している。明らかなように、小規模農場は多数を占めるがその生産額シェアはきわめて小さく、他方、大規模農場はわずかな農場数でしかないが、その生産額シェアは圧倒的に大部分を占めている。たとえば販売額 10 万ドル未満の小規模農場は、農場数で全体の 84%を占めるが、農業生産額は米国全体の 11%に過ぎない。他方、販売額 50 万ドル以上の大規模農場は、農場数で 3.4%に過ぎないが、農業生産額は米国全体の 49%である。

なお、10 万ドル未満の小規模農場について、その農業所得構造を簡単に補足説明しておく、つぎのような実態を指摘することができる。たとえば「農村居住/ライフスタイル型農場」であるが、このタイプは農場数全体の 43%を占めるが、農務省経済調査局のデータ（ERS/ARMS）を整理し直すと、その農業純利益（単純に農産物販売額と理解するならば）はわずかに 1,574 ドルであることがわかる。自家消費分等の「現金外収入」をくわえなければ、この農業純利益も農業所得もマイナスである。こういった農場では、農外所得からの持ち出しによって経営が維持されており、しかもかなり一般的な存在である（参考資料参照）。

米国内の農場数は、その推移をみると 1935 年の 681 万農場をピークにほぼ減少してきた。大規模農場の規模拡大がすすむ一方で、中小規模農場の離農、規模縮小がすすみ、農業構造の二極化がすすんできたことはよく知られている。「2007 年農業センサス」（2009 年 2 月公表）は、農業経営の二極化と経営の多様化の実態を詳しく浮き彫りにするものであった。その解説によれば、新規農場が増加しており、それは南部諸州、大都市近郊に多く見られること、また、これらの小規模農場は農業経営としては赤字であり、農外所得に大きく依存していることが指摘されており、前述のことと一致する。



第 2-1 図 米国農業における農場類型と構成比(2006 年)

注：Economic Research Service/USDA データより筆者作成

資料：<http://www.ers.usda.gov/data/arms/app/OtherDisplays.aspx?T=X99>

[参考資料]

参考資料 2-1

米国の販売額階層別にみた農場数、生産額、面積（2006 年）

	全農場	10 万ドル未満	10 万～24 万 9,999 ドル	25 万～49 万 9,999 ドル	50 万～99 万 9,999 ドル	100 万ドル以上
農場数	2,082,674	1,746,004	165,404	90,289	45,696	35,281
構成比 (%)	100.0	83.8	7.9	4.3	2.2	1.7
総生産額(1,000ドル)	226,045,269	23,877,292	26,653,796	32,149,652	31,531,695	111,832,835
構成比 (%)	100.0	10.6	11.8	14.2	13.9	49.5
総面積(1,000 エーカー)	893,270	370,140	170,283	140,122	97,311	115,415
構成比 (%)	100.0	41.4	19.1	15.7	10.9	12.9
農場当たり平均面積(エーカー)	429	212	1,029	1,552	2,130	3,271
(ヘクタール)	175	87	420	633	869	1,335
農場従事者の職業（内訳 %）						
農業	36	26	81	89	93	95
その他	44	51	15	8	4	3
定年引退者	20	23	3	3	3	2
	100	100	100	100	100	100

Source: Agricultural Resource Management Survey (ARMS), USDA.
<http://www.ers.usda.gov/data/arms/app/OtherDisplays.aspx?T=X99>

参考資料 2-2

米国の農場数の推移（販売額階層別，1996-2007 年）

年 次	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
農場総数	2,008,896	2,049,386	2,064,715	2,186,951	2,166,061	2,149,388	2,152,415	2,120,819	2,107,925	2,094,876	2,082,674	2,069,371
販売額階層別割合 (%)												
\$50,000 未満	74.1	74.2	75.3	76.6	75.6	76.0	75.9	76.2	76.0	75.9	76.0	76.6
\$50,000 - \$249,999	17.8	19.2	16.8	16.7	17.7	16.8	16.7	16.3	16.0	16.1	15.8	14.9
\$250,000 - \$499,999	5.0	4.0	4.7	3.7	3.8	4.1	4.1	4.1	4.2	4.3	4.3	4.5
\$500,000 - \$999,999	2.0	1.7	2.1	1.8	1.9	1.8	2.0	2.1	2.1	2.1	2.2	2.3
\$1,000,000 以上	1.1	0.9	1.2	1.2	1.0	1.3	1.3	1.3	1.6	1.7	1.7	1.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
家族農場数	1,961,659	2,011,571	2,022,422	2,147,575	2,121,492	2,094,322	2,114,826	2,084,715	2,060,822	2,034,048	2,021,903	2,018,706
家族農場数の割合 (%)	97.6	98.2	98.0	98.2	97.9	97.4	98.3	98.3	97.8	97.1	97.1	97.6

Source: 1996-2007 USDA Agricultural Resource Management Survey, all versions.
(<http://www.ers.usda.gov/Briefing/WellBeing/Data/FamilyandNonfamilyFarmsbySize.xls>)

参考資料 2-3

米国の農場従事者世帯の所得構造 (営農類型別, 2006 年)

	全農場	穀物 全般	小麦	トウモロコシ	大豆	タバコ 綿花 落花生	その他 作物	果物 野菜 種苗	肉牛	肉豚	家禽	酪農	畜産 全般
農場従事者世帯数	2,021,903	68,941	25,554	100,055	67,403	9,949	463,559	132,669	691,129	19,630	33,633	56,985	352,397
構成比 (%)	100.0	3.4	1.3	4.9	3.3	0.5	22.9	6.6	34.2	1.0	1.7	2.8	17.4
農場従事者世帯総所得 平均(ドル)	81,251	81,762	60,804	93,770	76,334	65,353	81,354	127,283	74,348	144,284	72,476	72,247	75,325
農業所得	8,750	23,749	14,483	28,808	12,217	25,519	1,495	49,976	2,990	76,021	29,043	43,695	-7,450
農外所得	72,502	58,013	46,321	64,961	64,116	39,834	79,859	77,307	71,358	68,263	43,433	28,552	82,774
世帯総所得に占める農業所得の割合 (%)	10.8	29.0	23.8	30.7	16.0	39.0	1.8	39.3	4.0	52.7	40.1	60.5	-9.9
世帯総所得に占める農外所得の割合 (%)	89.2	71.0	76.2	69.3	84.0	61.0	98.2	60.7	96.0	47.3	59.9	39.5	109.9

米国平均世帯所得に対する農場従事者世帯
の所得 (%)

122	123	91	141	115	98	122	191	112	217	109	109	113
-----	-----	----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

世帯所得がプラスの従事者世帯 (%)

55	26	25	30	38	5	59	36	58	40	31	10	82
20	21	15	19	27	51	26	19	21	12	10	9	9
7	12	10	12	11	12	5	13	7	12	10	12	2
5	12	17	14	8	4	3	8	4	7	13	15	2
7	19	16	16	10	20	3	16	4	21	26	40	2
6	10	17	10	7	8	4	9	5	9	10	13	4
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

Source: Agricultural Resource Management Survey (ARMS), USDA.

<http://www.ers.usda.gov/data/arms/app/OtherDisplays.aspx?T=X99>

参考資料 2-4

米国の農場従事者世帯の所得構造 (販売額階層別, 2006 年)

	全農場	10 万ドル未満	10 万ドル以上 25 万ドル未満	25 万ドル以上 50 万ドル未満	50 万ドル以上 100 万ドル未満	100 万ドル以上
農場従事者世帯数	2,021,903	1,708,311	155,448	86,465	41,854	29,824
構成比 (%)	100.0	84.5	7.7	4.3	2.1	1.5
農場従事者世帯総所得 平均(ドル)	81,251	72,829	76,947	102,330	156,158	419,861
農業所得	8,750	-2,677	24,597	42,784	101,300	352,103
農外所得	72,502	75,506	52,350	59,545	54,859	67,758
世帯総所得に占める農業所得の割合 (%)	10.8	-3.7	32.0	41.8	64.9	83.9
世帯総所得に占める農外所得の割合 (%)	89.2	103.7	68.0	58.2	35.1	16.1
米国平均世帯所得に対する農場従事者世帯の所得 (%)	122	109	116	154	235	631
世帯所得がプラスの従事者世帯 (%)						
ただし農業による損失がある	55	63	15	9	7	4
農業所得が 0-24%	20	22	13	8	7	6
農業所得が 25-49%	7	6	17	13	9	8
農業所得が 50-74%	5	3	18	18	16	12
農業所得が 75%以上	7	2	25	34	46	55
世帯所得がマイナスの従事者世帯 (%)	6	4	12	17	15	15
	100	100	100	99	100	100

Source: Agricultural Resource Management Survey (ARMS), USDA.

<http://www.ers.usda.gov/data/arms/app/OtherDisplays.aspx?T=X99>

3. 米国の砂糖産業と利益団体

(1) 米国の政策決定プロセスと砂糖産業

米国では、農業政策決定において農業利益団体が大きな政治力を発揮するといわれている。これは、連邦政府レベルの政策形成、政策決定が一般に議会（立法府）を中心とするものであり、制度的に議会は法案作成と予算決定の絶対的権限をもっているためである。ただし「現代大統領制」では、大統領のつよいリーダーシップが期待される傾向もあり、現実には「議会と大統領の綱引き」のなかで政策決定されている、とみることができる。農業利益団体は、これらの政策決定に関与する議会メンバー（有力議員）や大統領府スタッフ等に対して活発なロビー活動を展開し、政策決定に大きな影響力を行使しようとするのである。

さて、米国の農業政策決定プロセスについて、以下では事例研究として米豪 FTA 交渉（2003 年 3 月交渉開始、2004 年 2 月合意）を取りあげる。米豪 FTA 交渉は、ともに自由貿易を推進する先進国同士の協定であり、両国が自らの輸入センシティブ品目をどのように扱うのかが国際的に注目されていた。論争点は広範囲に及び、焦点となったのは農業分野だけではなく、ここでは砂糖の例外化プロセスを取りあげることにした。砂糖にとくに注目する理由は、①もともと砂糖の生産者団体が米国の農業政策においてきわめて大きな政治力を発揮してきたと評されていること、②砂糖が対外的に輸入センシティブ品目となっており、FTA 交渉はその複雑な利害関係と矛盾点を表面化させ、興味深い政策決定、交渉過程を経たのではないかと推測されること、である。米豪 FTA 交渉は、結果的に米国が砂糖だけを協定事項から除外する（一切の市場アクセス改善を認めない）ことを決定し、豪州側もそれを受け入れることで締結される。他の品目が例外なく関税撤廃や TRQ 無税枠の拡大などのアクセス改善をはかったのに、なぜ砂糖だけが例外化されたのであろうか。それは、どのようなプロセスを経て可能になったのであろうか。

本節では、まず米国の砂糖産業とその利益団体の概要をみる。つぎに次節では、米豪 FTA 交渉における砂糖の例外化プロセスを明らかにし、米国における農業政策決定プロセスの特質の一端を検討することにした。

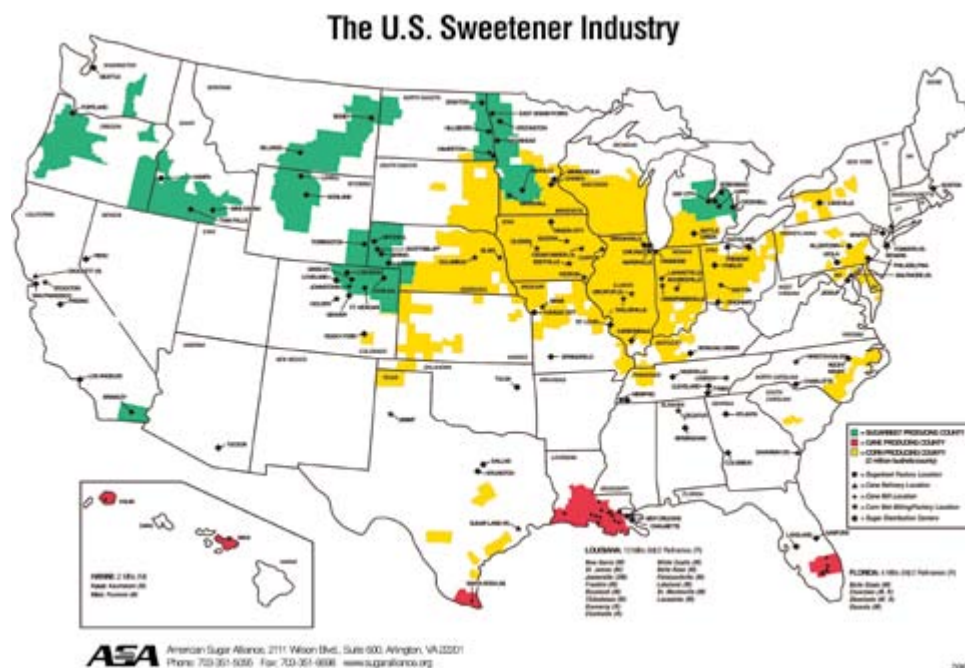
(2) 砂糖生産の地域分布

はじめに第 3-1 図は、米国の砂糖生産（および甘味料生産を含む）の地域分布を示している。シュガービート（甜菜）の生産地域は 11 州で、概ね 5 つの生産地域に分けられる。5 つの地域とは、五大湖（ミシガン）、中西部北部（ミネソタ、ノースダコタ）、大平原（コロラド、モンタナ、ネブラスカ、ワイオミング）、太平洋岸北西部（アイダホ、オレゴン、ワシントン）、南西部（カリフォルニア）である。

他方、サトウキビの生産地域は、フロリダ、ルイジアナ、テキサス、ハワイの 4 州に限られる。また、トウモロコシを原料とする甘味料（異性果糖 HFCS）はコーンベルト地帯を

中心に広く生産されている。砂糖は、その生産工程の特性として、原材料のシュガービート、サトウキビの栽培から加工（粗糖生産）にいたる一連の生産工程が地域内で統合されている。このため、栽培農家と加工施設（製糖会社）とは運命共同体の関係になっているといえる。

第 3-1 表は、米国内の砂糖生産と需給概況を示している。総生産量には多少の豊凶変動があるが、概ね 800 万 STRV（ショートトン、粗糖換算）前後で推移している。生産量が落ち込んだ 2005/06 年、2008/09 年については、その分の輸入量が増加したため、やはり全体の供給量は安定して推移した。またシュガービートとサトウキビの粗糖生産量割合はほぼ半々であるが、これは政策的に販売量割当が決められているためである。現在、シュガービートから生産される粗糖（甜菜糖）が若干多く、米国の生産量全体の 6 割弱を占めている。この国内生産量の割当は、輸入数量割当と同様で、厳格に運用されているという。



第 3-1 図 米国の砂糖・甘味料生産の地域分布

出典：アメリカ砂糖連盟（ASA）提供資料

第 3-1 表 米国の砂糖の需給概況

単位：1,000 STRV (short tons, raw value)

	2003/04	2004/05	2005/06	2006/07	2007/08	2008/09	2009/10
期首在庫	1,670	1,897	1,332	1,698	1,799	1,660	1,451
総生産量	8,649	7,876	7,399	8,445	8,152	7,484	7,942
ビート（甜菜糖）	4,692	4,611	4,444	5,008	4,721	4,166	4,500
サトウキビ（甘蔗糖）	3,957	3,265	2,955	3,438	3,431	3,318	3,442
フロリダ	2,154	1,693	1,367	1,719	1,645	1,577	1,665
ルイジアナ	1,377	1,157	1,190	1,320	1,446	1,397	1,500
テキサス	175	158	175	177	158	152	140
ハワイ	251	258	223	222	182	192	137
総輸入量	1,750	2,100	3,443	2,080	2,620	3,082	2,157
TRQ 輸入	1,226	1,408	2,588	1,624	1,354	1,370	1,257
その他プログラムの輸入	464	500	349	390	565	308	350
プログラム外の輸入	60	192	506	66	701	1,404	550
総供給量	12,070	11,873	12,174	12,223	12,571	12,226	11,550
総輸出量	288	259	203	422	203	137	150
その他	23	94	-67	-132	0	0	0
国内使用量、消費量	9,862	10,188	10,340	10,135	10,708	10,638	10,325
総使用量（需要量）	10,172	10,542	10,476	10,424	10,912	10,775	10,475
期末在庫	1,897	1,332	1,698	1,799	1,660	1,451	1,075

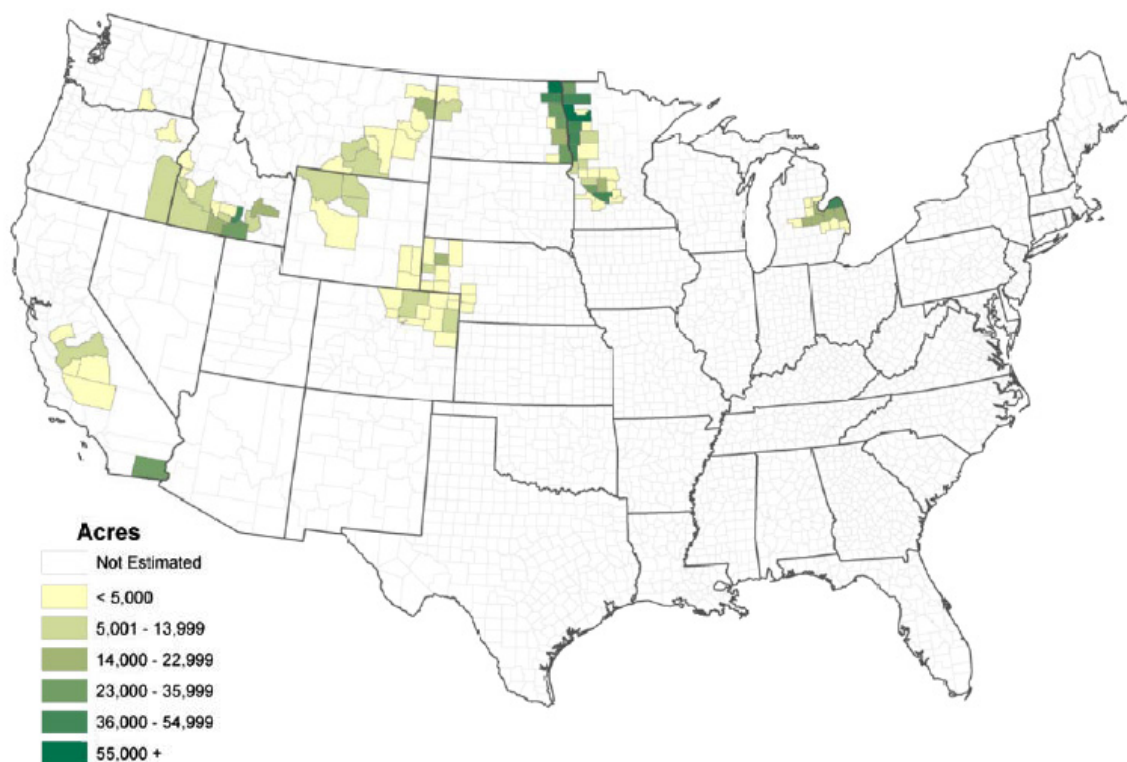
出典：Stephen Haley, et.al., 2010. Sugar and Sweeteners Outlook/SSS-M-259, Economic Research Service, p.13.

[シュガービート(甜菜糖)生産地域]

シュガービートの生産地域は 11 州で、5 つの地域に分布する。5 つの地域とは、五大湖（ミシガン。なおオハイオは 2005 年より作付けおよび生産量ともなくなる）、中西部アッパーミッドウェスト（ミネソタ、ノースダコタ）、大平原（コロラド、モンタナ、ネブラスカ、ワイオミング）、太平洋岸北西部（アイダホ、オレゴン、ワシントン）、南西部（カリフォルニア）である。第 3-2 図は、それらの生産地域についてカウンティ（郡）単位で作付面積をプロットしたものである。栽培農場と精糖工場は近接して立地する必要がある、この図はその地域的な集中のようすをよく示すものとなっている。

第 3-2 表は、州別のシュガービートの収穫面積と生産量を示している。地域によって単収差と経営規模格差があるが、ミネソタ、ノースダコタ、アイダホ、ミシガン等が有力な産地を形成している。

なお、後述する砂糖産業の政治力についてみる場合、より重要性があるのは農場数であり農業者数である。選挙時の投票数に直結するからである。第 3-3 表は、農場数と収穫面積の増減を示している。農場数が絶対的に多いのはミネソタ、ミシガン、ノースダコタ、アイダホであるが、これらの州では農場数の減少が比較的緩慢であり、収穫面積はむしろ増加した。その一方で、多くの州では農場数が大幅に減少していることがわかる。



第 3-2 図 ビートの収穫面積(カウンティ単位, 2004 年)

出典：Stephen Haley and Mir Ali (2007) Sugarcane Backgrounder, USDA/ERS, SSS-249-01, July 2007, p.7

第 3-2 表 州別ビート収穫面積(1,000 エーカー)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
五大湖									
ミシガン	166.0	166.0	177.0	178.0	163.0	152.0	154.0	149.0	136.0
オハイオ	0.8	0.6	1.8	1.9	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0
小計	166.8	166.6	178.8	179.9	164.7	152.0	154.0	149.0	136.0
北部中西部									
ミネソタ	430.0	426.0	476.0	487.0	470.0	460.0	477.0	481.0	399.0
ノースダコタ	232.0	237.0	258.0	255.0	246.0	243.0	243.0	247.0	197.0
小計	662.0	663.0	734.0	742.0	716.0	703.0	720.0	728.0	596.0
大平原									
コロラド	53.6	36.8	39.5	27.4	33.5	34.3	38.0	29.2	28.6
モンタナ	55.2	53.5	55.9	51.5	52.1	49.9	48.5	47.0	30.7
ネブラスカ	54.8	41.4	42.0	42.4	47.5	45.3	57.8	44.3	37.3
ワイオミング	56.1	41.6	36.0	33.7	35.6	35.9	40.1	30.2	27.1
小計	219.7	173.3	173.4	155.0	168.7	165.4	184.4	150.7	123.7
西部									
カリフォルニア	92.5	44.7	49.5	50.1	48.9	44.1	43.1	39.1	25.4
アイダホ	191.0	179.0	210.0	207.0	192.0	167.0	187.0	167.0	116.0
オレゴン	13.7	9.7	11.0	9.8	12.6	9.7	13.1	11.0	5.9
ワシントン	27.3	7.1	4.0	4.0	3.8	1.7	2.0	2.0	1.6
小計	324.5	240.5	274.5	270.9	257.3	222.5	245.2	219.1	148.9
米国 総計	1,373.0	1,243.4	1,360.7	1,347.8	1,306.7	1,242.9	1,303.6	1,246.8	1,004.6

第 3-2 表(つづき) 地域別ビート生産量(1,000 ショートトン)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
五大湖									
ミシガン	3,403	3,220	3,204	3,400	3,439	3,238	3,573	3,487	3,903
オハイオ	17	12	37	46	37	0	0	0	0
小計	3,420	3,232	3,241	3,446	3,476	3,238	3,573	3,487	3,903
北部中西部									
ミネソタ	9,245	7,796	8,854	10,032	9,823	9,384	11,877	11,448	9,855
ノースダコタ	5,127	4,290	4,799	5,202	4,846	4,568	6,318	5,706	5,102
小計	14,372	12,086	13,653	15,234	14,669	13,952	18,195	17,154	14,957
大平原									
コロラド	1,206	824	794	644	838	833	889	765	758
モンタナ	1,319	1,150	1,096	1,308	1,131	1,143	1,310	1,161	823
ネブラスカ	1,112	840	760	861	1,050	924	1,347	1,041	843
ワイオミング	1,156	857	659	752	812	801	798	658	664
小計	4,793	3,671	3,309	3,565	3,831	3,701	4,344	3,625	3,088
西部									
カリフォルニア	3,145	1,596	1,960	1,959	1,995	1,636	1,556	1,388	1,008
アイダホ	5,596	4,636	5,103	6,044	5,510	4,526	5,928	5,745	3,619
オレゴン	412	290	301	301	396	311	394	351	195
ワシントン	803	253	140	161	144	69	74	84	67
小計	9,956	6,775	7,504	8,465	8,045	6,542	7,952	7,568	4,889
米国 総計	32,541	25,764	27,707	30,710	30,021	27,433	34,064	31,834	26,837

Sources: "Crop Production," National Agricultural Statistics Service; "Sweetener Market Data," Farm Service Agency, USDA; and the World Agricultural Supply and Demand Estimates report, USDA.

第 3-3 表 ビート生産農場数, 収穫面積

	農場数			収穫面積 (1,000 エーカー)		
	1997	2002	増減率 (%)	1997	2002	増減率 (%)
カリフォルニア	456	228	-50.0	104.4	55.7	-46.6
コロラド	544	312	-42.6	67.4	39.4	-41.9
アイダホ	926	655	-29.3	195.9	202.9	3.6
カンザス	3	1	-66.7	NA	NA	NA
ミシガン	1,164	989	-15.0	160.1	180.1	12.4
ミネソタ	1,536	1,369	-10.9	446.0	476.6	6.9
モンタナ	408	282	-30.9	58.1	56.0	-3.6
ネブラスカ	366	184	-49.7	59.5	41.3	-30.6
ノースダコタ	901	694	-23.0	239.0	260.2	8.9
オハイオ	34	21	-38.2	1.9	1.5	-17.5
オレゴン	173	101	-41.6	19.6	11.3	-42.2
ユタ	NA	3	NA	NA	NA	NA
ワシントン	59	7	-88.1	17.8	3.7	-79.1
ワイオミング	360	181	-49.7	65.3	36.1	-44.7
合計	7,057	5,027	-28.8	1,449.8	1,365.8	-5.8

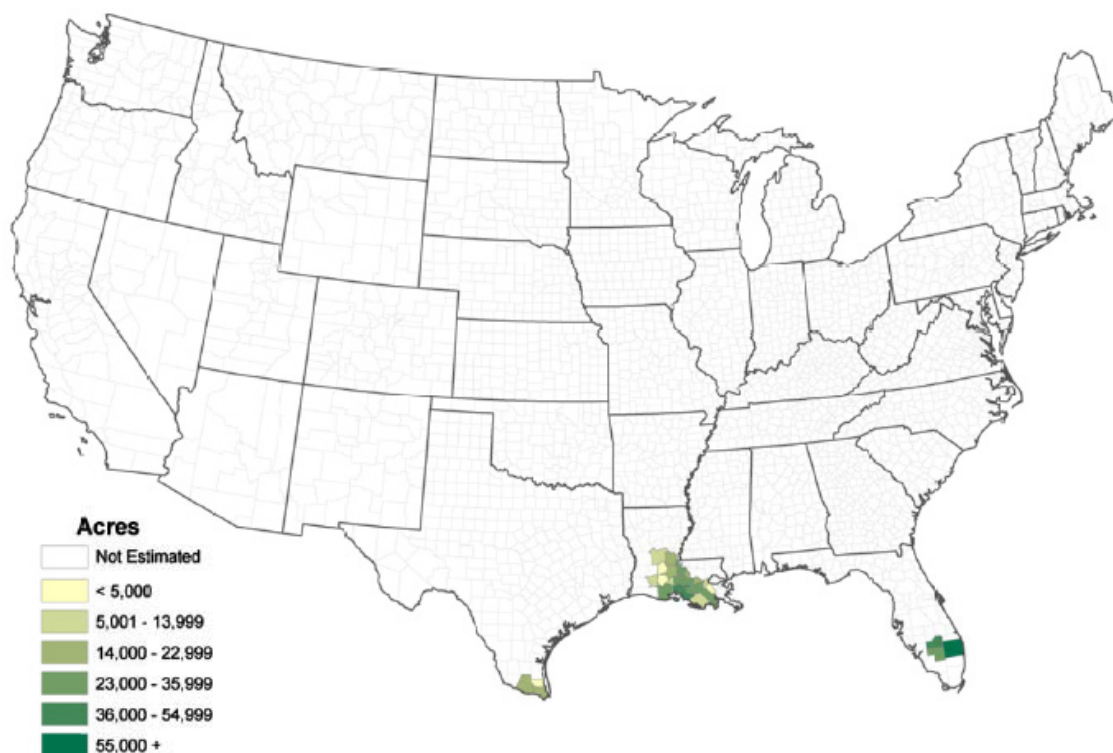
出典：Stephen Haley and Mir Ali (2007) Sugarcane Background, USDA/ERS, SSS-249-01, July 2007, p.9
 資料：USDA, National Agricultural Statistics Service, Census of Agriculture.

注：第 3-2 表と本表ではデータが異なるため数値に若干ちがうところがある。

[サトウキビ(甘蔗糖)生産地域]

サトウキビを生産するのは、フロリダ、ルイジアナ、テキサス、ハワイの 4 州に限られる。第 3-1 表に示したように、とくにフロリダは生産量がもっとも多く、2007/08 年度の実産量は 165 万 STRV であった。これは、米国のサトウキビ砂糖(甘蔗糖)生産量の半分ちかい 48%を占め、シュガービート砂糖生産量と合わせた全体生産量でも約 20%を占める数量である。生産量が微減傾向にあるとはいえ、フロリダはなお米国内の最大生産地域である。

なお第 3-3 図に示されるように、フロリダ州内のサトウキビ栽培はパームビーチ郡(Palm Beach)の Belle Glade 地域とヘンドゥリ郡(Hendry)の Clwiston 地域に集中する。両地域は地続きであり、全米一の精糖工場を中心として広大な栽培地域となっている。



第 3-3 図 サトウキビの収穫面積(カウンティ単位, 2004 年)

出典: Stephen Haley and Mir Ali (2007) Sugarcane Background, USDA/ERS, SSS-249-01, July 2007, p.13

(3) 米国の砂糖政策の概要

米国の砂糖政策を構成するのは、価格支持融資制度、関税割当、販売割当である。ただし現実には、関税割当と販売割当によって流通量が管理されており、価格支持が発動されることはほとんどないのが実状である。

関税割当について、1933 年農業調整法に基づく輸入制限が UR 合意において廃止されており、輸入規制は関税割当に移行している。この割当数量は 112 万トン（2008 年）で、対象はカリブ諸国をはじめとして 40 カ国である。NAFTA による対メキシコの無税枠（2001～07 年、年間 25 万トン）が 2008 年 1 月に撤廃されたため、目下の問題はメキシコからの輸入増加が懸念されていることである。また 2009 年発効の CAFTA により、中米 5 カ国に対して無税枠 10.7 万トンが追加されている。

また国内の販売割当について、米国政府はシュガービートおよびサトウキビの生産調整を行っていないが、加工業者に対して粗糖の販売割当数量を設定しており、これが間接的に生産調整機能を果たしている。ここでは立ち入らないが、砂糖の需給に影響を与える政策としてその他に、エタノール向け砂糖プログラム、輸出振興政策（砂糖再輸出プログラム）、現物支払制度（PIK: Payment In-Kind）、販売課徴金、砂糖貯蔵施設融資プログラム等がある。

(4) 砂糖産業の利益団体

米国の砂糖産業界の利益を代表する中心団体は「アメリカ砂糖連盟」(American Sugar Alliance, 以下「ASA」と記す)である。ASAは、シュガービートおよびサトウキビの生産者(農場および生産組合等)、加工業者、精糖業者、供給業者、労働者、その他によって構成される。米国の砂糖業界は、個々の経済事業を別とすれば、このASAを頂点として、その他の個別部門ないし各地域の団体がさまざまな支援事業、普及啓発、政治活動等を展開する。

サトウキビについては「サトウキビ連盟」(Sugar Cane League, Inc.)とその傘下組織があり、シュガービートについては「アメリカ・シュガービート栽培者協会」(American Sugarbeet Growers' Association)や「米国ビートシュガー協会」(United States Beet Sugar Association)等がある。前者は、生産者・生産農場で構成する組織であり、後者は加工、販売を行う生産者組合、会社組織で構成する産業団体である。いずれもワシントン D.C.に本部を置く。また異性果糖(HFCS)等を生産する甘味料業界は、砂糖団体との利害関係が複雑であるが、その代表格として「トウモロコシ精製業者協会」(Corn Refiners Association)がある。

[アメリカ砂糖連盟(ASA)]

アメリカ砂糖連盟(以下「ASA」と記す)は、砂糖産業界の利益を代表する中心団体である。米国内で1社を除くすべてのシュガービートおよびサトウキビの生産者、製糖・精製工場等の事業者、業界組織等によって構成される。トウモロコシ甘味料生産者については、かつて数社が会員となっていたが、現在は脱退しているということである。その理由は、NAFTA締結時に貿易政策をめぐる意見が食い違ったため、彼らは貿易自由化を支持したが、砂糖産業界は全体としてそうではなかったということである(ASA事務局 JackRoney氏による)。

第3-4図は、ASAの執行委員会の構成を示している。シュガービートについては、生産12州を代表する生産者団体(American Sugarbeet Growers Association)と加工業者団体(U.S. Beet Sugar Association)が、またサトウキビについては生産4州からそれぞれ1団体ないし2団体が名を連ねている。5人の理事は、執行委員会の構成団体と重複するが、シュガービート生産者の代表1人、シュガービート加工業者の代表1人、サトウキビ生産者団体から3人が選出されている。ちなみにASAの会長Carolyn Cheney女史は「Sugar Cane Growers Cooperative of Florida」、副会長James Johnson氏は「United States Beet Sugar Association」、事務局/財務担当Jack Pettus氏は「American Sugar Cane League」、理事Luther Markwart氏は「American Sugarbeet Growers Association」、理事Ryan Weston氏は「Florida Sugar Cane League, Rio Grande Valley Sugar Growers, Hawaii Sugar Farmers」の利益代表者でもある。理事の5人は、それぞれのロビイストとコンタクトがあるということ(ASA事務局 JackRoney氏による)、砂糖団体のワシントンでのロビー活動は複層的なものであることが伺われる。

ASA の財政基盤は、会員組織からの会費収入である。ASA の活動経費を、会員全体で分担するというもので、各会員の事業高（砂糖販売額）に応じて支払額が決定されているということである。ASA の収支は非公開である。



第 3-4 図 アメリカ砂糖連盟(ASA)の執行委員会の構成

出典： <http://www.sugaralliance.org/images/doc/ASAflowchart.pdf>

[サトウキビ連盟 (Sugar Cane League, Inc.)]

サトウキビ生産者は、シュガービート生産者のような全国組織をもたないが、「サトウキビ連盟」(Sugar Cane League)が緩やかな連合組織として活動する。ワシントン D.C.に事務所をおき、サトウキビ生産者のワシントンでの政治活動等の連絡調整や、各地からの訪問団への活動支援を行っている。この組織を構成するのは、フロリダ・サトウキビ連盟 (Florida Sugar Cane League, Inc.) が中心となり、テキサス・リオグランデバレー砂糖生産者組合 (Rio Grande Valley Sugar Growers, Texas)、ハワイ砂糖農業者組合 (Hawaii Sugar Farmers) である。理事会は、各団体の代表者で構成されるが、フロリダからは 2 名 (2 大砂糖生産者)、さらにルイジアナのアメリカ・サトウキビ連盟 (American Sugar Cane League) の代表者をくわえた 5 人の理事で構成される。各団体の概要はつぎのとおりである。

フロリダ・サトウキビ連盟 (Florida Sugar Cane League, Inc.)

フロリダ・サトウキビ連盟は、フロリダの砂糖生産者、加工業者による非営利の産業団体で、1964 年の発足である。二大生産者の「U.S. Sugar Corporation」社と「Florida Crystals Corporation」社が会員である。フロリダ・サトウキビ連盟によれば、フロリダの砂糖産業は州内で 31 億ドルの経済効果があり、2 万 5,000 人の直接雇用があるという。

- U.S. Sugar Corporation 社

米国最大のサトウキビ砂糖生産者であり精糖・加工業者である。農場は 18 万 7,858 エーカーにおよび, Hendry, Glades, Palm Beach 郡に広がり, 約 1,700 人の直接雇用がある。

Clewiston にある製糖加工場 (raw sugar mill) を直接経営し, 収穫シーズン (10 月～4 月) の 1 日当たりサトウキビ粉砕処理能力は 4 万トンである。また同じ敷地内に精糖工場 (Clewiston Refinery) を稼働させており, 2003 年に製造工程のすべてが一貫生産, 製造できるようになった。U.S. Sugar Corporation 社の砂糖生産量は年間約 70 万トンで, これは米国内の砂糖生産量の 10% に達するということである。

なお U.S. Sugar Corporation 社は, 他に肉牛生産部門を経営していたが, 1985 年に柑橘生産に転換し, 現在はフロリダで有数のオレンジ生産, オレンジジュース製造業者 (濃縮果汁還元ではない NFC オレンジジュースの生産者としては最大。Tropicana の NFC ジュースの最大の原料供給者) でもある。また鉄道を所有し, 農場と加工施設 (製糖工場等) をつなぐ内部輸送のほか, 他社鉄道 (CXS) に接続しており地域外への輸送に貢献している。1994 年, サウス・セントラル・フロリダ・エクスプレス鉄道を買収している。

U.S. Sugar Corporation 社は, 一つのアグリビジネス会社として地域経済に大きく貢献しているが, 地域社会活動にも積極的に取り組み, 地域社会に不可欠な存在となっている。

- Florida Crystals Corporation 社

Florida Crystals Corporation 社は, Alfonso Fanjul と Jose Fanjul の兄弟がキューバから移住して 1960 年に設立した製糖会社である。現在, 会社工場はフロリダのほか, カリフォルニア, ルイジアナ, ニューヨーク, メリーランド, カナダ, メキシコに展開しており, 会社全体の砂糖生産量は年間 400 万トンである。生産された砂糖は「Domino」, 「C & H」, 「Florida Crystals」, 「Redpath」, 「Jack Frost」のブランドで販売されている。なお Florida Crystals Corporation 社は, ファンフル (Fanjul) 兄弟の一族企業として知られており, 両兄弟による多額の政治献金, 選挙協力が新聞報道されている。

テキサス・リオグランデバレー砂糖生産者組合 (Rio Grande Valley Sugar Growers, Texas)

テキサス南部の 100 人の農業者が 1970 年に設立した協同組合である。現在, 約 125 人の農業者が, 3 つのカウンティにまたがる 4 万エーカー以上の農地でサトウキビを栽培する。また製糖工場は, 年間 150 万トンのサトウキビを処理し, 16 万トンの粗糖, 6 万トンの糖蜜を生産する。その産出額はリオグランデバレー地域の地域経済の 10% を占めるという。この組合による雇用は, 185 人のフルタイム職員と, 276 人の季節労働者である。その支払総額は 1,200 万ドルを超えており, 地域経済にとって大きな位置を占めているということである。

ハワイ砂糖農業者組合 (Hawaii Sugar Farmers)

ハワイ砂糖農業者組合 (HC & S) は, マウイ島でサトウキビを栽培し, さらに製糖工場

で砂糖を生産する事業者組織である。マウイ島中部のサトウキビ農園は3万7,000 エーカーで、Puunene 製糖工場では年間 20 万トン以上の砂糖を生産する。これはハワイ全体の砂糖生産量の 60%を超える数量である。900 人以上を雇用しており、島内最大の事業所となっている。生産された砂糖は「Maui Brand Hawaiian Raw Sugar」の商標で販売される。

アメリカ・サトウキビ連盟 (American Sugar Cane League)

ルイジアナの砂糖生産者、加工業者によって 1922 年に設立された非営利団体である。発足当時、ルイジアナのサトウキビ産業はサトウキビの病気の脅威にさらされていたという。この団体は、その対策として調査研究を行うことを目的として設立された。経済事業を行うのではなく、農務省農業研究局 (ARS) やルイジアナ農業試験場と協力して技術改良・普及に取り組んでいる。

(5) 砂糖団体の地域政治力

アメリカ砂糖連盟 (ASA) は、砂糖産業の経済指標を示すデータのほか、政府への意見や活動方針を表明したポジションペーパーを随時公表している。2003 年 6 月 6 日に通商代表部 (USTR) および労働省宛てに提出した要請書は、米豪 FTA 交渉が開始されて間もない時期であり、当然、米豪 FTA 交渉に反対の立場を表明したものである。論点はいくつかあるが、そのポイントは砂糖産業が有する雇用および地域経済への影響が小さくないことを強調している点である。このことは、砂糖生産者以外にも関連産業を含めた直接、間接の雇用が少なくないこと、つまり利害をもつ労働者を有権者と見なせば、彼らが選挙時の地域における投票数を左右する。ASA は、米豪 FTA が砂糖市場に破壊的な影響を及ぼすとして、つぎのように警告する。

「豪州産の砂糖について、その関税を削減ないし撤廃することは国内市場の大きな不安定要因、急速な生産者価格と所得の低下、雇用の大幅な喪失になるだろう。くわえて深刻な価格の落ち込みは、議会が定めている砂糖プログラムを効果的ではないものにし、農務省/商品融資公社 (CCC) の予算支出をもたらし、米国政府に大きな損失をもたらすだろう」。

また、ASA が引用した米国・国際貿易委員会 (ITC) の公表資料によれば、米国の砂糖産業の直接雇用は 61,304 人 (1999 年、フルタイム換算 FTE) であり、2001 年の研究報告「The Importance of the Sugar and Corn Sweetener Industry to the U.S. Economy」(LMC International Ltd.) によれば、さらに 8,800 人 (フルタイム換算 FTE) の間接雇用があるということである。この間接雇用には、資材・サービスを砂糖産業に直接供給する産業のほか、種子、肥料、化学資材、作付け・耕起・収穫・輸送機械の製造業等に従事する雇用が含まれる。ASA は、米豪 FTA によってこれらの雇用の大きな部分が失われるだろうと警告する。しかもその雇用喪失の多くは、とくにグレートプレーンズ (大平原) 北部地域、ハワイ諸島、ルイジアナ南部地域といった、その他の雇用機会がとても限られた地域で深刻であると指摘する。このことは、限られた地域とはいえ、その地域で砂糖団体が強力な政治力をもつこと

の大きな要因ともいえる。

第 3-4 表 米国内の砂糖産業による雇用(1999 年)

	フルタイム換算 (人)
サトウキビ (甘蔗) 生産	19,728
シュガービート (甜菜) 生産	24,287
サトウキビ (粗糖) 加工	4,921
サトウキビ砂糖精製	3,984
シュガービート砂糖精製	8,404
合計	61,304

資料：アメリカ砂糖連盟 (ASA)

SUBMISSION OF THE AMERICAN SUGAR ALLIANCE

Office of the United States Trade Representative

United States Department of Labor

Request for Public Comment on Review of the Employment Impact of
the Proposed U.S.-Australia Free Trade Agreement

June 6, 2003

4. 米豪 FTA 交渉にみる米国の政策決定プロセス

(1) 米豪 FTA 交渉と砂糖産業

米豪 FTA 交渉 (2003 年 3 月交渉開始, 2004 年 2 月合意) は, 自由貿易を推進する先進国同士の協定であり, 両国が自らの輸入センシティブ品目をどのように取り扱ったのかは興味深い点である。最終的にこの米豪 FTA は, 農産物のなかでも輸入センシティブ品目の代表格の砂糖について, 米国側が自国への市場アクセス改善を認めないことを決定し, 豪州側もそれを受け入れることで締結された。砂糖は, 豪州側が輸出品目として関心が強く, 牛肉, 乳製品と並んで米国側に対して最後までその市場アクセス改善を求めたが, 砂糖だけが例外化されたのである。そこで, 米国内でどのような背景や経緯があったのか, どのようなプロセスを経て政策決定されたのか明らかにする。なお, 以下はポイントだけを述べ, 事実関係を整理したものを参考資料としてあとに掲載した。

(2) 米豪 FTA 交渉の経過

[2001 年 4 月～] 協議開始に向けた米国産業界の動き

米豪 FTA の協議開始に向けて, 豪州政府は当初より積極的姿勢をみせていた。2001 年 4 月, 豪州政府の外務貿易大臣マーク・ヴェイルはワシントンを訪れ, 2001 年 1 月に発足したばかりのブッシュ政権の新閣僚たちと会合をもち, WTO 新ラウンドの重要性, 米豪 FTA の可能性等について議論したとされる (事実関係についてとくに断りがないものは Inside

U.S. Trade の記事に基づく。章末の参考資料も同じ)。また同年 6 月、豪州政府は国際経済センター (CIE) に委託していた研究報告書「豪米 FTA の可能性」を公表し、試算データ等をもとに米豪 FTA の経済効果を強調し、協議開始に前向きな姿勢を示しつつけた。

他方、米国内では反対派も少なくはなかった。だが、米豪 FTA に向けて大きな推進力をつくったのが「米豪 FTA 推進同盟」(AAFTAC)である。この同盟は、2001 年 7 月 12 日に発足し、米国内の産業界、経済利益関係者ら 5,000 人以上が参加した。上下両院からは議員 9 人が賛同者の意を表明して名前を連ねた。

ブッシュ政権についてみると、2001 年 7 月 30 日にパウエル国務長官が「米豪 FTA について本格的に検討することを約束する」と発言する。これは、米豪間の政治外交、防衛協力、アジア太平洋地域の問題等について毎年行われている豪米閣僚協議 (AUSMIN) の直後の記者発表であった。つまり、折しもイラク戦争において築いていた両国の緊密な協力関係もふまえるならば、ブッシュ政権が米豪 FTA に対して込めた意味合いは、経済だけでなく多分に政治的、軍事的なものを含めたトータルな関係強化であったと推測される。このことは、その後の情報誌 (Inside U.S. Trade 等) の論説でも見られ、また筆者が行った米国の農業団体関係者へのインタビュー (2010 年 1 月) からもうかがえる。

ただし、ブッシュ政権は一貫して米豪 FTA に前向きな姿勢を見せていたわけではない。とくに農業は大きな焦点であり、多くの農業団体がこぞって米豪 FTA 交渉に強い反対の意思表示をしていたからである。そのことを受けて、ブッシュ政権は曖昧な姿勢も示している。2002 年 7 月、ヴェネマン農務長官は「国内農業保護に配慮すること」を強調した発言をしている。のちにボークス上院財政委員会委員長 (民主、モンタナ州選出) は通商代表部 (USTR) のゼーリック代表に宛てた書簡 (02 年 9 月 3 日) で、また農業団体 (20 団体) も同じくゼーリック代表、ヴェネマン農務長官に宛てた書簡 (同 13 日) で、WTO 交渉を優先すべきであること、豪州 FTA 交渉の件はを振り出しに戻すべきであることを主張した。

[2002 年 11 月～]農業団体の分裂

農業団体は当初、上述のとおり米豪 FTA について反対の立場であった。ところが、2002 年 11 月に農業団体の反対運動は微妙に変化する。その契機となったのは、USTR が 11 月 6 日に開催した農業団体への説明会合である。この会合は、米国の農業団体が指摘してきた豪州の検疫制度の問題について、米国政府が豪州政府に対して相応の対応をとらせる努力をしてきたことを説明することが目的であった。集まった農業団体が、この説明会合の内容にどの程度納得したのかは定かでないが、ファームビューロー (AFBF) をはじめ多くの農業団体は「農業界内の家畜、砂糖生産者の強い反対があるため FTA を支持できないが、豪州は WTO で協調関係を維持すべき国である。そのため FTA に適切に対応することが重要である」として、その立場を軟化させる。彼らは、一方で FTA 交渉プロセスを後押しして、むしろ豪州の検疫制度問題の改善を期待したのである。このようにして、米国農業界は米豪 FTA への対応についてファームビューローを中心とする「容認派」と、砂糖団体や

牛肉団体を中心とする「反対派」に分裂する。そして 11 月 12 日、両グループはそれぞれ団体連名の書簡をゼーリック USTR 代表宛てに送付することになる。

米国農業界の容認派と反対派のゼーリック USTR 代表宛ての書簡

米豪 FTA の容認派	米豪 FTA の反対派
2002 年 11 月 12 日 10 団体によるゼーリック宛て書簡 「豪州との FTA 交渉の開始を受け入れる。ただし、これは最終合意を受け入れる意志があることを意味するわけではない」 署名： ファームビューロー（AFBF） アメリカ飼料産業協会 アメリカ大豆協会 全国ソルガム生産者協会 全国肉豚生産者協議会 米国カノーラ協会 米国鶏肉鶏卵輸出協議会 米国コーンシュガー精製業者協会 トウモロコシ精製業者協会 全国鶏肉協議会 （以上 10 団体）	2002 年 11 月 12 日 5 団体によるゼーリック宛て書簡 「FTA は実質的な利益をもたらさない」と主張。 署名： 全国肉牛生産者牛肉協会（NCBA） ナショナル・ファーマーズ・ユニオン 全国レンダラーズ協会 全国七面鳥連盟 アメリカ砂糖連盟（ASA） （以上 5 団体）

〔2003 年 3 月～〕米豪 FTA 交渉の協議開始

米豪両国政府が FTA 交渉を開始すると発表したのは 2002 年 11 月 14 日で、第 1 回交渉ラウンド（協議）が開始されたのは翌 2003 年 3 月である。その後、交渉締結に向けて予定された交渉ラウンドは、同年 12 月にかけての 5 回である。この日程は、5 月 3 日にブッシュ大統領が示した「2003 年末までに交渉を完了させたい」という意向を反映した時間枠組みである。ブッシュ大統領がテキサスの自宅牧場にハワード首相を招待し、そこで会談した後の会見で表明したものであり、その後の協議を迅速化させようとする作用を果たした。

しかしながら、実際の協議日程の前半は遅々としていた。米国では、交渉締結に向けた国内手続きとして、FTA 締結にともなう経済影響予測に関するレポートを国際貿易委員会（ITC）が提出することになっているが、それが早くても 6 月という見通しだったことも一因である。このため、第 1 回、第 2 回の交渉ラウンドは両国の情報交換に時間を費やしたということだが、実質的には交渉が進展しなかった。

農産物市場アクセスに関する具体的な議論は、第 4 回交渉ラウンドにいたってようやく開始される。このことは、ラウンド終了後の共同記者会見（2003 年 10 月 30 日）でうかがい知ることができる。豪州側のデディ首席交渉官は、米国が関税割当によって制限している砂糖、乳製品、牛肉といったセンシティブ農産物を含めた市場アクセスの改善を強く要求したのに対して、米国側はそれを拒否したことを述べている。他方、米国は豪州の医薬

品価格管理制度（PBS）、テレビ番組の地元制作の要件、米国農業団体が批判してきた農産物検疫規制（SPS）の変更を要求したことを明らかにしている。

このようにして、最終ラウンドとして予定されていた12月の第5回交渉ラウンドでも協議は終結せず、時間切れとなる。そして、年明けの協議再開を約束して交渉ラウンドは終了する。

米豪 FTA 交渉の経過

2003 年 3 月 17 日～21 日，キャンベラ（豪） 第 1 回交渉ラウンド
2003 年 5 月 19 日～23 日，ホノルル（米） 第 2 回交渉ラウンド
2003 年 7 月 21 日～25 日，ホノルル（米） 第 3 回交渉ラウンド
2003 年 10 月 27 日～30 日，キャンベラ（豪） 第 4 回交渉ラウンド
2003 年 12 月 1 日～5 日，キャンベラ（豪） 第 5 回交渉ラウンド 期限内の交渉終了にいたらない。年明けに協議再開を約束
2004 年 1 月 19 日～2 月 8 日，ワシントン（米） 協議再開（最終交渉ラウンド）
2004 年 2 月 8 日 米豪 FTA に合意

(3) 米豪 FTA 交渉における砂糖の例外化プロセス

[砂糖の貿易自由化をめぐる利害]

交渉を難航させた要因の一つは、ブッシュ政権が砂糖、乳製品、牛肉といったセンシティブ農産物の市場アクセスについて、豪州側に満足させるオファーを提示しなかったことである。しかし FTA 協定において、このように市場アクセスの改善を認めないという例外をつくることは、米国内でも多くの反論があった。自由貿易を標榜する自国の対外政策の基本に反するとして、多くの議員や農業団体は、大統領及び USTR 代表宛てに書簡を送り、砂糖を含めた「例外なき自由化」を求めたのである。砂糖実需者である食品業界（キャンディ、チョコレート産業等）もまた砂糖の自由化を強く求めた。これらの業界は、国際価格より割高な原材料を利用しなければならず、しかも輸入される安価な最終製品とも競争しなければならない。シカゴ周辺の菓子産業地域では空洞化が深刻であり、関連産業を含めた雇用喪失が大きな地域問題となっていたからである。したがって、米豪 FTA 交渉の終盤において、とくに 2004 年 1 月の協議再開に向けた時期に入ると、砂糖団体をはじめとする「反対派」の主張は急速に力を失っていく。

[砂糖団体の政治的はたらきかけ]

ところが、2004 年 1 月 19 日に再開された最終協議は 2 月 8 日までつづき、最終的に砂糖だけが市場アクセス改善から除外されるという内容で合意にいたる。米国内の多くの反対を押し切り、また米国の対外政策の基本に反する政策（砂糖の例外化）がなぜ決定されたのであろうか。

この点について、もっとも重要局面となった最終協議の経緯を調査したところ、ブッシュ大統領の選挙対策という要因が浮かび上がった。米国が砂糖を協定事項から除外する最終決定をしたのは 2004 年 1 月半ばを過ぎてのことである。当時を知る関係者を訪問して得られた情報によれば、砂糖団体は 1 月 14 日（15 日という情報もあり）に大統領宛てに書簡を送っている。この書簡のなかで砂糖団体は、砂糖の生産州にはフロリダをはじめとして大統領選挙、議会選挙で重要な州があること、砂糖を自由貿易協定から除外しなければ 2000 年選挙時よりも大統領の再選は厳しくなるだろうという指摘をしたという。ここでのポイントは、当時の選挙責任者でもあったカール・ローブ大統領上級顧問に直接面会して説明したということである。ローブ上級顧問は、レーガン、父ブッシュ大統領の選挙活動で活躍してきた実績をもっており、この砂糖業界による働きかけに敏感に対応したのは明らかである。ちなみにゼーリック USTR 代表が「ブッシュ政権は砂糖の追加的市場アクセスを与えないことを決定した」と発表したのは 1 月 21 日である。したがって、これより以前の段階で、選挙参謀であるローブ大統領上級顧問が最終局面の重要な意志決定を行ったとみることができる。

なお、ブッシュ大統領が初当選した 2000 年選挙は、ゴア前副大統領との歴史的な接戦となったことで有名である。その最後のキャスティング・ボードを握ったのがフロリダ州であり、この地域で強い政治的影響力をもつのが砂糖業界である。しかも最後まで投票数を競った地域（パームビーチ郡ほか）はまさにサトウキビ生産地域と一致する。米国では、共和党と民主党が拮抗していて、どちらが勝利するかによって選挙形勢に大きな影響を与える州がいくつかある。このような「揺れる州」は「スウィング・ステート」と呼ばれ、フロリダ州もその一つである。2000 年大統領選挙時のフロリダ州の得票率差はきわめて僅かであり（第 3-5 表）、少数の票の動きが選挙結果を左右する状況であった。2004 年大統領選挙が近づくなかで、選挙人数が多い大票田のフロリダはきわめて重要な州であり、大統領府は砂糖業界の意向を重視せざるを得なかったのである。

第 3-5 表 2000 年大統領選挙時の勝敗の鍵を握った州 (Swing States)

州	ミシガン	オハイオ	ミズーリ	ウィスコンシン	フロリダ	アイオワ	テネシー
得票率差	5.1%	3.5%	3.3%	0.2%	0.01%	0.3%	3.0%
勝者	ゴア	ブッシュ	ブッシュ	ゴア	ブッシュ	ゴア	ブッシュ
選挙人数 (2004 年)	17	20	11	10	27	7	11

出典：Financial Times（2004 年 2 月 12 日付）

(4) 政策決定プロセスの構図

[鉄の三角形モデル]

米国の政策決定プロセスは、一般に「鉄の三角形」モデルで説明されることが多い。近年そのモデルは崩れつつあるといわれるものの、「利益団体」、「その利益を代表する議会の委員会」、「行政部の担当部署」の三者からなる構造は堅固で閉鎖的なため、政権や議会の多数派や指導部が交代しても比較的安定して存続すると考えられてきた。立法権限をもつ議会は、政策形成（法案作成）にもっとも大きな力を持ち、議員は献金や選挙協力を後ろ盾としてさまざまな個別利益（業界利益、地域利益）を代表するため、利益団体のロビー活動も議会を中心に展開されているといえる。他方、行政部は制度的にその権限が制約されているわけだが、対外交渉のために議会からファスト・トラック権限が認められているような場合、大統領が強力なリーダーシップを発揮できることがある。米国の政策形成または政策決定は、議会を中心としつつ、このような議会と大統領との力関係の綱引きのなかで決定されている。

以上のことを、農業分野における政策決定プロセスに置き換えるならば、「農業利益団体」、「議会の農業委員会・小委員会」、「農務省ほか」の三者による三角形を想定することができる。また貿易交渉における政策決定であれば、議会では「財政委員会」「貿易委員会」等が、また行政府では「大統領」「通商代表部」(USTR) が政策決定により直接的に関与する。

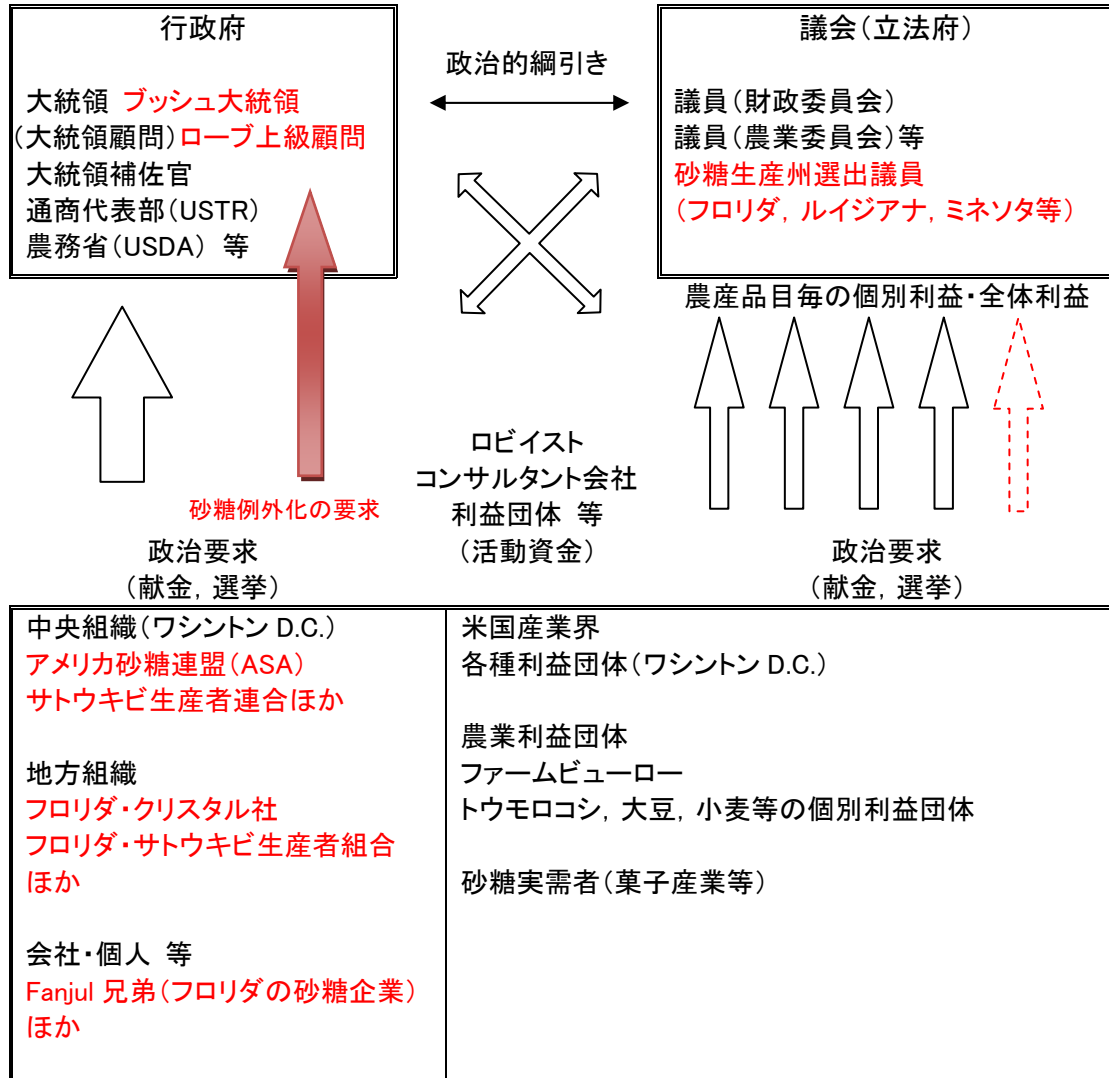
[米豪 FTA の政策決定プロセスの構図]

米豪 FTA 交渉をめぐっては、当初、米国内の農業団体は一致して反対したが、その後 2002 年 11 月にファームビューローをはじめとする多くの農業団体が交渉開始を容認し、農産物自由化もやむなしと態度を変化させた。その中で、砂糖団体などの自由化に反対するグループは、交渉の最終局面にさしかかって孤立してゆく。メディア情報等を調べる限り、圧倒的多数派による「砂糖を含めた自由貿易協定の締結」、「例外なき自由化」を要求する書簡が大統領や USTR 代表宛てに多数送付され、さまざまな政治活動が展開されていたことがわかる。それに対して、砂糖団体等のロビー活動は表面的に目立たなくなっていた。

ところが、このような状況で砂糖団体がとっていた手法は、自らの政治基盤（献金、選挙協力）となっている地域の政治力を最大限に生かすものであった。しかも、それを大統領府中枢の大統領顧問に集中的にピンポイントで働きかけるものだった。このような手法が成功した要因は、大統領選挙、議会選挙を間近にひかえた絶妙の時期であったこと、くわえて砂糖の生産地域が大統領選挙のキャスティング・ボードを握る地域であったこと、という条件が重なったことにある。

このことは、砂糖団体の本来の政治力といえるわけではなく、また砂糖だけが特別扱いをされた米豪 FTA が異例だったともいえる。しかしながら、米国の農業政策、貿易政策の基本に反する政策決定が、大統領選挙、議会選挙を間近にひかえた時期に実際になされたわけである。米豪 FTA 交渉の事例からその教訓を読み取るとすれば、政策決定プロセスと政治選挙の関係性に注目する必要性が高いこと、とくに大統領選挙、議会選挙の時期には地域的な選挙事情が農業政策、貿易政策に大きな影響を与えることがあり得るということである。

第 3-5 図 農業政策決定の構図



(黒字：一般型「例外なき自由化」の政治要求)

(赤字：砂糖団体の政治要求)

注) 筆者作成

[参考資料]

米豪 FTA の交渉経過と関連動向

(2001 年 4 月～)米豪 FTA の交渉前史

2001 年 4 月 12 日 豪州マーク・ヴェイル外務貿易大臣がブッシュ政権の新閣僚とワシントンで会合（ゼーリック USTR 代表，ヴェネマン農務長官，リンゼー大統領首席経済顧問）。 WTO 新ラウンドの重要性について，米豪 FTA の可能性について議論。 (Inside U.S. Trade, April 12, 2001)
2001 年 6 月 21 日 ヴェイル大臣が国際経済学センター（CIE）の研究成果を公表。 A Study by the Centre for International Economics (CIE) on a possible Australia-US FTA (Inside U.S. Trade, June 21, 2001)
2001 年 7 月 12 日 ワシントン DC 「米豪 FTA 推進同盟」（AAFTAC: The American-Australian Free Trade Agreement Coalition）が発足。広範な組織・企業のグループで，米国内の産業界，利害関係者等 5000 人以上が参加。 共同議長： ピーター・アイオヴィーノ（フォード自動車）Peter Iovino, Ford Motor Company ラッセル・ワイザー（アルコア）Russ Wisor, Alcoa ジョン・ゲイ（サウスコープ・ワイン）John Gay of SouthCorp Wines 議員 Phil Crane (R-IL) 歳入委員会 貿易小委員会委員長 David Dreier (R-CA) 下院運営委員会委員長 Cal Dooley (D-CA) 下院議員 その他 Doug Bereuter (R-NE), Porter Goss (R-FL), Jim Kolbe (R-AZ), Jim Moran (D-VA), Jim Leach (R-IA), Darrell Issa (R-CA), そして Michael Thawley, Australian Ambassador to the US. (在米オーストラリア大使) (Inside U.S. Trade, July 12, 2001)
2001 年 7 月 30 日 豪米閣僚協議（AUSMIN） 米豪間で毎年行われる会合で，政治外交，防衛協力，アジア太平洋地域の問題等について協議。プレス発表にてパウウェル国務長官が米豪 FTA について本格的に検討すると発言。 (Inside U.S. Trade, July 30, 2001)
2001 年 9 月 11 日 ワシントン ブッシュ大統領とハワード豪首相が会談。 ゼーリック USTR 代表とヴェイル豪外務貿易大臣が会談。 (WTO について議論。FTA の可能性，密接な経済関係の推進について確認) (Inside U.S. Trade, September 12, 2001)
2002 年 6 月 12 日 ハワード豪首相が米国議会で FTA 交渉をプッシュするスピーチ。 (Inside U.S. Trade, June 13, 2002)

(2002 年 7 月～)米国内の米豪 FTA 交渉反対の動き

2002 年 7 月 27 日 奈良 ヴェネマン農務長官は米国農業を保護すると発言。 (Inside U.S. Trade, July 30, 2002)
2002 年 9 月 13 日 農業団体が連名でゼーリック USTR 代表，ヴェネマン農務長官に書簡を送る。その中で，

豪州 FTA 交渉を振り出しに戻すことを要請。

署名団体

American Farm Bureau Federation

American Sheep Industry Association

American Sugar Alliance

National Association of Wheat Growers

National Cattlemen's Beef Association

National Chicken Council

National Corn Growers Association

National Cotton Council

National Milk Producers Federation

National Potato Council

National Renderers Association

National Turkey Federation

Rice Millers' Association

United Fresh Fruit and Vegetable Association

USA Poultry and Egg Export Council

U.S. Beet Sugar Associates

U.S. Dairy Export Council

U.S. Rice Producers' Group

U.S. Wheat Associates

Wheat Export Trade Education Committee

(Inside U.S. Trade, September 16, 2002)

(2002 年 11 月) 豪州 FTA 交渉への対応をめぐる農業団体の分裂

2002 年 11 月 6 日

USTR と農業団体の会談

USTR 首席農業交渉官 Allen F. Johnson からファームビューローへの書簡

ファームビューローおよびその他の農業団体は、2001 年 8 月に PSP 問題について提起した。それを契機に、USTR と USDA は、豪州政府担当者との間で、この問題を解決するため、広範囲に及ぶ詳細な討議と、個別案件の対応を説明。

豪州側の対応として、2002 年 1 月に政府機関「バイオセキュリティ・オーストラリア」(BA) が SPS 規制手続きを規定したレポートを公表したと説明。

* 上記の書簡と説明会合を契機に、農業団体の FTA への対応の足並みが乱れる。ファームビューローなどは、業界内の家畜、砂糖生産者の反対があるため、FTA にいかなる支持も与えられないと発言。その一方で、FTA を農業問題に適切に対応したものとするためには、交渉立ち上げを支持することが重要だとも主張。

* 関係筋の話として、USTR は豪州 FTA には安全保障上の意味合いがあることを強調したと伝えている。

(Inside U.S. Trade, November 06, 2002)

2002 年 11 月 12 日

米豪 FTA 交渉の開始を受け入れる書簡

農業団体 (ファームビューロー等の多数派) がゼーリック USTR 代表に宛てた書簡

「われわれは、豪州との FTA 交渉の開始を受け入れるが、最終合意を受け入れる意志があることを意味するとは限らない」

ただし「FTA 交渉は WTO 農業交渉と歩調を合わせて実施されるべきである。自らが不利になるような FTA には賛成しない」ことを付け加えた

(署名団体)

アメリカン・ファーム・ビューロー (AFBF)

アメリカ飼料産業協会 アメリカ大豆協会 全国ソルガム生産者協会 全国肉豚生産者協議会 米国カノーラ協会 米国鶏肉鶏卵輸出協議会 米国コーンシュガー精製業者協会 トウモロコシ精製業者協会 全国鶏肉協議会（以上、10 団体） (Inside U.S. Trade, November 12, 2002)
2002 年 11 月 12 日 <u>米豪 FTA 交渉の開始に反対する書簡</u> 農業団体（牛肉、砂糖団体等の少数派）がゼーリック USTR 代表に宛てた書簡 「FTA は実質的な利益をもたらさない」と主張。 （署名団体） 全国肉牛生産者牛肉協会（NCBA） 全国ファーマーズ・ユニオン 全国レンダラーズ協会 全国七面鳥連盟 米国砂糖産業（以上 5 団体） (Inside U.S. Trade, November 12, 2002)
2002 年 11 月 14 日 （FTA 交渉開始に合意） ゼーリック USTR 代表が、ヴェイル外務貿易大臣、その他内閣閣僚と会談 FTA 交渉を開始すると発表 (Inside U.S. Trade, November 15, 2002)

（2003 年 3 月～12 月）米豪 FTA の交渉ラウンド

2003 年 3 月 17 日～21 日、キャンベラ（豪） <u>第 1 回交渉ラウンド</u> 基本事項について情報交換。 米豪両国の協議は、13 の交渉グループ（商品、原産地ルール、農業、サービス、投資、知的財産、競争政策、基準、技術的障壁、貿易救済、労働基準、環境、紛争処理および執行規定）で議論。 (Inside U.S. Trade, March 28, 2003)
2003 年 5 月 3 日 ブッシュ大統領が、米豪 FTA 交渉を 2003 年末までに完了させたい、と発言。 「今年末までに協議を終わらせるという考えは、もちろん 2004 年に議会を通過させることである」と、テキサスの牧場でハワード首相と会談した後の共同会見で発言。 * 協議のより迅速な時間枠組みは、豪州がイラク戦争で米国を支援したこと、国連で交渉を進展させたことに対する、豪州へのご褒美であると見られた。 (Inside U.S. Trade, May 9, 2003)
2003 年 5 月 19 日～23 日、ホノルル（米国） <u>第 2 回交渉ラウンド</u> 多くの議論があったということだが、特段の進展はない 米国側は、市場アクセスに関する提案は 6 月までできない。国際貿易委員会（ITC）の米豪 FTA の関税自由化の影響に関する報告書がまとまる必要がある。 今回の交渉期間中、ほとんどの領域で交渉のテキストが交渉テーブルに載せられたが、そ

の内容については一切明らかにされなかった。 (Inside U.S. Trade, May 23, 2003) (Inside U.S. Trade, May 30, 2003)
2003 年 6 月 6 日 アメリカ砂糖連盟 (ASA) が, USTR と労働省にコメント (要請書) を提出。 豪州産砂糖の関税を削減ないし撤廃することは, 米国市場の大きな不安定要因だ。急速な生産者価格と所得の低下, 雇用の大きな喪失につながると述べる。 (Inside U.S. Trade, June 6, 2003)
2003 年 6 月 18 日 アメリカ砂糖連盟 (ASA) が, 下院農業委員会の農業貿易交渉に関する公聴会で, 砂糖業界の現状と米豪 FTA に対する見解を証言する。 (Inside U.S. Trade, June 18, 2003)
2003 年 7 月 21 日～25 日, ホノルル (米) 第 3 回交渉ラウンド 米豪両国は市場アクセスに関するオファーをようやく交換。しかし, オファーの初回ラウンドは, 豪州はより積極的な立場をとり, 米国はより留保することとなり, 市場アクセスまでふれることができなかった。 (Inside U.S. Trade, July 25, 2003)
2003 年 7 月 25 日 ゼーリック USTR 代表とヴェイル貿易相がワシントンで会談。 ヴェイル貿易相はワシントン滞在中に, さらに下院農業委員長 Bob Goodlatte (共和, ヴァージニア), 上院野党農業委員会メンバーの Max Baucus (民主, モンタナ) と会談。FTA 交渉の米国議会におけるキー・プレイヤーとみなしているため。 (Inside U.S. Trade, July 25, 2003)
2003 年 10 月 27 日～30 日, キャンベラ (豪) 第 4 回交渉ラウンド 農産物の米国市場へのアクセスが交渉の焦点になる。 協議後の共同会見で両国の首席交渉官は「ゼーリック USTR 代表とヴェイル貿易相が交渉の終結までに, センシティブ領域の条項を解決するために会談しなければならないだろう」と述べる。 (Inside U.S. Trade, October 31, 2003)
2003 年 12 月 1-5 日, キャンベラ (豪) 第 5 回交渉ラウンド 農業分野においても進展があったが, 交渉終結にいたらない。 豪州側は, 米国が関税割当によって制限している砂糖, 乳製品, 牛肉といったセンシティブ農産物を含めた市場アクセスの改善を期待しているが, 米国側のオファーは満足できるものではなかった, とのこと。 米国は, 中米諸国との自由貿易協定 (CAFTA) 交渉が終わるまで, 豪州との砂糖の協議について動くことはできない, とのこと (補注: 12 月 19 日に締結)。 結果的に, 年明けに協議再開を約束。 (Inside U.S. Trade, December 5, 2003)

(2004 年 1 月～2 月) 米豪 FTA の協議延長 (最終交渉ラウンド)

2004 年 1 月 15 日 砂糖産業は, ブッシュ大統領宛ての書簡 (1/14 と 1/15 の情報あり) で「新たな中米 FTA について, 当該地域からの砂糖輸入の拡大というオファーを取り下げなければ, “つよく反対する”であろう」と警告。 (Financial Times, Friday January 16, 2004)
2004 年 1 月 15 日

豪州ヴェイル貿易相は、交渉が難航している理由として「砂糖」について言明。 また、ブッシュ政権が政府の交渉姿勢に対する議会の反応を注意深く観察（調査研究）していること、USTR が議会の支持を十分に得られているかを確かめていること、について発言。 (Daily News, Wednesday, January 21, 2004) (Inside U.S. Trade, January 23, 2004)
2004 年 1 月 19 日～2 月 8 日, ワシントン (米) 協議再開(最終交渉ラウンド) USTR 事務局は、協議にさきがけて市場アクセス提案（オファー）を許可されている助言者および議会スタッフに提示したが、そこに砂糖に関するオファーがなかった（情報筋による）。 (Daily News, Wednesday, January 21, 2004) (Inside U.S. Trade, January 23, 2004)
2004 年 1 月 20 日 アメリカ砂糖連盟（ASA）が、米国砂糖産業は豪州 FTA 案で砂糖が含まれることに反対すると意見発表。 他方、下院歳入委員会（貿易小委員会）の幹部 3 名が連名で大統領宛て書簡を送る。豪州産砂糖の市場アクセスを協定に含めるべきだ、米国内の砂糖市場を開放する機会である、と主張。 (Inside U.S. Trade, January 20, 2004)
2004 年 1 月 21 日 <u>ブッシュ政権が、豪州に砂糖の追加的市場アクセスを与えることに反対することを決定。</u> その他の領域（牛肉、乳製品、タバコ、綿）は、関税割当の調整を通じて追加的市場アクセスを与える方向。 ある情報筋によると、政府が砂糖市場を豪州に開放することを嫌っているのは、国内の砂糖生産者からの強力な反発を避けようとしているようだ。彼らは先月、中米 4 カ国と締結した CAFTA の市場アクセス条項を激しく拒絶している。 ある情報筋によると、ブッシュ政権は選挙の票数（votes）を数えている、そして、その決定は「とても政治的」だと話したという。 (Daily News, Wednesday, January 21, 2004)
2004 年 1 月 22 日 下院議員が大統領宛てに書簡を送る。 ブッシュ大統領をつよく支持してきた下院議員 Cal Dooley (D-CA) と下院農業委員会副委員長 John Boehner (R-OH) は、米豪 FTA において砂糖を除外することに反対し、「例外なき政策」を支持している、と伝える。 (Inside U.S. Trade, January 22, 2004) (Inside U.S. Trade, January 23, 2004)
2004 年 1 月 23 日 米国政府は砂糖オファーを保留。 ブッシュ政権は、豪州との二国間自由貿易協定において、豪州に砂糖の追加的市場アクセスをオファーすることに反対する決定。 <u>ゼーリック USTR 代表は、米国の立場は豪州に砂糖のいかなる市場アクセスの拡大も与えないことだ、と発言。</u> (Inside U.S. Trade, January 23, 2004)
2004 年 1 月 23 日 上院議員が USTR 代表に書簡。砂糖を含めた「例外なき FTA」締結を支持すると表明。 (署名議員) Rick Santorum (共和, PA), Peter G. Fitzgerald (共和, IL), John Ensign (共和, NV), Richard G. Lugar (共和, IN), Arlen Specter (民主, PA), Don Nickles (共和, OK), John E. Sununu (共和, NH), Lincoln D. Chafee (民主, RI), Lamar Alexander (共和, TN)

(Inside U.S. Trade, January 30, 2004)
2004 年 1 月 26 日, ワシントン <u>ゼーリック USTR 代表とヴェイル貿易相の協議</u> ゼーリックは, ヴェイルに対して, 以前示した米国の TRQ オファーの微調整版 (最初の浮き球として先週示されたもので, 1 月 26 日の会談で豪州産の乳製品および牛肉について示したもの) をオファーしたが, ヴェイルはそれを不十分なものとして拒否した, という。 (Inside U.S. Trade, January 30, 2004) (Inside U.S. Trade, January 23, 2004)
2004 年 2 月 5 日 23 の農業団体が連名でブッシュ大統領宛てに書簡を送る。砂糖, 牛肉を除外しないように要望。 (署名団体) American Feed Industry Association American Frozen Food Institute American Meat Institute American Soybean Association California Farm Bureau Federation Corn Refiners Association Grocery Manufacturers of America National Confectioners Association National Corn Growers Association National Food Processors Association National Grain and Feed Association National Grain Trade Council National Oilseed Processors Association National Pork Producers Council North American Export Grain Association Pet Food Institute Sweetener Users Association U S Wheat Associates US Grains Council USA Poultry & Egg Export Council USA Rice Wheat Export Trade Education Committee Altria Group, Inc.
2004 年 2 月 8 日 <u>米豪 FTA 交渉が合意</u> 米豪両国は自由貿易協定の交渉が終了したことを発表。 砂糖の新しい市場アクセスを除外し, 米国の牛肉および乳製品を豪州との競争から大幅に保護するものとなる。 (Daily News - Sunday, February 08, 2004)

(2004 年 2 月～2005 年 1 月) 米豪 FTA の発効手続き

2004 年 2 月 13 日 ブッシュ大統領は上下両院宛てに書簡を送る。 政府は米豪 FTA 協定に署名する意向であることを通知し, FTA の議会承認を委ねる。 (90 日間: 下院で 6 月下旬まで, 上院はその 1 ヶ月後までに通過しなければならない) (Inside U.S. Trade, February 20, 2004)
2004 年 5 月 18 日 米豪 FTA 協定の署名 (ゼーリック USTR 代表, ヴェイル貿易相)
2004 年 7 月 米豪 FTA を議会が承認

2004 年 8 月 3 日 ブッシュ大統領が米豪 FTA の実施規則（法）に署名
2005 年 1 月 1 日 米豪 FTA の発効

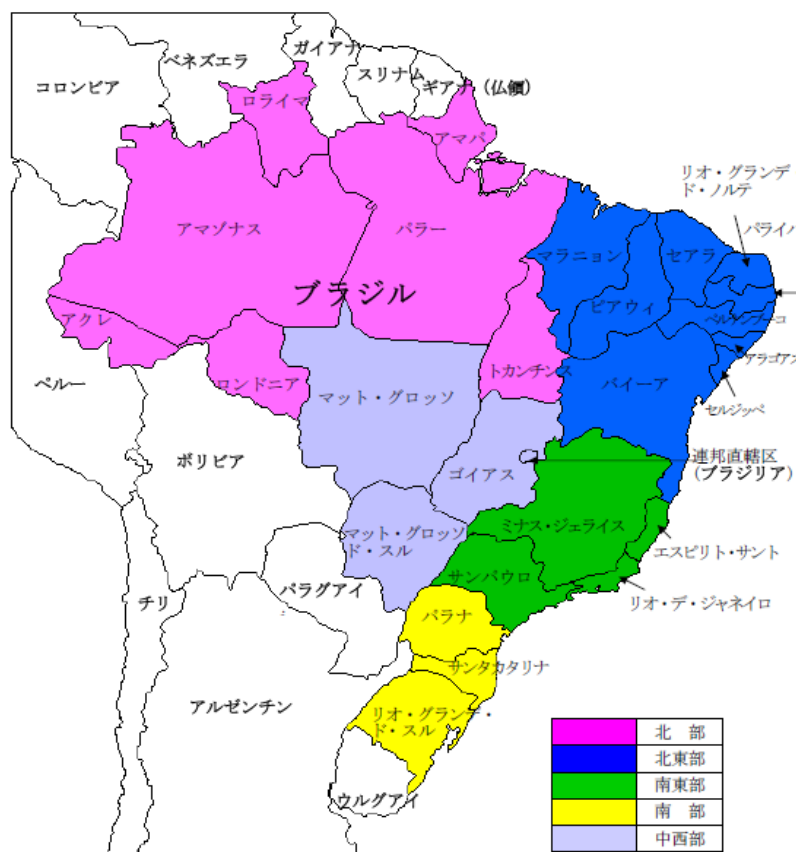
第3章 カントリーレポート：ブラジル

清水 純一

1. ブラジル国概要

(1) 主要指標

現在ブラジルの政体は連邦共和制である。第1図のように26の州と首都ブラジリアがある連邦直轄区から構成され、最小単位として日本の市町村に相当するムニシピオがある。ブラジルではさらにこれを第1図のように5地域に分けており、各種統計もこの地域別に集計される場合が多い。しかし、これは行政上の区分を意味しているものではない。



第1図 ブラジルの地域区分

ここで若干注意喚起をしておく。ブラジル，日本を問わず，しばしばトカンチンス州を中西部に含めている本を見かけるがこれは誤りである。トカンチンス州はかつて中西部に

属するゴイアス州の一部であったが1988年に同州から分離して北部に区分されることになった。そのために生じた誤解と思われるが、ブラジルの公式統計を扱う国立地理統計院（IBGE）はトカンチンス州をはっきり「北部」に含めている。

連邦の権力は立法・行政・司法の3権分立で、行政の長が大統領である。立法府である国会は上院と下院からなる二院制である。上院議員は任期8年で各州・連邦直轄区から3人選出される。上院議員は4年ごとに交互に総議員数の3分の1または3分の2が改選される。下院議員は任期4年で各州、直轄領、連邦直轄区ごとに比例代表制で選出される。議席数は人口比例が原則であるが、下限8人、上限70人と定められているため1票の価値は平等ではない。

現在の大統領は2003年1月に就任した労働党のルイス・イナシオ・ルーラ・ダ・シルバ（Luiz Inácio Lula da Silva）である。ルーラ大統領は2006年に再選され現在2期目（2007～2010年）の最終年に入っている。ブラジル憲法では大統領の任期は続けて2期8年までと定められている。このため、2010年10月に次期大統領選が行われ、ルーラの後継で与党労働党のジルマ・ヴァーナ・ルセフ（Dilma Vana Rousseff）元官房長官が当選し、2011年1月にはブラジル初の女性大統領が誕生することとなった。

裁判所には連邦と州の2系統があり、連邦裁判所は主として連邦が当事者となる訴訟を扱い、州裁判所は日常的な問題を扱う。

国土面積は851万km²で世界第5位、日本の約23倍あり、南米大陸の47%を占めている。人口は1億9,197万人（2008年）でこれも世界第5位である。GDPは2008年で1兆5,758億ドル。これは世界第10位に相当するが、人口が多いため一人当たりGDPは8,209ドルで世界第45位にまで順位が落ちてしまう¹。公用語はポルトガル語であり、広いブラジル全土で大きな方言の違いがなく通用する。宗教は国民の86%がローマ・カトリックを信仰している。

（2） 地域別の特徴

本稿では地域区分名を使用して記述することが多いので、まず第1図で示した5地域について簡単にその特徴を述べておく。

北部にはブラジル生態系の5割弱を占めるアマゾン熱帯雨林が広がっている。この地域には赤道が通っており、ブラジルで唯一北半球と南半球が併存している。

中西部には後で説明する国土面積の24%を占めるセラードのほとんどが存在し、現在ブラジルで農業生産が最も活発に展開されている地域である²。

北東部には国土の10%弱を占めるカーチンガと呼ばれる半乾燥地帯が広がっている。この地域は農業生産が難しく、ブラジルの中でも1人当たりの所得が最も低い地域である。歴代政権にとってはこの地域の貧困対策が常に課題になってきた。地理的に近いということもあり、かつてアフリカから黒人が奴隷として連れてこられ、サトウキビ畑と砂糖工場で労働させられた地域であり、現在でも人種構成では黒人の比率が高い³。

南東部にはサンパウロ州やリオ・デ・ジャネイロ州という日本でもお馴染みな州の他、ミナス・ジェライス州という鉄鉱石等の鉱物資源が豊富な州があり、ブラジルで最も経済の発達しているところである。

南部はアルゼンチン、パラグアイ、ウルグアイに接しており、南東部と並んで経済的に豊かな地帯である。人種構成でいえば住民のほとんどが白人である。

2. ブラジル農業概要

(1) 土地利用

第1表はブラジル全土の土地利用状況を示したものである。ブラジルの全国土面積 8 億 5,100 万 ha のうち、農業に利用できない保護すべき土地としてアマゾン熱帯雨林 3 億 6,000 万 ha の他にインディオ保護地 5,200 万 ha がある。それに既に市街地になっている面積や湖・河川等の面積を除いた残りが 3 億 8,100 万 ha になり、これが農業的利用のできる土地面積の上限と見なされている。

そのうち、現在牧草地が 2 億 1,000 万 ha あり、実際に農作物の耕作に供されているのは短期作の 4,900 万 ha と永年作の 1,500 万 ha である。したがって、ブラジルの耕地面積は短期作と永年作を合計した 6,400 万 ha になる。

第1表 ブラジルの土地利用

土地利用	面積(百万ha)	%
アマゾン熱帯雨林	360	42.0
保護地	52	6.1
市街地、道路、湖、河川、その他	20	2.4
その他	38	4.5
農業的利用	381	45.0
牧草地	210	25.0
短期作	49	6.0
永年作計	15	1.8
永年作(サトウキビを除く)	8.1	1.1
サトウキビ	6.9	0.8
植林地	6	0.7
農業的未利用地	101	11.9
合計	851	100.0

資料：ブラジル農牧畜供給省 (MAPA)

同表の最後にある「農業的未利用地」というのは、セラード地域を中心として現在は農地として使用されていないものの、農地開発により本格的な機械化農業に可能な面積

を意味し、ブラジル農務省の推計では1億100万haあるということになる。新規開拓可能面積については後にまた触れるのでここでは農務省の数字の紹介に留める。

（２） センサスに見る農業構造

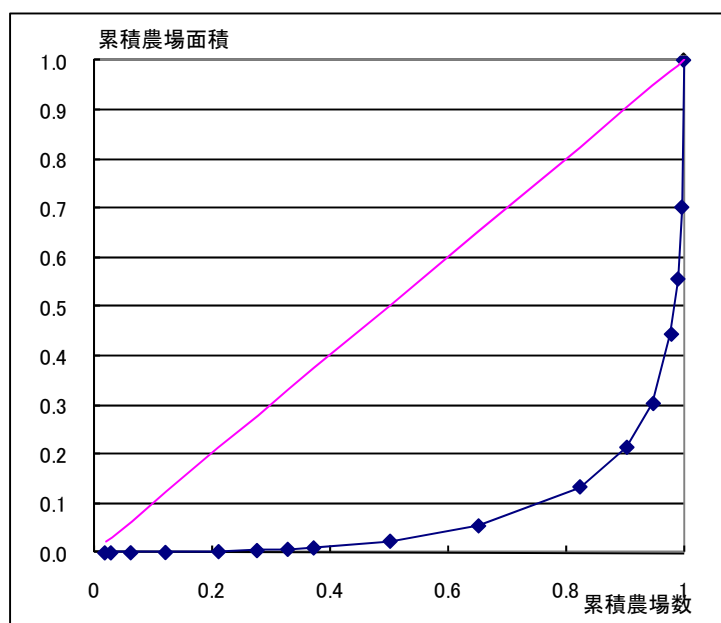
一般にラテンアメリカにおける農業構造は大土地所有（ラティフンジオ）と零細農園（ミニフンディオ）の併存が特徴とされる。ブラジルも例外ではない。政府が実施した2006年の農牧業センサスによれば、ブラジルの全農場数は492万465である。これを農場の規模別に分類して農場数と農場面積の割合を示したのが第2表である。これによると、10ha未満の零細農園は農場数では50.34%と全農場数の約半数を占めるものの、農場面積では2.36%を占めるにすぎない。

これに対して、統計上区分の最上位階層である2,500ha以上の農場数は全体のわずか0.31%にすぎないにもかかわらず面積では29.85%を占めている。

第2表 ブラジルの農場分布

階層	累積農場数	累積農場面積
1ha未満	12.33%	0.08%
10ha未満	50.34%	2.36%
100ha未満	90.41%	21.43%
1000ha未満	99.05%	55.58%
2500ha未満	99.69%	70.15%
2500ha以上	100.00%	100.00%

資料：ブラジル地理統計院（IBGE）『農牧業センサス2006』より筆者計算



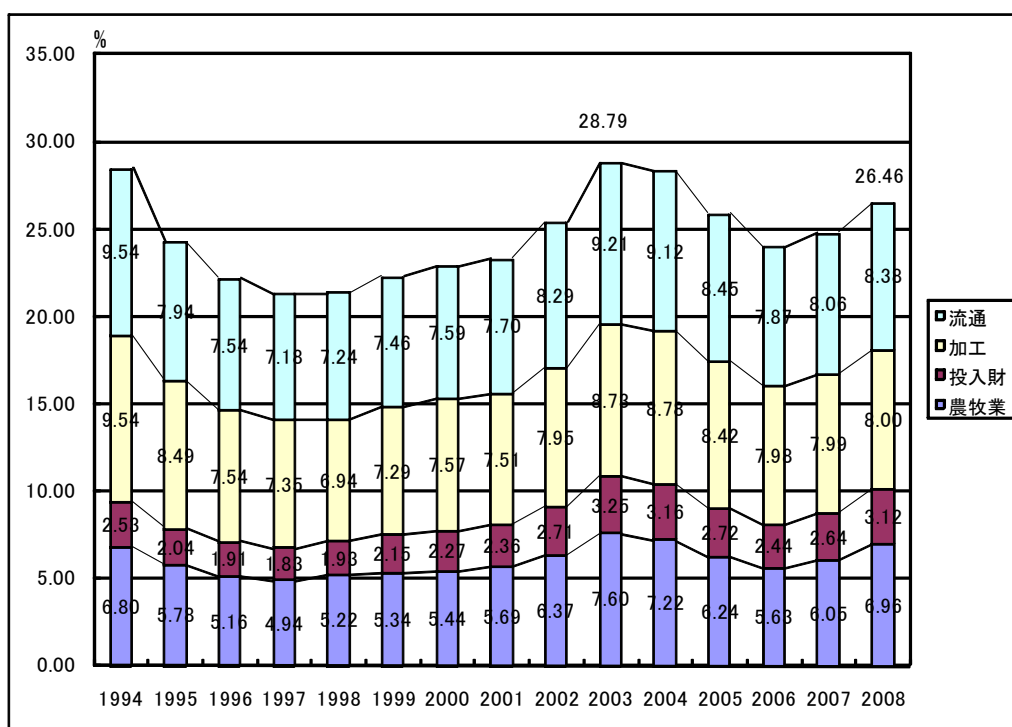
第2図 農場分布のローレンツ曲線

資料：第2表に同じ

第2図は第2表をローレンツ曲線で示したものである。これから計算した不平等度を示すジニ係数は0.8513でかなり大きな値になっており、いかに農場分布が不均等であるかがわかる⁴。

(3) 農業生産の概要

ブラジルでは農業と畜産と合わせて「農牧業」と呼んでいる。第3図のように農牧業がGDPに占める割合は約7%程度である。しかし、これに農産加工業、流通業、投入財産業を加えた、いわゆるアグリビジネスでみると、GDPの約26%にも達し、ブラジル経済にとって大きな比重を占めていることがわかる。



第3図 GDPに占めるアグリビジネス

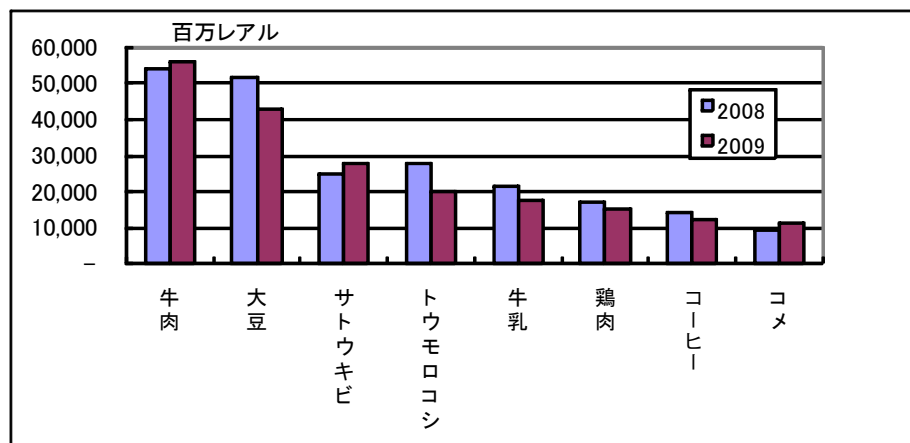
資料：サンパウロ大学応用経済研究所（Cepea/USP）及びブラジル農牧連合会（CNA）

次に農牧業の生産がいかなる作目から構成されているのかを粗生産額でみたのが第4図である。2008年と2009年を比較すると、両年とも牛肉が最も大きく、次いで大豆である。2007年までは大豆の粗生産額が最も大きかったが2008年以降牛肉が大豆を上回っている。2008年には4位だったサトウキビは2009年にはトウモロコシを抜いて3位

になっている。

さらに、果樹等の永年作やサトウキビを除いた短期作に限定して作付面積の構成を第 5 図でみてみよう。短期作の作付面積は 2008/09 年度で延べ約 4,767 万 ha ある。「延べ」というのは、トウモロコシは 2 回、フェジヨン豆は 3 回収穫されるためである⁵。

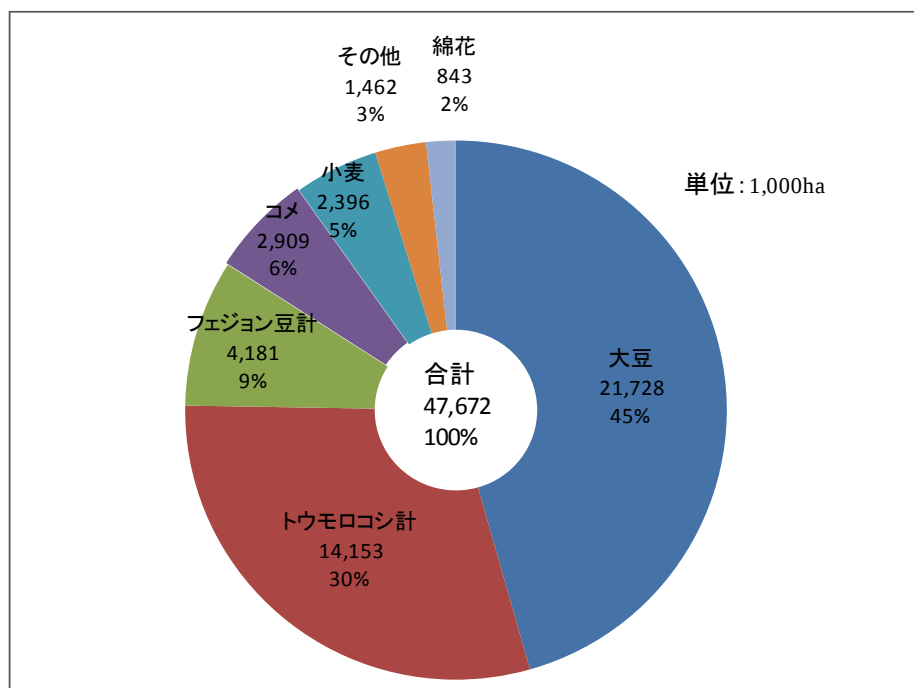
内訳を見ると、まず大豆が全体の 45% を占め、次いでトウモロコシの 30% が続き、この 2 品目で全体の 4 分の 3 を占めている。それ以外は構成比がかなり下がり、フェジヨン豆が 9%、コメが 6%、小麦が 5% という順になっている。



第 4 図 主要品目の粗生産額

資料：ブラジル農牧連合会（CNA），Indicadores Rurais

注．2009 年は見込み。



第 5 図 短期作の作付面積構成 (2008/09 年度)

資料：国家食料供給公社（CONAB），2009/2010 年度第 2 回作況調査。

第 3 表は第 5 図で示した短期作の生産量である。生産量でも大豆とトウモロコシが多く、いずれも 5,000 万トン以上である。コメも日本人の想像以上に生産されており、1,260 万トン（粳ベース）もの生産量がある。

第 3 表 短期作生産量 (2008/09 年度)

(単位: 1,000トン)	
品目	生産量
綿実	1,860
綿毛	1,194
コメ	12,601
フェジョン豆	3,503
トウモロコシ	50,981
大豆	57,088
小麦	5,884
その他	3,072
合計	134,988

資料：第 5 図に同じ。

3. ブラジルの農産物貿易

(1) 世界の農産物貿易におけるブラジルの位置

第4表は FAOSTAT を用いて、農産物輸出額から輸入額を差し引いて純輸出額を計算したものである。これからわかるように、ブラジルは現在世界一の農産物純輸出国である。同じ南米のアルゼンチンも3位であり、国際農産物貿易市場における南米の存在感の高まりが見てとれる。

第4表 農産物純輸出国（2007年）

（単位：1,000ドル）

順位	国名	輸出額	輸入額	純輸出額	輸入/輸出
1	ブラジル	42,815,893	5,839,699	36,976,194	13.6%
2	オランダ	67,640,797	39,662,726	27,978,071	58.6%
3	アルゼンチン	27,222,901	1,815,940	25,406,961	6.7%
4	米国	92,679,457	74,650,803	18,028,654	80.5%
5	豪州	23,642,546	7,757,755	15,884,791	32.8%
6	フランス	58,812,128	44,515,058	14,297,070	75.7%
7	タイ	17,903,937	5,164,643	12,739,294	28.8%
8	ニュージーランド	13,481,946	2,597,965	10,883,981	19.3%
9	インドネシア	17,678,771	8,632,963	9,045,808	48.8%
10	インド	16,747,915	7,773,639	8,974,276	46.4%

資料：FAOSTAT より筆者作成。

また、同じ農産物純輸出国といってもいくつかのパターンが存在する。輸入金額と輸出金額の比率を見ると、赤字で示したブラジル、アルゼンチン、ニュージーランドはこの比率が低く、輸出特化型といえる。これに対して、米国やフランスはこの比率が高く、輸出も多いが輸入も多いという農業に関する産業内貿易の比率が高い型を示している。

第 5 表 農産物純輸入国（2007 年）

（単位：1,000 ドル）

順位	国名	輸出額	輸入額	純輸出額	輸入/輸出
1	日本	2,273,442	46,042,272	-43,768,830	2025.2%
2	英国	22,877,347	53,544,127	-30,666,780	234.0%
3	中国	27,749,113	47,958,724	-20,209,611	172.8%
4	ロシア	7,734,805	24,535,171	-16,800,366	317.2%
5	ドイツ	57,512,181	70,340,429	-12,828,248	122.3%
6	韓国	2,586,868	14,894,786	-12,307,918	575.8%
7	サウジアラビア	2,096,993	11,710,339	-9,613,346	558.4%
8	イタリア	31,584,731	39,634,362	-8,049,631	125.5%
9	香港	4,389,795	10,535,408	-6,145,613	240.0%
10	アラブ首長国連邦	1,791,514	7,855,342	-6,063,828	438.5%

資料：第 4 表に同じ。

次に純輸入額を計算したのが第 5 表である。これは世界でも日本が圧倒的に大きい。次に英国、中国、ロシアが続く。輸出額に対する輸入額の比率は日本が飛び抜けて高く、輸出額の 20 倍の金額を輸入している。英国、中国、ドイツに関していえば、輸入額そのものは日本よりも多いが、輸出額も大きいので、純輸入額は日本より小さい。

BRICs（ブラジル、ロシア、インド、中国）4 カ国を比較すると、ブラジルとインドが第 4 表にあるように純輸出国のトップ 10 に入っているのに対し、中国とロシアが第 5 表の農産物純輸入国の上位にランクされている。一口に BRICs と言っても農産物貿易に関しては、ブラジルとインドが輸出国、中国とロシアが輸入国というように二極化していることがわかる。

（２） 主要輸出産品

それでは、ブラジルは世界にどのような農産物を輸出しているのであろうか。第 6 表はブラジルの主要農産物の生産量と輸出金額の世界順位を示したものである。

第 6 表 主要農産物世界ランキング（2008 年）

農産物	生産量 順位	輸出金額 順位	輸出シェア
砂糖	1	1	47%
コーヒー	1	1	27%
オレンジジュース	1	1	85%
大豆関連製品	2	2	32%
牛肉	2	1	23%
鶏肉	3	1	42%
トウモロコシ	3	2	12%

資料：ブラジル銀行

まず、砂糖、コーヒー、オレンジジュースはブラジルの伝統的な輸出品であり、生産量でも輸出金額でも世界 1 位である。

それ以外の近年伸びてきたものとして、大豆関連製品（大豆、大豆ミール、大豆油）は生産量、輸出金額とも世界 2 位である。牛肉と鶏肉は生産量ではそれぞれ 2 位、3 位だが輸出金額でみると 1 位である。トウモロコシも生産量は 3 位だが輸出金額では 2 位である。このように、伝統的輸出品に加えて、大豆、トウモロコシ、食肉等、世界の農産物貿易で主要な位置を占めている品目が輸出金額で上位になっている。

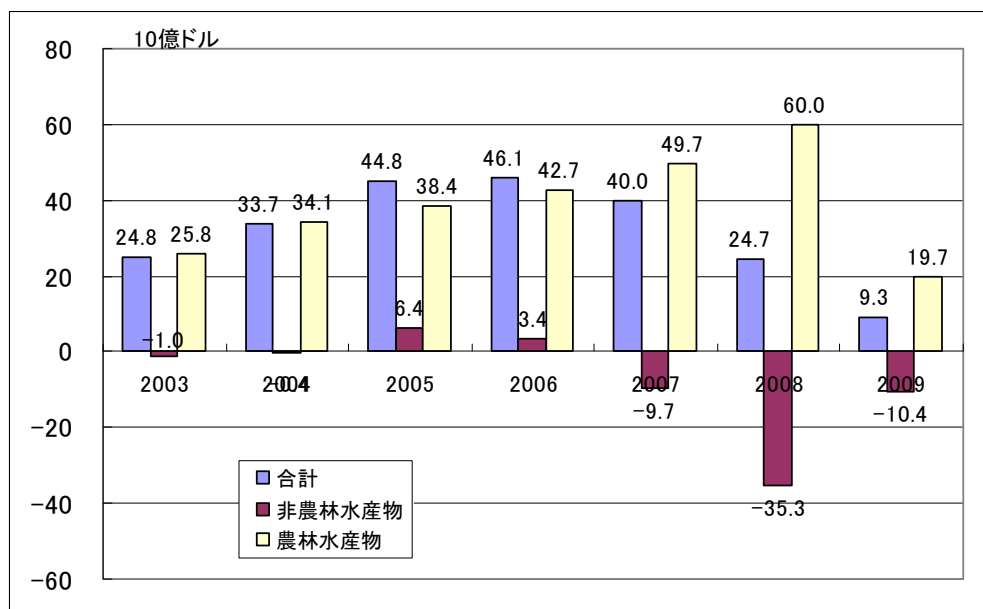
（3） ブラジルの貿易と農産物

ブラジルの貿易全体の中で農産物貿易はどのくらいの比重を占めているのであろうか。第 6 図には 2003 年から 2009 年までの貿易収支の変化が、合計、農林水産物、非農林水産物に分けて描かれている。

貿易収支はこの期間増減はあるものの一貫して黒字である。しかし、内訳を見ると、非農林水産物の貿易収支が黒字だったのは 2005 年と 2006 年だけで、他の年は赤字である。この赤字を農林水産物の貿易黒字で補填して全体の貿易収支が黒字になるという構造になっている。

2008 年を例にとると、非農林水産物は 353 億ドルというこの期間で最大の赤字を記録したものの、農林水産物が 600 億ドルという同期間で最大の黒字を計上したため、貿易収支が 247 億ドルの黒字になっている。このことから、GDP に占める割合以上にブラ

ジル農業がブラジル経済にとって大きな意味をもっていることがわかる。



第 6 図 貿易収支の変化

資料：CONAB

(4) 輸出品目と輸出相手国

ここでは 1998 年と 2008 年という 2 時点をとって、10 年間における主要な輸出品目と輸出相手国がどう変化したか、構成比を見ることで検討する。

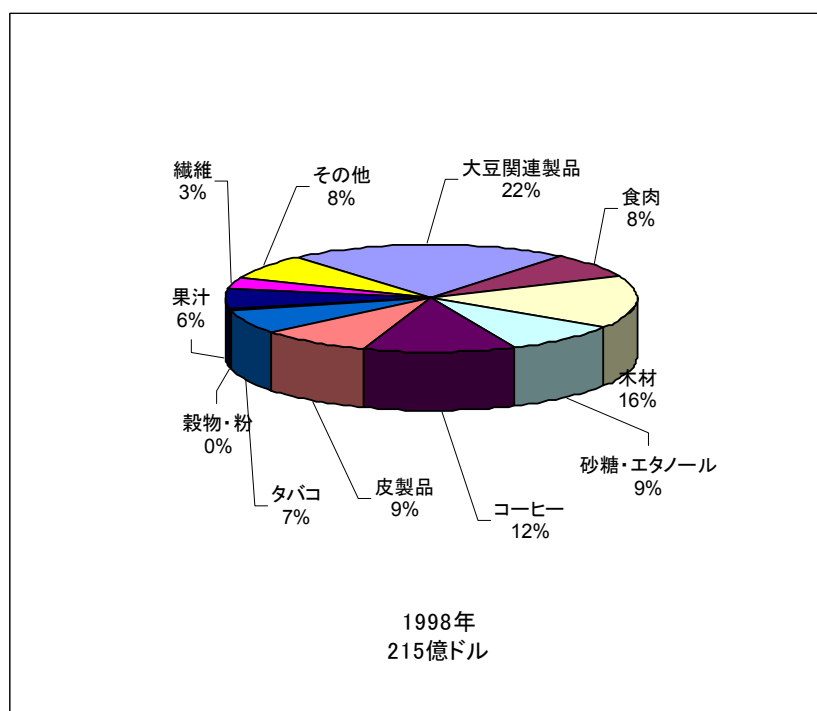
第 7 図と第 8 図は主要輸出品目の構成比を示したものである。まず、全体の輸出金額は 1998 年の 215 億ドルから 2008 年の 718 億ドルへと僅か 10 年で 3.3 倍という急激な伸びを示している。

品目構成にも変化がみられる。この 10 年間でシェアが増加しているのは、大豆関連製品、食肉、砂糖・エタノール、穀物・粉である。なかでも注目されるのは食肉のシェアで、8%から 20%へと 12 ポイントも増加し、大豆関連製品と合計すると 2008 年の輸出金額の 45%を占め、大豆と並ぶブラジル農産物輸出の牽引車になっている。なお、穀物・粉のシェアが上昇しているのは 2001 年以降輸出品目となったトウモロコシがここに含まれているためである。

これに対して、木材、コーヒー、革製品、タバコ、果汁といった伝統的輸出品はのき

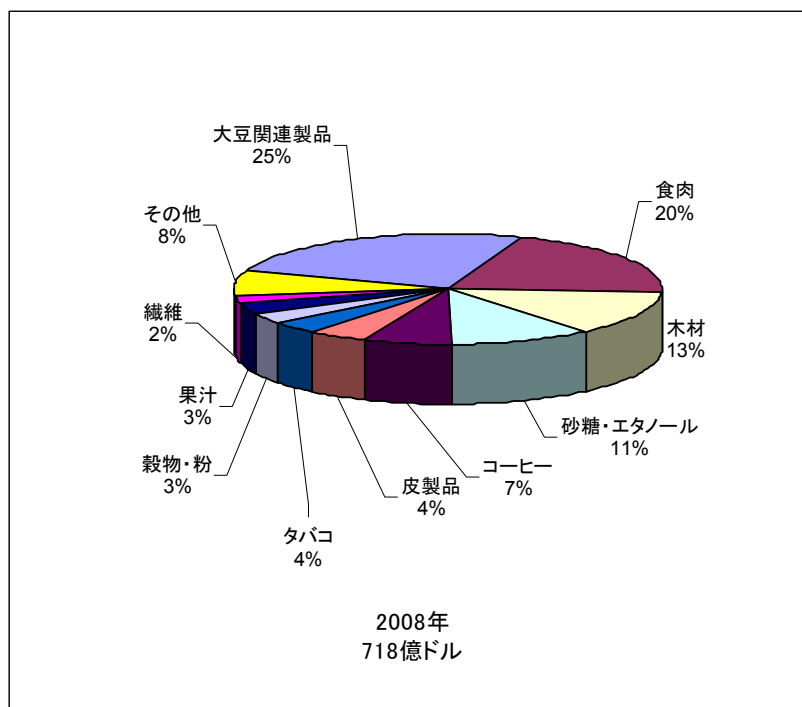
なみシェアが低下しており，輸出品目の交代が起きていることがわかる。

この点に関して，若干敷衍しておきたい。やや古い論文であるが，1991年に米州開発銀行のエコノミストが当時のラテンアメリカから輸出している相手国の一次産品の所得弾性値を計算したことがある（Lord. and Boye (1991)）。この結果では，牛肉と大豆の所得弾性値は2を超えている。この値は工業製品とほとんど変わらず，一次産品の所得弾性値が低いとは一概に言えない。したがって，こういう所得弾性値の高いものに輸出品目をシフトすれば，ラテンアメリカからの一次産品輸出の余地はまだあるという結論に至っている。ブラジルの輸出品目の変化はこの結論と同じになっているところは興味深い。



第7図 主要輸産品の構成（1998年）

資料：MAPA

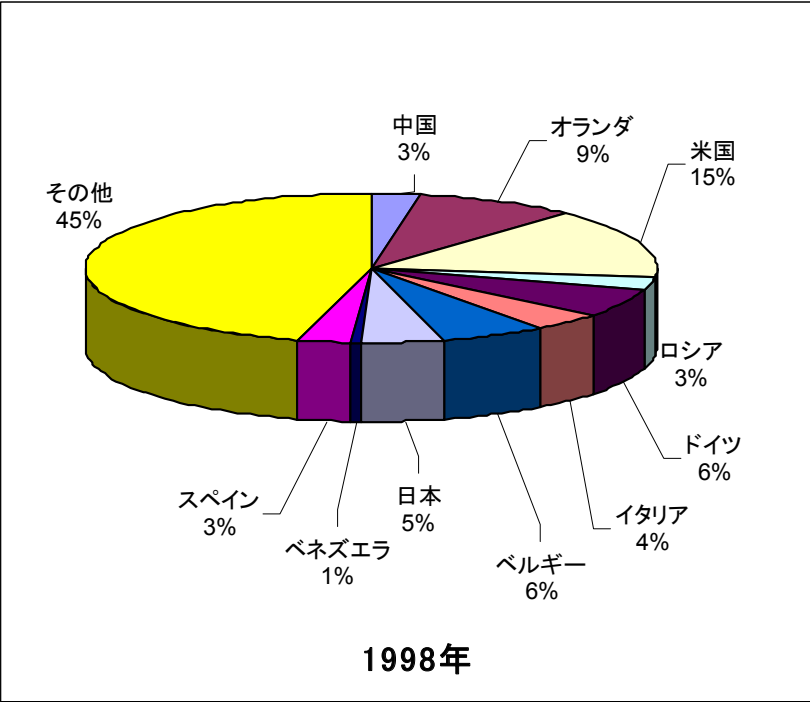


第 8 図 主要輸出産品の構成（2008 年）

資料：第 7 図に同じ

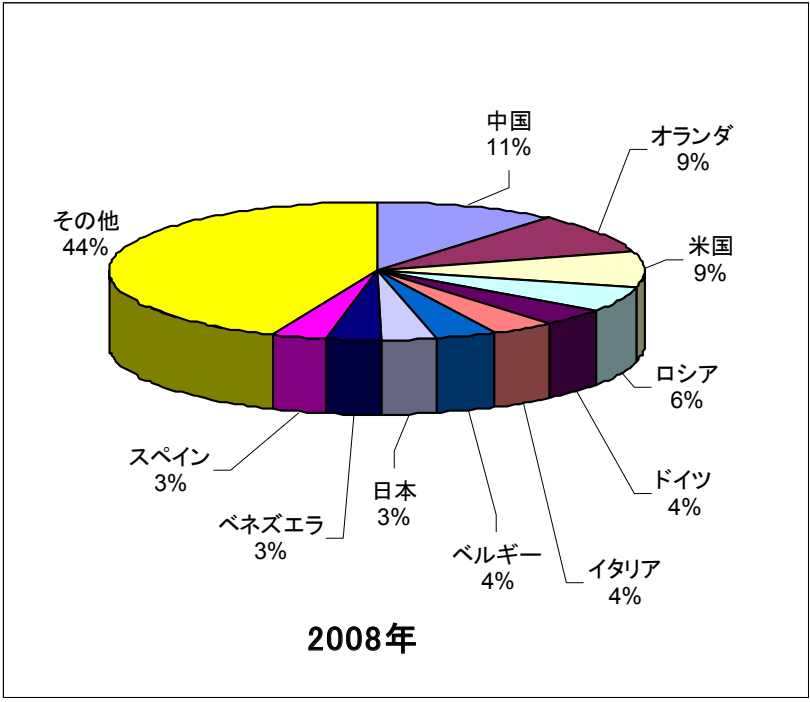
次に第 9 図と第 10 図で輸出相手国の変化を見てみよう。これもわずか 10 年で構成がかなり変わっている。注目すべきは米国のシェア低下と中国の上昇である。1998 年には全体の 15% を占め、ブラジルにとって最大の農産物輸出国であった米国のシェアは 2008 年には 9% にまで下落している。これに対して中国のシェアは 3% から 11% と 8 ポイントも上昇し、米国を抜いてブラジル最大の農産物輸出国になった。また、ロシアのシェアも 3% から 6% へと上昇し、オランダを除く欧州諸国よりも高いシェアになっている。欧州全体としてはややシェアが低下している。

以上のように、ブラジルにとっては伝統的な輸出国であった米国や欧州に代わって、同じ BRICs の中国、ロシアの比重が高まっている。特に中国への依存度が急速に高まっているのが最近の特徴である。



第 9 図 主要輸出相手国（1998 年）

資料：MAPA



第 10 図 主要輸出相手国（2008 年）

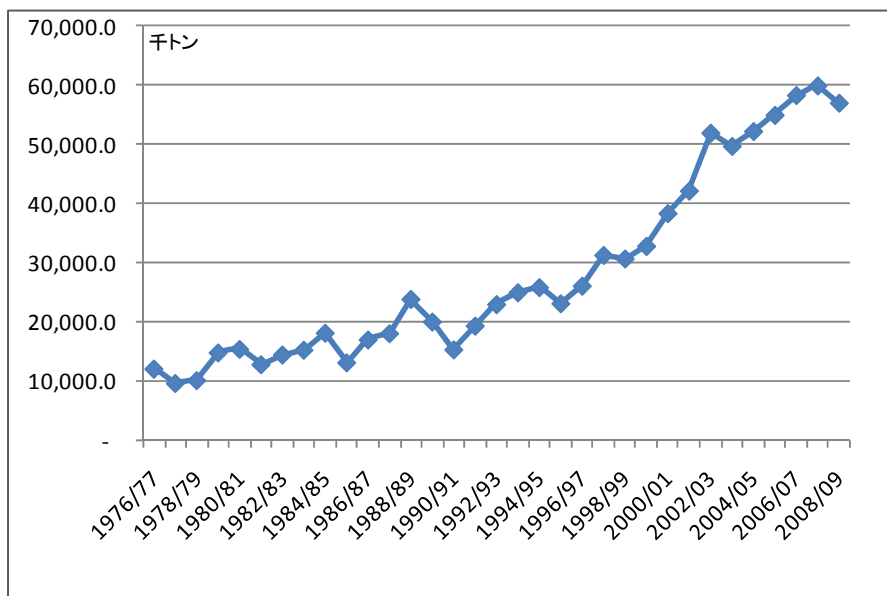
資料：第 9 図に同じ。

4. 農業生産の拡大

(1) 大豆生産拡大の要因

今まで述べてきたように、近年のブラジル農業発展の原動力となっているのは大豆である。ここでは大豆を例として生産拡大の要因を分析することにより、中国や米国のような伝統的生産国とは異なるブラジル農業の特徴を浮き彫りにしたい。

第 11 図のように大豆生産量は一貫して増加している。1970 年度後半には 1,000 万トン程度だった生産量が近年は約 6,000 万トンまで増加している。

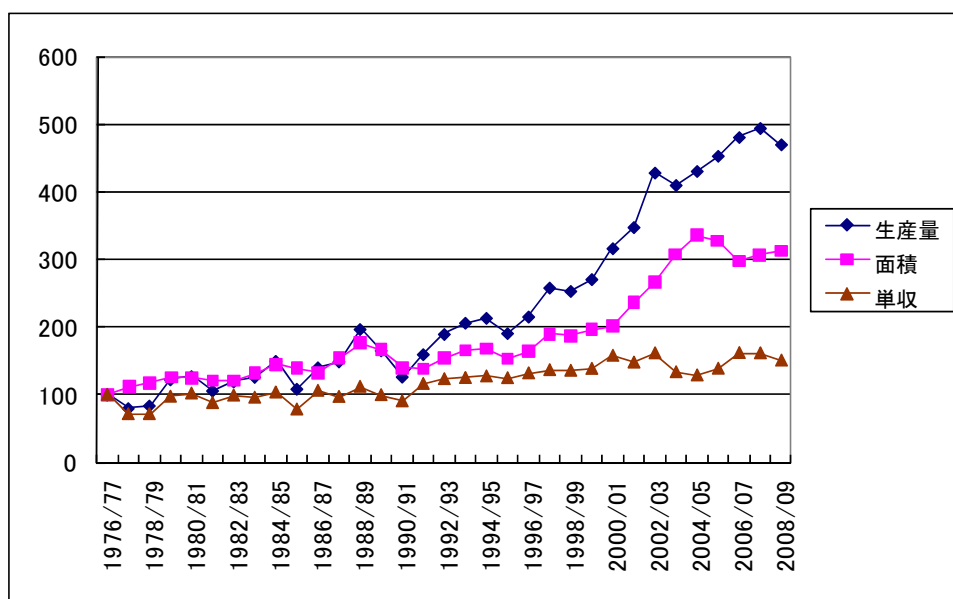


第 11 図 大豆生産量の推移

資料：Conab

この生産量増加の要因を分析してみる。言うまでもなく、生産量は単収と収穫面積の掛け算である。世界的には平均でみると穀物生産量の増加のほとんどは単収の貢献によっている。ブラジルの場合はどうか。

次の第 12 図は 1976/77 年度の値を 100 として、収穫面積、単収、生産量を指数化したものである。直近の 2008/09 年度の数字は生産量が 475 と 1976/77 年度からの 32 年間で 4.7 倍にまで拡大している。同様に収穫面積は 310 で約 3 倍、単収は 153 で 5 割増しになっている。このように、ブラジル大豆の場合、単収は確かに伸びているものの、収穫面積拡大の方が生産量拡大への貢献が大きいのが特徴である。



第 12 図 大豆生産拡大の要因

資料：第 11 図に同じ。

(2) 国内需給の転換点

大豆以外にもブラジルは国内消費量の増加を上回る勢いで生産量が増加し、輸出余力が拡大している。需給からみて国内生産量が国内消費量を 10%以上恒常的に上回るようになった年を仮に「転換点」と呼ぶことにすると、第 7 表のように 1980 年と比較的早く転換点を迎えた鶏肉を除けば、大豆が 1996 年、その他は 2000 年以降と比較的最近の事である。このようにブラジルは 2000 年以降に伝統的品目以外の大豆、トウモロコシ、食肉で安定的な輸出余力を生み出す生産力を有するに至ったと言える。

第 7 表

品 目	転換年
大豆	1996年
トウモロコシ	2006年
牛肉	2001年
鶏肉	1980年
豚肉	2000年

資料：USDA, PS&D より筆者作成

(3) 全要素生産性の国際比較

今まで述べてきたように、ブラジル農業は急速に力をつけてきており、米国と並ぶ農業大国への道を歩んでいる。ただし、今までの分析は単一品目毎の分析であった。これとは違い、農業総体としての効率性を分析することが必要となる。このためには全要素生産性

(TFP:Total Factor Productivity) という概念が有用である。農業全体としての生産性を考えた場合、通常農業においては生産物も投入財も複数存在する。そこで、産出と投入を何らかの基準で集計してその比率をとったものを TFP と定義し、農業全体としての生産性を計測できる指標としたものである。

Bravo-Ortega et al.(2004)は 1961 年～2000 年を分析期間として主要国の TFP 成長率(年率)を計測した。これは技術進歩率とも解釈できる。この計測結果から主要国の値を抜粋したのが第 8 表である。

第 8 表 TFP 成長率の各国比較

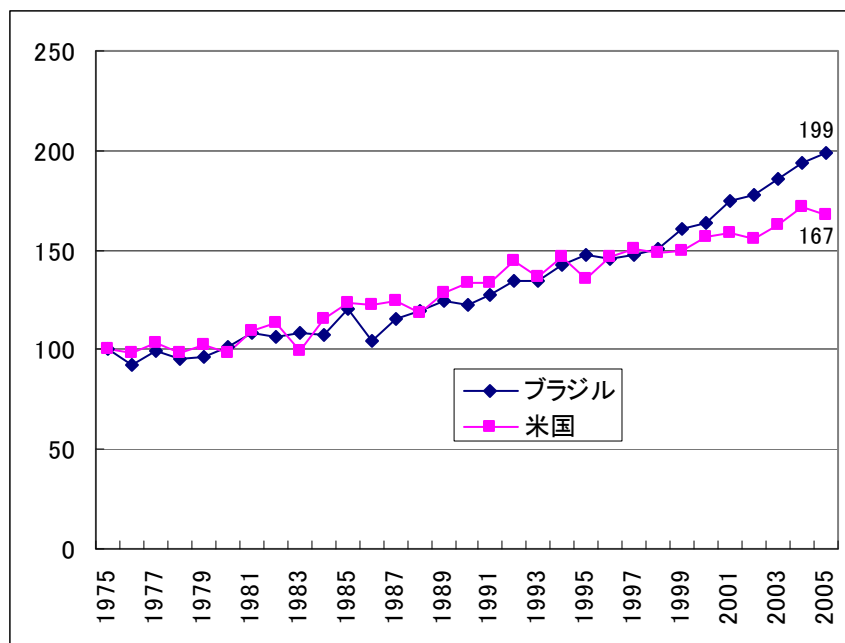
国名	TFP成長率
アルゼンチン	1.84
ブラジル	1.93
チリ	1.20
メキシコ	1.85
パラグアイ	0.74
豪州	2.12
カナダ	1.23
フランス	1.77
ドイツ	1.39
イタリア	1.73
日本	1.40
英国	1.67
米国	2.11
中国	1.67
インド	1.98
南アフリカ	1.64

資料：Bravo-Ortega et al. (2004)より抜粋。

この結果では、豪州、米国が年率 2%以上の TFP 成長率を示しており、インドとブラジルがこれに続いている。日本は 1.4%でドイツとほぼ同じ水準である。この分析期間ではブラジルの成長率は米国を下回っている。しかし、ブラジル農業の成長率は 2000 年以降高まったため、2000 年までを計測したこの論文では近年の動向を把握できない。

そこで、米国とブラジルでそれぞれ自国の TFP を計測した論文の計測結果を 1975 年～2005 年で比較して近年の動向を把握することにした。第 13 図はその結果である。

1975 年を 100 とした場合、ブラジルの TFP は 1998 年に米国を抜き、その後のグラフの傾きも米国より急になっている。2005 年の TFP はブラジル 199, 米国 167 に達している。その平均伸び率を計算したのが第 9 表である。全期間でのブラジルの伸び率は 2.32%, 米国 1.73%である。これを 2000 年以降に限ってみるとブラジルの成長率は 3.94%と全期間平均より高いのに対し、米国は 1.29%と逆に全期間平均より低くなっており、ブラジルと米国の成長率は 2000 年以降乖離していることが読み取れる。



第13図 TFP比較—ブラジルと米国—

資料： ブラジルに関しては Gasques et al. (2008)，米国に関しては USDA (2010) の推計結果をもとに筆者作成。

第9表 TFP 上昇率（年率）の比較

期間	ブラジル	米国
1975-2005	2.32%	1.73%
2000-2005	3.94%	1.29%

資料： 第13図に同じ。

（4） 耕地開発の可能性

ブラジルは世界最大規模の耕作拡大可能な土地が残されていると言われる。この説に異論は無いものの、その数字は研究・調査機関等間でかなり異なるとともに、推計のはっきりとした根拠や前提は示されていない。

ところが、最近 WWF による新たな推計が発表された（WWF・Brasil (2009)）。この推計では前提条件が明確に呈示されているなど、他の推計に比較して議論しやすいものになっている。

これによると、アマゾン熱帯雨林を除いて、全国で新たに 7,077 万 ha の土地が開発可能としている。そのうち、中西部を中心としたセラード地帯（サバンナの植生）だけで 5,469 万 ha が新規に農地として開拓でき、残りは劣化した牧草地からの転換ということになっている（第10表）。

この数字は法定保留地分を考慮していることもあり、1 億 ha 以上も可能としている米国

農務省等の推計からみると過小であるが、最低でも現在の農地面積（7,880 万 ha）を約 2 倍にすることが可能であると見る事が出来る。

第10表 新規開拓可能農地

(単位：ha)

	セラード面積	セラード内 農業適地	農地転換可 能牧草地	農地開発可 能地
中西部	39,398,007	17,616,605	10,401,630	28,018,235
マツト・グロッソ	25,745,008	8,059,505	1,254,811	9,314,316
マツト・グロッソ・ド・スル	1,160,962	812,673	4,377,003	5,189,676
ゴイアス	12,308,328	8,615,829	4,727,000	13,342,829
連邦直轄区	183,710	128,597	42,817	171,414
北東部	28,734,995	19,149,082	402,722	19,551,804
マラニョン	10,517,450	6,836,343	101,706	6,938,049
ピアウイ	8,790,832	5,714,041	346	5,714,387
バイーア	9,426,713	6,598,699	300,670	6,899,369
北部	21,363,378	13,886,195	999,856	14,886,051
トカンチンス	21,363,378	13,886,195	999,856	14,886,051
南東部	5,771,979	4,040,385	3,299,109	7,339,494
ミナスジェライス	5,771,979	4,040,385	2,251,089	6,291,474
サンパウロ			1,048,020	1,048,020
南部			976,551	976,551
パラナ			928,611	928,611
サンタカタリーナ			12,780	12,780
リオ・グランデ・ド・スル			35,160	35,160
全国	95,268,359	54,692,268	16,079,868	70,772,135

資料：WWF-Brasil（2009，pp. 7-9）

もっとも、川田（1996，11-14 頁）は「ブラジルの自然は、人間の思考や感情をたかぶらせ、とんでもない計画を思いつかせ、やがて無表情にそれをのみこんでしまうのであろう。」と語り、「メガロマニア（誇大妄想）」の例の一つとして「日本の耕地面積の十倍の土地に、1 ヘクタールあたり 3 トンの石灰を入れ、多数の散水器をまわすという莫大な投資をして、しかし強烈な太陽にさらされて、何十年かののちには、また不毛の酸性土壌にもどってしまうかもしれない、セラードの大豆畑計画。」と書き記している。

現在セラードでは土壤浸食を防ぐための不耕起栽培が急速に進んでいる。これ以外にも輪作体系や農牧輪換等、「誇大妄想」にならない為の土壤保全策の検討が重要である。

5. ブラジルの農業政策体系⁶

(1) 農業を担当する国家機関

ブラジルの農業政策を説明する前に注意しておかなければならないのは、日本と異なりブラジルには農業政策を担当する省が二つあるということである。元々は現在の農牧畜供給

省（MAPA）という一つの省であったのだが、1999年に農業開発省（MDA）が分離した。現在ではこの2省が以下のように役割分担している。

① 農牧畜供給省（MAPA: Ministério da Agricultura, Pecuária e Abastecimento）

一般的な農・牧畜業政策の立案，遂行，アグリビジネスの振興と競争力の強化。

2009年予算，77億レアル。

② 農業開発省（MDA: Ministério do Desenvolvimento Agrário）

農地改革，家族農業強化計画（PRONAF: Programa de Fortalecimento da Agricultura Familiar）の推進。

2009年予算，47億レアル。

本稿では世界農産物貿易，ひいては日本の食料需給に直接関係する①の農牧畜供給省の政策を取り扱い，②の農業開発省の管轄である農地改革や家族農業強化計画に関しては触れない。これらはブラジル国内の問題としては重要であるが，経済政策というよりも社会政策に近い問題であり，今回の報告書の趣旨には沿わないと考えられるからである。なお，以下では日本での慣例に従い，農牧畜供給省（MAPA）を農務省と表記する。

これ以外に農務省と関係する機関として重要なのが国家食料供給公社（CONAB: Companhia Nacional de Abastecimento）と農牧研究公社（EMBRAPA: Empresa Brasileira de Pesquisa Agropecuária）の二つである。前者のCONAB（コナービ）は後に述べる最低価格支持制度の実施機関であり，作柄調査を実施するなど主要品目の需給に関わる業務を行っており，日本で言えばかつての食糧庁に相当する。

後者のEMBRAPA（エンベラッパ）は様々な農畜産物の研究開発を行っており，ブラジル農業発展に大きな貢献をした組織である。EMBRAPAは本部の他に作物別の研究所と地域別の研究所があり，組織形態は現在独立行政法人になっている日本の旧国立農林水産試験研究機関に良く似ている。

（２） 農業政策の二つの柱

後に述べるように，ブラジルの農業保護水準は世界的に見ても低い。そのことがWTO農業交渉で強気の姿勢を取ることができる一因にもなっている。しかし，農業保護的な政策が存在しないわけではない。

歴史を経るにつれて新しい手法が開発され，政策手段の数も増えているが，歴史的にも古く，かつ現在でも農業保護政策の基本となっているのは所得を安定させるための最低価格保証制度と低利の農業金融という二つの政策手段である。

前者は農産物価格の変動を抑制することを目的としており，後者は市場金利より低利な資金を供給することにより，マクロ経済政策により世界で最も高金利な国においても中小

農家が資金へアクセスできるように支援している。

1) 最低価格保証制度

最低価格保証制度（PGPM: Política de Garantia de Preços Mínimos）が発足したのは1945年と歴史は古いが1940年代には利用されず、本格的にこの制度が活用され始めたのは軍事政権下（1964～1985年）においてである。1965年の命令57391号とこれを補完する1966年の大統領令79号によりPGPMの制度が変更され、体系化された。以降、基本的にはこの時期に定められた制度が現在まで続いている。以下主要な手法の解説を簡単に述べる。

(i) 連邦政府買上制度（AGF: Aquisição do Governo Federal）

AGFは市場価格が政府の定めた最低保証価格を下回ったときに政府が直接市場に介入し、農家や農協から生産物を最低保証価格で直接買上げる制度である。この制度は1966年の大統領令79号で定められ、1966/1967年度に最初に摘要された。このオペレーションはCONABを通じて行われる。

最低保証価格は作目別、地域別に分かれて定められている。2009/2010年度にこの制度が適用された作目は33あり、それぞれ夏作、夏作種子用、冬作、冬作種子用、採取農産物に分類され、さらに地域ごとに分かれた価格が毎年定められている。

(ii) 連邦政府融資（EGF: Empréstimos do Governo Federal）

EGFは市場価格が低迷した際に、生産者、農協および加工業者が市場価格が回復するまで農場段階や倉庫で生産物を貯蔵し、市場から隔離する場合、政府が在庫費用や販売費用への信用供与をする制度である。融資期間は最大180日、融資限度額は作目によって異なるが、最大2万リアルで、利子率は6.75%である。

これと類似の制度で2003年に導入された「流通支援特別融資（LEC: Linha Especial de Crédito）」がある。LECは最低保証価格制度の枠外ではあるが市場価格が低迷している時にEGFと同様の目的の為に融資する制度である。EGFとの違いは最低保証価格が実情に合わなくなっている場合、たとえ最低保証価格が市場価格より高い場合にも融資が発動できる点である。融資限度は一人当たり2万リアルになっている。

(iii) 民間業者生産物購入価格プレミアム（PEP: Prêmio para Escoamento de Produto）

PEPは1996年に導入された。これはCONABが主催する競売で落札した業者に対して、落札価格と最低保証価格の差（プレミアム）を支給する制度である。これは価格が下落して、ある地域に当該農産物が不足している場合、供給が潤沢な地域から農産物を購入して不足している地域で販売する業者に摘要される。この制度では政府が直接農産物を購入する必要がなくなる。

(iv) 生産者売渡価格プレミアム (PEPRO: Prêmio Equilizador Pago ao Produtor)

PEPRO は 2005/2006 年度に導入された比較的新しい制度であり、生産者が最低保証価格で農産物を販売できるようにすることを目的としている。これは一種の不足払いであり、市場価格が最低保証価格を下回った場合に市場価格と最低保証価格の差（プレミアム）を政府が農業者に支払う。

農家に対して最低保証価格を確保するため政府がプレミアムを支払うという意味では PEP と同じだが、PEPRO と PEP との違いは、PEP の場合は政府がプレミアムを販売業者に支払うのに対し、PEPRO は農家に直接支払う点である。

(v) 政府販売オプション契約 (COV: Contrato de Opção de Venda)

1996/1997 年度に導入された。農家や農協が将来政府へ農産物を固定された価格（行使価格）で売る権利（売りオプション）を競売で販売する制度である。オプションの行使価格は AGF の最低保証価格を下限として、各農業年が始まる前に CONAB が発表する。

政府はオプションの保持者がオプションを行使すると決めた場合には当該農産物を買上げる義務を負う。この制度は価格下落時には生産者に対して保険としての機能を発揮する。これは直接農産物を買上げる AGF よりも効率的である。

これと似た制度でオプションの競売に参加するのが民間業者の場合は「民間販売オプションプレミアム (PROP: Prêmio de Risco para Aquisição de Produto Agrícola oriundo de Contrato Privado de Venda Privado de Opção de Venda)」がある。運営方法は基本的に政府販売オプション契約と同じである。

また、政府販売オプション契約で販売したオプションを政府が再販売する制度があり、これは「販売オプション転売 (Recompra e Repasse de Contrato de Opção de Venda)」と呼ばれる。これは入札により行われ、政府は行使価格と市場価格の差を補助金として落札者に支払うことにより自らの買入義務を回避することができる。

2) 農業金融制度

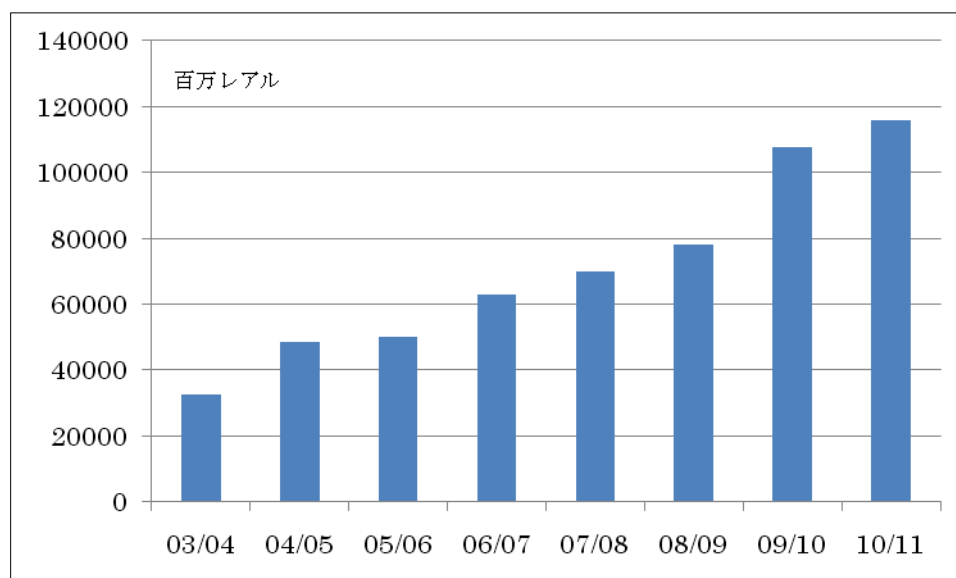
農業金融制度も軍事政権下で整備された。まず金融制度全般の整備として、1964 年に中央銀行と国家通貨審議会が設立された。それ以前には、ブラジル銀行が中央銀行の役割を果たしていた。続いて、1965 年に全国農業信用制度 (SNCR: Sistema Nacional do Crédito Rural) が発足した。その 2 年後の 1967 年には国家通貨審議会により「拘束預金」制度が定められている。これは商業銀行に預金の一定割合を農業分野に融資することを義務づけた重要な制度である。この制度は農業融資枠拡大に貢献し、同年の農業融資原資の 22.7% を占めた。1971 年以降はブラジル銀行と中央銀行を介した金融予算の割合が拡大し、1985 年には 9 割に達した。なお、SNCR による農業金融には、① 生産費、② 流通・販売、③ 投資の 3 種がある。

ところが、ブラジルは 1990 年以降、1930 年代から続いていた輸入代替工業化政策を放棄し、ネオ・リベラリズムを採用するというマクロ経済政策の転換を行った。これに伴い、農業金融の融資額が削減された。1985 年に 303 億レアルであった融資額は 1994 年には 186 億レアルと 10 年間に実質額で 39%の減少を示している。

農業融資額総額の減少とは別に、農業融資の原資の面でもこの時期に変化が起きている。それは国庫資金の割合の低下である。これに貢献したのが 1987 年に発足した「農村貯蓄勘定」制度である。これはブラジル銀行と地域開発を目的とした特殊銀行である東北伯銀行、アマゾン銀行を加えた 3 行によって運営され、農村貯蓄勘定の一定割合の農業融資を義務づける仕組みである。これに以前からある拘束預金の制度も含め、公的農業融資の原資に占める国庫資金の割合は 1985 年の 64%から 1994 年には 27%へと大幅に減少した。

拘束預金に関して、現在商業銀行は要求払預金残高の 25%を中央銀行に無利子で預金するか、市場金利より低い利率で農業融資として貸出するかを選択をしなければならない。

ただし、原資の構成は別としてルーラ政権になってから農業融資枠は着実に拡大している。第 14 図のように、第 1 期ルーラ政権で初めて策定された 2003/04 年度の農牧業計画では融資枠は 326 億レアルであった。それが最新の 2010/11 年度計画では 1,160 億レアルと 7 年間で 3.6 倍に拡大している。



第 14 図 ルーラ政権下における農業融資枠の推移

資料：MAPA(2009)，MAPA(2010)より筆者作成。

(3) 農牧業計画の策定プロセス⁷

ブラジル政府は 2010 年 6 月 7 日に「農牧業計画 (Plano Agrícola e Pecuário) 2010/2011」を発表した (MAPA(2010))。これは 2010 年 12 月に任期を終えるルーラ大統領の政権下で

最後の農牧業計画となる。農牧業計画（以後、「計画」と呼ぶ。）とは農業年度（7月～翌年6月）に実施する政府の政策メニューを記述したものである。ではこの計画はどのような手順で策定されているのであろうか。

農務省内で計画策定を担当しているのは農業政策局（Secretaria de Política Agrícola）である。まず、毎年初めに300を超える農業関係機関、研究所等にレターを出し、計画の改定にあたっての要望事項を提出してもらう。その中から実行可能性のあるものをふるいにかけていく。

次に、残された課題を局独自の提案も併せて局内で議論する。最終的には局長が大臣と協議して決定されることになる。この間、他の省庁との調整も行う。特に農業融資の融資枠拡大に関しては、利子補給を行う関係上予算の増額が伴うので財務省（Ministério da Fazenda）の同意を得ることが必要である。他方、もう一つの農業関係の省である農業開発省（MDA）とは特に調整しない。国会議員は関連する団体が要望書を提出する際にその内容に影響を及ぼすことがあるが、直接的に影響力を行使することはない。

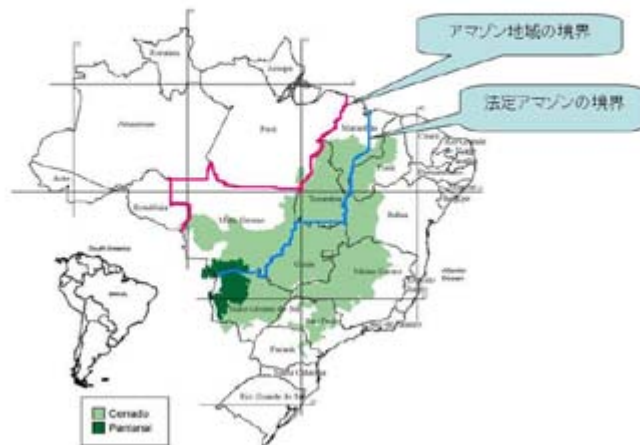
このように策定された計画は新年度が始まる前の月である6月に発表され、7月以降1年間、この計画に則してブラジルの農業政策が遂行されていくことになる。

6. 農業生産の拡大とアマゾンの環境問題

（1）アマゾン熱帯雨林と法定アマゾン⁸

最後に農業生産とアマゾンの環境問題について触れておきたい。最近、世界の食料問題に関するマスコミの報道を見ると、ブラジルではアマゾン熱帯雨林を伐採して大豆やサトウキビを植え、アマゾンを破壊しているかのような主張がしばしば見かける。これは完全に誤りとは言えない面もあるが、事実とは異なる面も多い。これは、日本での「アマゾン」という地域概念がブラジル政府のそれとズレがあることに起因している面があると思われる。

具体的に説明してみたい。第15図を見ると、日本人がイメージしているアマゾンというのは、「アマゾン地域の境界」と示された赤い線より北の部分、すなわちアマゾン熱帯雨林だけを考えている。ところが、ブラジルには別の「法定アマゾン」という地域分類概念がある。これはアマゾン地域を含みつつ、南部に約3分の1拡張した範囲（第15図の「法定アマゾンの境界」を示す青い線より北の部分）を示す言葉でブラジル全体の約6割を占める、広い範囲を指している。



第 15 図 アマゾン地域と法定アマゾン

この図でわかるように、「アマゾン地域」の境界と「法定アマゾン」の境界の間の弧状の地域に薄い緑色で示されたセラードが存在している。つまり、「法定アマゾンの中ではあるが、アマゾン地域ではないところ」にセラードがあり、ここで大豆の作付けが拡大しているわけであり、アマゾン熱帯雨林の中ではない。

一般に、ブラジル政府が「アマゾン」という場合は「法定アマゾン」を指す場合が多いのに対し、日本人は狭い範囲の「アマゾン地域」をイメージするので両者の認識する地理的範囲にずれが生じる結果になっている。

実際日本人が考える「アマゾン」、すなわち「アマゾン地域」で作付面積が増加しているのか、データで確かめてみることにする。

第 11 表 サトウキビ収穫面積の推移

地 域	収穫面積 (ha)		伸び率 (%)	拡大面積 (ha)	寄与率 (%)
	2000年	2006年			
全国	4,804,511	6,144,286	27.9	1,339,775	100.0
北部	15,794	20,972	32.8	5,178	0.4
北東部	1,061,489	1,120,547	5.6	59,058	4.4
南東部	2,978,611	3,931,461	32.0	952,850	71.1
南部	375,221	483,246	28.8	108,025	8.1
中西部	373,396	588,060	57.5	214,664	16.0
法定アマゾン	170,735	262,455	53.7	91,720	6.8
アマゾン地域	12,232	17,434	42.5	5,202	0.4
アマゾン地域外の法定アマゾン	158,503	245,021	54.6	86,518	6.5

資料：清水（2008，47 頁）。

まずサトウキビであるが，第 11 表で 2000 年と 2006 年を比較すると，全国で収穫面積が 27.9%増加している。これを地域別の寄与率でみると，71.1%はサンパウロ州がある南東部で増加している。これに対して，アマゾン熱帯雨林がある北部の寄与率は 0.4%にすぎない。2006 年における北部の収穫面積は 20,972ha で全国の収穫面積の 0.3%でしかない。このように，データでみるかぎり，アマゾン熱帯雨林でサトウキビ栽培が増加しているとは言えない。

同じ表で 2006 年の「法定アマゾン」の収穫面積は約 26 万 ha で全体の 4.3%を占めている。しかし，26 万 ha のうち，24.5 万 ha が「アマゾン地域以外の法定アマゾン」である。つまり，アマゾンでのサトウキビ栽培というのは，ほとんどが「法定アマゾン地域内でアマゾン地域ではない」所で行われていることを意味している。

これは大豆も同様である。第 12 表をみると，大豆は 2000 年から 2006 年の間に 61.4%も収穫面積が拡大している。では拡大したのはどこかというと，寄与率が最も高いのはセラードのある中西部の 56.4%であり，次に南部の 24.5%である。つまり，拡大した面積の 8 割はアマゾン熱帯雨林の外になる。ここで「法定アマゾン」の寄与率は 46.8%と一見大きく見えるが，このうち「アマゾン熱帯雨林ではないアマゾン」で拡大しているのが 44.7%とそのほとんどを占めている。

第 12 表 大豆収穫面積の推移

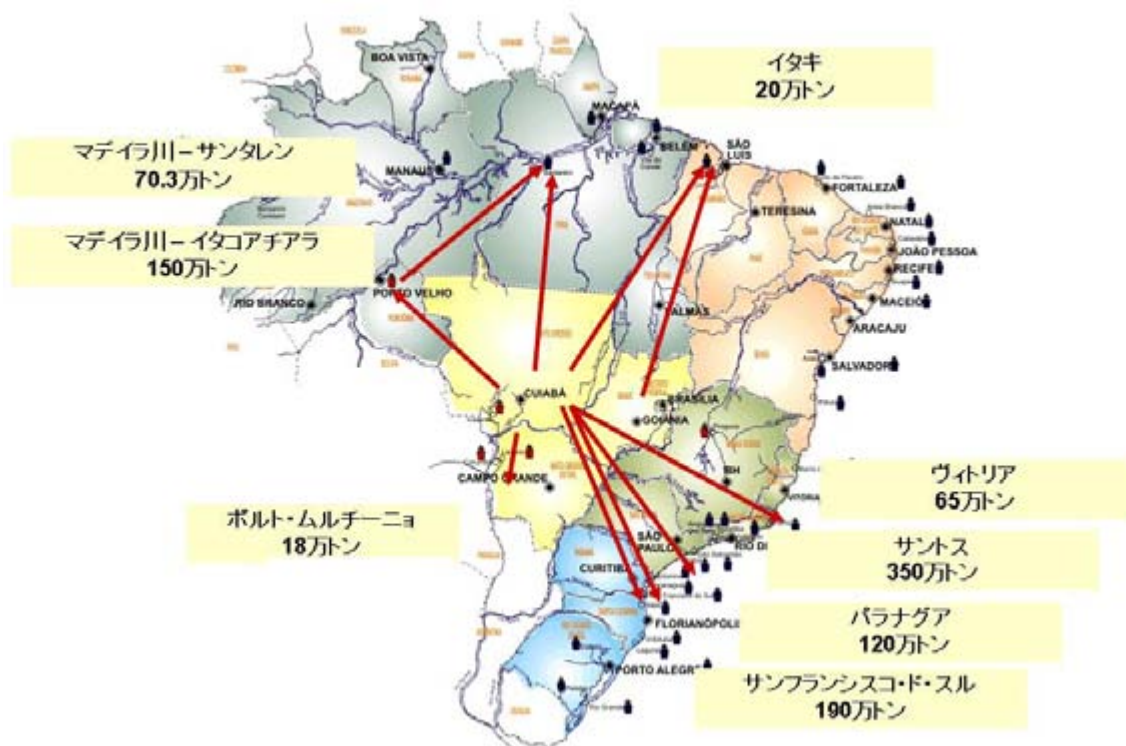
地域	収穫面積 (ha)		伸び率 (%)	拡大面積 (ha)	寄与率 (%)
	2000年	2006年			
全国	13,656,771	22,047,349	61.4	8,390,578	100.0
北部	71,960	508,238	606.3	436,278	5.2
北東部	847,076	1,487,915	75.7	640,839	7.6
南東部	1,135,064	1,661,713	46.4	526,649	6.3
南部	6,072,216	8,126,984	33.8	2,054,768	24.5
中西部	5,530,455	10,262,499	85.6	4,732,044	56.4
法定アマゾン	3,946,281	7,869,856	99.4	3,923,575	46.8
アマゾン地域	14,041	187,148	1232.9	173,107	2.1
アマゾン地域外の法定アマゾン	3,932,240	7,682,708	95.4	3,750,468	44.7

資料：清水（2008，51 頁）

それでは、全く問題がないのかというと、そうとも言い切れないところもある。それは「法定アマゾン」の境界と「アマゾン地域」の境界に挟まれた弓状の地域である。ここは「森林破壊の弓状地帯 (Arco de Desflorestamento)」と呼ばれている所である。このアマゾン熱帯雨林と接している地域ではセラードの森林が伐採され、大豆栽培が急激に拡大している。この地域の耕作可能地が枯渇すると隣接した熱帯雨林の地域に大豆栽培が進出していく可能性が懸念されている。しかし、大豆やサトウキビを栽培するためにチェーンソーで熱帯雨林を伐採して栽培しているというイメージは正しいとは言えない。ブラジルとの概念のずれによる不毛な議論のすれ違いを避ける為に、この点は認識しておく必要がある。まず、問題となるのは有用木の伐採であり、これを取り締まることが重要である⁹。

（２） 輸送インフラとアマゾン

直接の農業生産とは別に、輸送経路の変化がアマゾンに影響を及ぼす可能性もある。第 16 図は穀物（大豆を含む）の搬出経路である。現在ブラジルにおける穀物生産のメッカである中西部で収穫された穀物（多くは大豆）は南東部、南部の輸出港まで運んでいる。最も多いのが南東部に属するサンパウロ州サントス港からの輸出である。その後に南部のサンタカタリーナ州サンフランシスコ・ド・スル港、同じ南部であるパラナ州パラナグア港が続いている。



第 16 図 中西部からの穀物輸出货量（主要港別）

資料：MAPA

中西部の産地からこれらの港までは、遠いところで 2,000km 以上離れている場合も珍しくない。産地から港までの輸送手段のほとんどは舗装状態が悪い道路上を走るトラック輸送であるため、非常に輸送コストが高く、いわゆる「ブラジルコスト」の一つとなっている。米国の場合はコーンベルトで生産された大豆はバージでミシシッピー川を利用してガルフに搬出させるので輸送コストがブラジルよりもかなり低くなる。

この打開策として、近年はアマゾン川を使った新しい搬出ルートも開発されている。一つはマットグロッソ州の産地からホライマ州のボルト・ヴェーリョまで国道 364 号線を使ってトラックで運び、アマゾン川の支流であるマデ이라川を使ってバージで輸送して、アマゾン川主流の大都市マナウスから 200km 下流にあるイタコアチアラ港から輸送船に積み込んでアマゾン川を 5,000km 以上下って輸出するルートである。

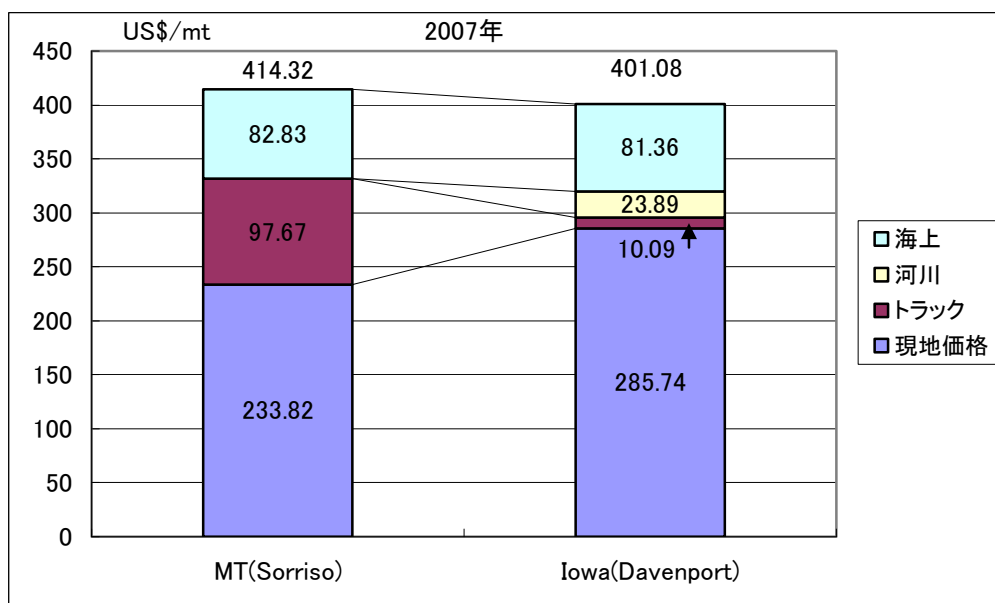
もう一つはアマゾン川河口から 1,400km 上流にあるサンタレン港から搬出するルートである。サンタレンまではマットグロッソ州の州都クイアバから通じている国道（163 号線）をすべて舗装化する計画が進められている。しかし、まだ未舗装部分が約 1,000km も残っており、工事に莫大な費用がかかることから、いつ完全舗装化されるかの目処はたっていないのが現状である。また、舗装工事そのものが森林破壊の原因になるということに加え、

完成した道路が違法伐採の搬出経路になるのではないかという懸念があり、環境保護派からの批判も多い。

なお、カルファンタン（2009，105-106 頁）は「2013 年には、収穫した大豆を商品化する際の沿岸部に輸送するコストが、数十年来はじめて下落する。今後、港に到着するまでに要する時間は、国際基準をクリアできることになる。」とブラジル政府が進めているインフラ投資加速化計画（PAC）楽観的な見解を述べているが、実際には進捗率は低く、ブラジル人でも多くは計画達成には懐疑的である。他にもこの本はブラジル政府の主張通りの部分が多すぎる。

（3）輸送コストの米伯比較

先に述べたブラジルの輸送インフラ未整備のコストはどのくらいのものか大豆を例にとって見てみることにする。



第 17 図 大豆輸送費の日伯比較

資料：USDA（2009）より筆者作成。

比較に用いたのはブラジルのマットグロッソ州（MT）内の大豆主産地ソヒーゾ（Sorrison）と米国アイオワ（Iowa）州ダベンポート（Davenport）から中国の上海まで輸送した場合のコストである。第 17 図で明らかのように、2007 年では 1 トン当たり的大豆価格は現地価格と表記されている農場段階での価格はブラジルの方が米国より 52 ドル安い。ところが海上運賃は両者とも約 80 ドルで大差ないものの、国内運賃がブラジル 98 ドルに対し、米国 34 ドルと 60 ドル以上の差があるため、上海に到着した段階での価格は逆転してしまっている。

米国の場合は中西部のコーンベルト地帯からガルフまではミシシッピー川を使った河川輸送が主流なため、このような差が生じている。一般に単位当たりの輸送コストはトラック輸送が河川輸送の約 9 倍と言われている。ブラジルの場合、中西部から南部の港までの輸送インフラ整備がいつ完成するか不透明である以上、アマゾン川を利用した搬出経路の拡張を検討せざるを得ないであろう。

注

- ¹ 人口と GDP の統計は(財)国際貿易投資研究所『国際比較統計データベース』による。
- ² 2009 年 10 月に 100 歳で他界したフランスの人類学者クロード・レヴィ＝ストロース (Claude Lévi-Strauss) が 1938 年に調査し、構造主義のバイブルとも言われている『悲しき熱帯』の中で既述したナンビクワ族が居住しているのは中西部にあるマット・グロッソ州である (レヴィ＝ストロース (1977, 83-199 頁))。
- ³ 当時の大規模砂糖農園と工場の実態に関してはフレイレ (2005) を参照せよ。
- ⁴ ジニ係数では最も不平等な時に 1 となり、完全に平等の場合は 0 となる。
- ⁵ フェジヨン豆というのはブラジル料理に使われる伝統的な豆で、煮てお米にかけて食べる。
- ⁶ 農業政策の歴史的形成過程に関しては清水 (2007) を参照せよ。
- ⁷ この部分の記述は筆者が 2009 年 8 月に農務省農業政策局で行った聞き取りに基づいている。
- ⁸ 詳しくは清水 (2008, 43-57 頁) を参照せよ。
- ⁹ この点に関しては、本郷 (2005) が詳しいので参照のこと。

〔引用文献〕

日本語文献

- カルファンタン, J-I, 林 昌宏訳 (2009)『世界食糧ショックー黒いシナリオと緑のシナリオー』, NTT 出版。
- 川田順造 (1996)『ブラジルの記憶 「悲しき熱帯」は今』, NTT 出版。
- 清水純一 (2007)「ブラジル農業の概観と農業政策の展開」『行政対応特別研究 [交渉戦略] 研究資料第 3 号 南米における農業政策の変遷ーブラジルの事例ほかー』農林水産政策研究所, 1-22 頁。
- 清水純一 (2008)「ブラジルにおけるエタノール生産」坂内 久, 大江徹男編『燃料か食料か パイオエタノールの真実』, 日本経済評論社, 23-58 頁。
- フレイレ, G., 鈴木茂訳 (2005)『大邸宅と奴隷小屋ーブラジルにおける家父長制家族の形成ー上下』, 日本経済評論社。
- 本郷 豊 (2005)「アグリビジネスの功罪」西澤利栄, 小池洋一, 本郷 豊, 山田祐彰『アマゾンー保全と開発ー』, 朝倉書店, 57-69 頁。
- レヴィ＝ストロース, C., 川田順造訳 (1977)『悲しき熱帯 下』, 中央公論社, 81-199 頁。

外国語文献

- Bravo-Ortega, C. and D. Ledeman (2004) “Agricultural Productivity and Its Determinants: Revisiting International Experiences,” *Estudios de Economia*, Vol.31 – No.2 , Universidad de Chile, pp. 133-163.
- Coelho, C. N. (2001) “70 anos de Política Agrícola no Brasil (1931-2001),” *Revista de Política Agrícola*, Ano X – No.3 , MAPA, Brasília, pp. 3-58.
- Gasques, J. G., E. T. Bastos and M. R. P. Bacchi (2008) “Produtividade e Fontes de Crescimento da Agricultura Brasileira,” João alberto De Negri e Luis Claudio Kubota (Ed.), *Políticas de Incentivo à Inovação Tecnológica no Brasil*, IPEA, Brasília, pp.435-459.

Lord, M.J. and Greta, G. R. Boye (1991) "The Determinants of International Trade in Latin America Commodity Exports,"

Urrutia, M.(ed.), *Long-term Trends in Latin American Economic Development*, Inter-American Development Bank, pp. 117-156.

MAPA. Ministério da Agricultura, Pecuária e Abastecimento (2009), *Plano Agícola e Pecuário 2009-2010*.

MAPA. Ministério da Agricultura, Pecuária e Abastecimento (2010), *Plano Agícola e Pecuário 2010-2011*.

USDA (2009), *Soybean Transportation Guide: Brazil 2008*.

USDA (2010), *Agricultural Productivity in the United States: Data Documentation and Methods*.

WWF-Brasil(2009), *O impacto do Mercado mundial de biocombustíveis na expansão da agricultura brasileira e suas consequências para as mudanças climáticas*, Brasília.

2011（平成23）年1月15日 印刷・発行

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料 第12号

平成21年度カントリーレポート

E U，米国，ブラジル

編集発行 農林水産省 農林水産政策研究所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1

電 話 東京（03）6737-9000

F A X 東京（03）6737-9600

印刷・製本 株式会社美巧社